

## 令和3年第8回（9月）定例会一般質問議事録目次

### 【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">1</a>	7	池田 睦雄	1. 町の防災・減災対応について 2. 3つの事業会計の考え方について 3. 第5次総合計画後期基本計画の評価について 4. 荒神山スポーツ公園の活性化について	4
<a href="#">2</a>	3	山寺 はる美	1. ボランティアポイントについて 2. 高齢者の外出移動支援の取り組みの進捗状況について 3. 国道153号線伊北インターから小野地区間の災害時の道路情報 を知らせる電光掲示板の早期設置を 4. ふるさと納税について	18
<a href="#">3</a>	9	舟橋 秀仁	1. 令和3年8月前線による大雨災害関連の事案について 2. 新型コロナウイルス感染拡大による町内商店への支援について 3. 今後のほたる祭りのあり方について	30
<a href="#">4</a>	10	小澤 睦美	1. 武居町政1期4年と選挙公約について 2. 川島小学校統合について 3. 「技術吏員」の育成について	45
<a href="#">5</a>	2	松澤千代子	1. 8月災害の状況について 2. 遊休農地を減少させていくために 3. 子供の予防接種について	58
<a href="#">6</a>	6	津谷 彰	1. 8月大雨災害から見る流域治水について 2. 成人年齢引き下げに伴う消費者教育について 3. 3歳児健診における弱視早期発見について	71
<a href="#">7</a>	5	矢ヶ崎紀男	1. 大雨による土砂災害の状況について 2. 森林環境譲与税について 3. 新型コロナウイルス感染急拡大の対応について 4. 武居町政一期目の想いと二期目に向っての決意	87

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">8</a>	8	樋口 博美	1. 川島小学校の今後について 2. 統廃合の基準について 3. 多様化する子どもたちへの国、県の対応 4. 町の目指す教育とは 5. 移住施策における小学校の役割について	104
<a href="#">9</a>	4	瀬戸 純	1. 災害に対する防災・減災・避難等について 2. 町営住宅申請等における証明書等について 3. 全町民対象の新型コロナウイルス感染症支援について 4. 子どもの権利について	118
<a href="#">10</a>	11	向山 光	1. 板沢地区への最終処分場建設計画について 2. 太陽光発電施設設置計画と条例について 3. 空き家・空き地対策について 4. 会計年度任用職員について 5. 2期目を旨す町長の基本姿勢について	132
<a href="#">11</a>	1	吉澤 光雄	1. 今回の大雨災害への対応と教訓 2. 新型コロナウイルス感染症対策 3. 川島小学校廃校問題 4. 上伊那の高校再編	146

令和3年第8回辰野町議会定例会会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和3年9月8日 午前10時00分
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名
- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 吉澤光雄  | 2番  | 松澤千代子 |
| 3番  | 山寺はる美 | 4番  | 瀬戸純   |
| 5番  | 矢ヶ崎紀男 | 6番  | 津谷彰   |
| 7番  | 池田睦雄  | 8番  | 樋口博美  |
| 9番  | 舟橋秀仁  | 10番 | 小澤睦美  |
| 11番 | 向山光   | 12番 | 岩田清   |

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	代表監査委員	中村文昭
総務課長	加藤恒男	まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹
住民税務課長	三浦秀治	保健福祉課長	竹村智博
産業振興課長	赤羽裕治	事業者緊急支援担当課長	岡田圭助
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
こども課長	小澤靖一	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広  
議会事務局庶務係専門員 有賀智美

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第7番 池田睦雄  
議席 第8番 樋口博美

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。傍聴の皆様には、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第8回定例会、第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問であります、2日正午までに通告がありました、一般質問通告者11人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人50分以内として、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位 1 番	議席 7 番	池 田 睦 雄 議員
質問順位 2 番	議席 3 番	山 寺 はる美 議員
質問順位 3 番	議席 9 番	舟 橋 秀 仁 議員
質問順位 4 番	議席 10 番	小 澤 睦 美 議員
質問順位 5 番	議席 2 番	松 澤 千代子 議員
質問順位 6 番	議席 6 番	津 谷 彰 議員
質問順位 7 番	議席 5 番	矢ヶ崎 紀 男 議員
質問順位 8 番	議席 8 番	樋 口 博 美 議員
質問順位 9 番	議席 4 番	瀬 戸 純 議員
質問順位 10 番	議席 11 番	向 山 光 議員
質問順位 11 番	議席 1 番	吉 澤 光 雄 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席7番、池田睦雄議員。

**【質問順位1番 議席7番 池田 睦雄 議員】**

○池 田 (7 番)

おはようございます。一般質問2回目のトップバッターとなりました。トップバッターは何かと緊張するものなんですけれども、質問が最初に終わるとホッとすることになりますので緊張の糸が切れないようにしたいと思います。よろしくお願いたします。それでは通告に従い質問いたします。最初に町の防災・減災対応についてです。平成18年豪雨災害も大きかったのですが、今月に発生した大雨災害も大きな傷跡を残しました。町の災害初動対応は比較的迅速にできたと評価しておりますが、町のシステムダウン等情報提供に課題が残ったように思います。まず8月前線停滞大

雨被害の町被害状況を伺います。

○町 長

皆さん、おはようございます。また傍聴にお越しの皆さんもいつも町政に関心を持っていただきまして感謝いたします。ありがとうございます。それでは池田議員のご質問にお答えさせていただきます。平成18年の豪雨災害から15年が経過したこの夏、辰野町を再び自然災害が襲いました。招集挨拶でも申し上げましたとおり、日降水量12時間、24時間、48時間の最大降水量をすべて更新する記録的な大雨によりまして、町内各所で被害が発生する事態となりました。緊急対応や復旧にあたっていただいた各区の役員の皆様、また町内の建設事業者の皆様、消防団、奉仕団、民生児童委員の皆様、また各地から来ていただきました災害ボランティアなど、多くの皆様に改めて感謝申し上げる次第でございます。また友好都市、千葉県鋸南町をはじめ様々な立場の方からも義援金などの支援をいただきました。本当に心から感謝申し上げます。更に議員各位におかれましても、それぞれのお立場で地元区などで対応にあたっていただいたものと思います。本当にありがとうございます。さて今回の大雨災害による被害につきましては、9月3日までに各区等からの報告により、現在町が把握しておりますものを報告させていただきます。住宅の被害が床上浸水による半壊が2棟、一部半壊が2棟、床下浸水47棟、工場・物置など住宅以外の建物が床上浸水4棟、4棟の内訳ですが工場が3棟、店舗が1棟でございます。また床下浸水は56物件ございました。また道路が45箇所、河川が14箇所、農地が200筆、農業用施設が53箇所、林道等が33路線、水道施設を含む公園その他が3箇所で被害がありました。各区には今月17日を報告期限で確認をお願いしてございますので、今後更に件数は増えるものと思われまます。なお町内では人的被害はなかったものの、岡谷市内で3人の町民の方が犠牲となりましたことは痛恨の極みでございます。残されたご家族のお気持ちを思うと悲痛の念に堪えません。以上でございます。

○池 田 (8番)

はい。多大な被害が出たという報告を受けました。当町は東西と北側の3方面に86%の山林を背負い、中山間地の弱点である急傾斜地の沢、洞など多数存在します。町中央には天竜川が流れ、横川川、上野川や沢底川が流れ込み増水する地形です。土砂災害には、新規災害と大雨が降るたびに再発する災害が出ました。そこで今回の8月大雨災害で新規災害と同じ場所に再発した災害の分類はできていますでしょうか。

○総務課長

お答えいたします。一般的には土砂災害については水害のように徐々に水位が上がるのと異なり、危険性を知らせることなくあちらこちらで点で発生すると言われております。またそのほとんどがこれまで土砂災害が起きていない所で発生することが多いとされているところではあります。議員ご指摘のとおり当町については山林原野が9割近くございます。急傾斜地の沢や幅の狭い河川などで災害が繰り返されている箇所も当然ございます。地名に蛇抜けですとかそういった土石流、土砂崩れを連想させるような名前が付けられている場所については、今回も土砂の流出や大水が出たりした箇所がございまして、町としても把握しているところでございます。

○池田(8番)

はい。今のお話は同じ所でも出ていることがあるということです。伺います。同じ場所の繰り返し災害に対して、再発防止というのが必要かと思っておるのですが、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

○総務課長

災害が繰り返される箇所につきましては、災害復旧のみならず改良工事等に努めてまいりました。また箇所数が非常に多くなりますので、優先順位、危険度の把握をしたうえでということになります。それをつけて国、県へも事業要望をしてきたところでございます。すべてについて対応しきれてないところがありますけれども、またそういった改修をした箇所におきましても再び被害を受けた場所もございます。改めて自然の驚異を思い知らされたところでございます。以上です。

○池田(8番)

はい。それでは災害の復旧と防止には物理的対策のハード面と、住民への情報提供や訓練等ソフト面の対策が必要です。町はどのように考えていらっしゃいますか。

○総務課長

ハード面では砂防堰堤ですとかそういった構築物、また河川改修等のハード対策を計画的に進め、大規模なものにつきましては国、県へ要望し進めているところでございます。ソフト面ではハザードマップの活用が考えられるんだろうなと思っております。またそのハザードマップのほかに町独自の取り組みとしまして、住民参加型防災マップの作成を各区で進めていただいているところであります。この取り組みにつきましてはコロナ禍でこの2年実施できておりませんが、地域住民の皆さんが元信

州大学の教授であります山寺喜成先生の指導の下に実際に現地踏査を行いまして、危険な箇所を理解することから始め、住んでいる方にしか分からないような現地の状況を出し合い作成していくものでありまして、より現状に即したわかりやすい内容となっております。すでに作成した地区の中には平成18年豪雨災害の際、どのようにあったか記録しているものもあり、過去の経験が活かされているものになっております。またソフト面の部分とハード面の部分と兼ねてになりますが、停電対策といった部分についても非常に重要になっておりまして、中部電力と支障木の伐採についての協定を締結し、事前に大雨ですとか強風によって木が倒れ、電源等を切断することによる停電を事前に防止することにも努めております。避難情報、大雨警報などの気象情報につきましては、国のガイドラインと県から示されている土砂災害の危険度、雨量予測、それから水位なども総合的に判断し、災害が恐れがある場合に発令しておりますので、こういった運用もソフト面の対策になるかなあと 생각합니다。以上です。

○池田(8番)

はい。災害対策はハードとソフトの組み合わせが重要です。町民との情報交換の場を多く設定し、情報共有を積極的に行うことを要望いたします。災害対策には応急処置、暫定対策、恒久対策の3つに分類できると思いますが、町はどのようにお考えですか。

○総務課長

お答えいたします。まずは命、生命の安全を確保すること、次に救助・救命が必要となります。議員がご質問の被害が生じた場合の対応としましては、土嚢を積んだり流木などの水路の詰まりを除くことが被害を拡大させないまずは対策となりますので、応急処置として地域や消防団等に協力をお願いしたいと考えております。暫定対策としましては、水の流れを変更したり簡易的に土手や堤防を作る、道路のう回路を設定することなどが想定されます。こうした対応につきましては重機などを使用するケースが多いと思いますので、地元建設業者等のご協力をいただき町が対応することが基本となりますが、緊急な対応が必要な場合につきましては、各区に手配をお願いするケースもございます。恒久対策としては、砂防堰堤や法面の整備、道路、河川などの改修と維持管理がこれにあたると思いますが、大規模な工事等につきましては先ほど申し上げたとおりに、国、県に支援を要望し計画的に進めることとなります。いずれにしましても自然の驚異はいつ襲ってくるか分かりませんので、平時から各区や

国、県と連携し情報共有や協力体制を構築しておくことが必要だと感じておりますので、そういった形で努めてまいりたいと思います。以上です。

○池田（8番）

はい。お話しいただいた内容、対策は、私も重要と考えるので是非研究し強化していただきたいなと思います。物理学者の寺田虎彦は「天災はその被害を忘れた時に再び起こる。人間は過去の記録を忘れないように努力するしかない」と言いました。砂防堰堤も堆積状況や老朽化など機能低下を定期的に点検しないと忘れたところに災害が再発します。またハインリッヒは経験則として「同じ人間が起こした傷害のない事故 300 件と軽傷事故 29 件の次は、重い災害 1 件が発生する」と言っております。「災害の背景には危険有害要因が数多くある」と提言しています。災害対策には終わりはありません。ハード面は甚大な費用と対策に時間がかかり想定以外の災害は軽減できません。しかしソフト面の強化は安価で個人が災害に事前に備えることができます。そこで1つ提案なのですが、ソフト面として災害を最小限に食い止める先ほどお話ありました防災マップがあるのですが、この活用として防災マップに発生場所とその原因、さらに新規か再発か、そしてどのような対策を講じたかを書き込み見える化し、区等を通じ町民へ情報を公開し町民全体で災害の未然防止に役立てる等の取り組みを要望しますがいかがでしょうか。

○総務課長

災害の発生箇所等の情報をハザードマップに落とし込むというご提案ですが、非常にいいアイデアかなと思いますけれども、ハザードマップ見ていただくと実際町内4枚に分けてという形になっておりまして、情報量の書き込みには多少限界がございます。ただ実際には災害の発生箇所については全町的に把握ができるようにマップ、地図に落とし込みをしておりますので、そういったものを重ね合わせながら確認ができる仕組みについては研究をしてまいりたいと思います。以上です。

○池田（8番）

はい。ハザードマップの活用ということでご提案しましたけれども、やはり過去の忘れたころのものが繰り返す、ここが大切なんですよ。ですので1年2年でいいというものではなくて、過去に同じ所のものが何回も繰り返されてくる、または逆に繰り返される可能性があるという予測というのも必要かと思いますので、ぜひ防災マップというのをですね、あるものを有効に使っていただければ町民も安心できるかなと

いうふうに思います。次に町の3つの事業会計について伺います。上水道、下水道、町立病院の事業会計経営の基本的な考えを伺います。

○町 長

はい。地方公営企業は経営の基本原則として常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運用されるべきことと定めています。公営企業はサービスの対価である料金収入によって維持されるものであります。全体では10以上の事業がありますが、辰野町では上水道事業、昨年度から加わった下水道事業そして病院事業が対象となっています。独立採算制を目指していますが、一方で収入をもって充てることの出来ない経費については、一般会計において負担することとなっており、この基準は国の定めによって事業ごとに決まっています。例えば企業債償還金に対する繰出等ですが、繰出金に対する交付税措置も図られています。各会計とも基準に基づく繰り入れを行う中で健全な経営を目指してまいります。以上です。

○池 田 (8 番)

はい。それでは事業会計の今3つお話いただきましたけれども、課題と対策というのをお持ちかと思えます。そこで伺います。上水道事業の課題と対策、主なもので結構ですので数点あげていただければと思います。いかがですか。

○建設水道課長

上水道事業につきましては安全で安心な水を町民に供給する事業でございます。健全経営はできているという認識でおりますが、水道施設、適切な維持管理のほかに耐震化や老朽化対策に多大な投資が必要なため、実施が遅れてしまっている事業ございます。それは将来にわたって安定的にサービスを提供し続けるために障害になることを意味します。本年度はそれを実現するために事業計画及び経営戦略の見直しに着手しております。健全な経営の下で事業を実施するには、事業の実施時期や料金の見直し等必要になってくると考えている状況でございます。以上です。

○池 田 (8 番)

はい。下水道事業についてはいかがでしょうか。

○建設水道課長

下水道事業につきましては、上水道事業と同じく生活基盤を支える重要なインフラとして、途切れることなく安定的なサービスの提供を行わなければなりません。下水

の主な課題としまして施設・設備の老朽化による修繕費や改築事業費の増大、また人口減少社会におきまして有収水量の減少により料金収入の減少等が考えられます。施設・設備の老朽化につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づいて長寿命化対策、老朽化対策を進めております。人口減少社会における有収水量の減少につきましては、料金収入の減少について地方公営企業法の適用により、経営戦略の見直しの着手を行っております。令和2年度には地方公営企業法の適用により財務諸表による経営成績の早期の判断が可能となっております。今後はですね他の類似団体の会計とかそういうものの比較、また経営状況の明確化ができてきましたので、町民等の皆様に説明責任や説明の義務の向上が図っていけると考えております。以上です。

○池田(8番)

はい。それでは辰野町立病院事業の課題と対策はいかがでしょうか。

○辰野病院事務長

辰野病院の課題については15年以上も前に始まった、臨床研修医制度の変更により医師不足の状態が続いています。その後も医療情勢は目まぐるしく変わり医療体制も、他病院との役割分担や医療連携が強化されるようになりました。収入の確保や経費節減も職員各自意識しながら病院運営を行ってきました。また住民からの要望が大きかった泌尿器科や神経内科も信州大学、伊那中央病院からの医師派遣を受けることができました。ほかにも諏訪赤十字病院や岡谷病院など近隣病院との協力体制も構築できております。医師の確保が最大の課題ですが、4年前から県の人事により自治医科大卒者や県の就学資金対応医師が、継続的に派遣してもらえるようになったため、何とか現状を維持しています。また非常勤ではありますが常勤に近い形の医師も確保できました。今後も医師確保に向け各方面へ働きかけていきたいと思っております。昨年からは発生した新型コロナウイルス感染症の影響はいたるところに出ており、病院も様々な対策を強いられてきました。ワクチン接種にも当初から協力するなどそれぞれの対応をする中で、院長宣言の「地域へ飛び出す辰野病院」を目指し、親しまれる病院となるよう努力してまいりたいと思っております。

○池田(8番)

はい。各事業の事業会計の課題と対策を伺いました。今のお話の中で出てきました、やはり町民の協力が最も必要だということでもあります。そういう面でこういった課題とか対策は協力を要請するにあたって、町民へどのように伝え理解を深めようとして

いるのか伺います。

○建設水道課長

上水道会計につきましては、議会、運営審議会また簡易水道の担当国会議等で審議をしていただくことはもちろんですが、その過程やご意見を含め広報やホームページで公開することでお伝えしている状況でございます。また大きな変更があれば説明会等など開催してお伝えしていく努力をしていきたいと思っております。下水道事業につきましても、同じ状況で下水道の審議会等で審議していただいた過程、ご意見を含めてホームページ等でご審議していただいているものでございます。ただ下水道事業につきましては、多大な投資の上に成り立っている事業ということを、広報や審議会また決算書等で町民等に改めて周知して、ご理解してく努力をしていきたいと思っております。以上です。

○辰野病院事務長

はい。周知の方法につきましてはただいま上水道、下水道の方と同様ではございますが、病院としましては、年に5回ほど病院だよりというものを全戸配布しております。またその合間、合間には広報たつのを利用して様々なお知らせをとおしてやっております。是非その辺で病院に対する理解を深めていただければと思います。また今回ワクチン接種を行ったことで、多分今まで1度も病院に来なかった方も病院ってどんなところかなってところも、分かっていたたんだではないかなと思っております。その辺につきましては議員の皆様も、どなたか皆様にお知らせとかしていただければ非常にありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○池田(8番)

はい。それぞれの事業目標と採算を立てて、一般財源からの繰入金に頼るのではなくて独立した採算経営を望みます。そして最良のサービスを住民に提供していただくことを、最終課題として考えていただきたいと思います。これはすべて町民の協力と理解を得ることが最も大切だと思いますので、その辺の町民への情報提供をこまめにしていただいて協力を求められるよう要望いたします。次に第五次総合計画後期基本計画の評価について伺います。本定例会に5年間の業務執行状況の評価報告をいただきました。その中で将来目標688項目中、目標達成A評価とほぼ達成B評価の合計が675項目、達成率98.2%。概ね目標値KPIは達成されたとのこと。またまちづくりの指標は117項目中、達成60項目と達成率51.7%となりこれは改善が必要かと

思います。これらの評価はあくまで行政サイドの自己評価であります。行政の業務実績は町民が感じ取る生活環境の満足度でも評価する必要があると考えます。そこで5年間の後期基本計画の結果は、町民からどのように評価されているかを伺います。

○まちづくり政策課長

今議会の初日には、ご案内のとおり第五次総合計画後期基本計画の実施状況を報告させていただきました。この実施状況の評価の検証作業では、まず役場職員により内部評価を行ったうえで、町民の代表機関となる町の基本構想審議会にて報告しご審議をいただいております。これを一つの外部評価と位置付けております。住民の評価という点では第五次総合計画の後期基本計画策定時と今回の第6次総合計画の前期基本計画策定時の町民アンケートの取り方を少し変えておりまして、今回の調査は5年前と現在がどう住民意識として変化が現れているかという評価に見立てている点に特徴がございます。5年前は前期計画の検証を踏まえて後期計画を策定するという考え方の中で、設問自体が総合計画の前期の取り組みに対する詳細なこれまでの事業説明を抑えたうえで「さあどうでしょうか」という聞き方をしたわけですが、今回のアンケートでは住民意識という感覚的なものという形で捉えさせていただいております。これは第6次総合計画が新しい今後10年間の町の将来像を実現するための計画でございまして、その前期基本計画はこうした考えの下で策定する計画であるというふうに考えているからでございます。行政の継続性というものが前提としておりますけれども、それだけではなく政策の重要度ですとか、緊急度は5年前とどのように変化しているかを分析するためのアンケートを、取らしていただいたというふうに考えていただきたいと思います。以上でございます。

○池田(8番)

はい。審議会等の外部評価ということでしたが、この評価結果っていうのはどういうふうに評価されましたか。

○まちづくり政策課長

審議会についてはですね、先ほど議員がご案内いただいたとおりKPI、それからまちづくり指標についての達成度、若干低いわけですがそれを現実のものとして評価をいただけたというふうに考えております。以上です。

○池田(8番)

はい。私がここで指摘したいのは、自己評価は非常に高いけれども町民がその行政

でやっていただいた仕事の内容に対して満足しているかどうか、よくやったねと言っていたかどうかは私は基本だと思います。行政のサービスはKPIを達成することも大切ですが、その次には住民のためにその行政をやっていると。ですので最終ゴールは住民がどのように感じてくれて、「よくやったね」「よく頑張った」「これはできなかったけど、ここは今後頼むね」みたいなそういうものがないと次につながっていかない、ある種自己満足で終わってしまう。これは町の活性化には決して通じないんじゃないかなというふうに思います。それぞれのKPIで達成していただいた結果は私は評価いたしますけれども、ここであえてアンケートをとるとかそういうことは必要ないと思いますので、1点、今お話ありましたが5年間の計画スタートする前に町民の意識調査というものをとられ、更に満足度と重要度の相関散布図というのが作られてます。今回6次計画の前にもほぼ同じようなお話の中では取り方が少し違うというお話ありましたが、内容、項目を見るとほとんど町民が受け取る感じとしては同じような内容がとられております。そこでこの今回6次計画の前にとられた町民意識調査との相関散布図というのを2つを見比べていただいて、同じような質問に対して町民がこの5年間でどういうふうにしたのか、満足できるような形になったのかを評価していただきたいという要望をいたします。町民においても、5年前と今とを比べると要求もどんどん高くなってまいりますので、その辺は加味しなきゃいけないですけども、やはり客観的な見方をする、要は我々行政サイドが努力した結果、町民がどのように感じるかという指標をですね、是非常に持ちながら自己評価して客観的な評価も加えていただきたいなということを要望いたしますがいかがでしょうか。

#### ○まちづくり政策課長

個別評価につきましては、議員おっしゃるとおりですね、それぞれに対して住民の皆さんの満足度がどうであるかを見ながら、これから進んでまいらなくてはならないという思いには変わりはありません。これから始まる第6次総合計画前期基本計画、始まっているわけですが、やはり新たな視点をもって今までに変えられなかったものについては新たな手法でなければ変えていけませんので、その辺を見極めて取り組んでいきたいと思っております。なお相対的な満足度につきましては、前回と今回のアンケート結果によりましてですね、全体的な満足度について申し上げますと5年前では57.5%でしたが、今回は63.4%というふうになっております。従っ

て全体的には満足度は住みやすい町だというふうに、住民の皆さん一定の評価をいただいているのではないかと思います。あと個別の施策についても同様に分析していかなくてはいけないというふうに考えております。以上です。

○池田(8番)

はい。トータル的には評価が上がっているというお話ですが、実はその中身をよく分析しないと、その今まではあまり評価なかったのが「良かったね」という評価もありますけれども、今回の業務この執行において狙いとするところがあったはずなので、その狙いとしたところがきちっと評価されているかどうか、個別の項目をですっきり分析していただきたいと思います。それを是非6次計画にいろいろな面で活かしていただいて、町民の満足度をどんどん上げていただく、そういう業務執行を要望したいと思います。次に荒神山スポーツ公園の活性化について伺います。私、本来これは今回やるつもりはございませんでしたが、8月の豪雨災害もありましたし、あるところから「どうしてやらないの」という話がありましたので、あえて再度やらさせていただきます。まず最初にまず荒神山スポーツ公園の8月豪雨被害状況と対策を伺います。

○生涯学習課長

はい。それではお答えします。今回の令和3年8月前線停滞大雨災害について、8月15日のですね12時45分頃ですが、マレットゴルフ協会の会長さんよりほたるトイレ裏の法面が崩落したという連絡がございました。荒神山公園管理事務所職員が確認したところ、法面が幅36メートル、高さ15メートルにわたり崩れ、サクラ、カエデの2本の木とともに土砂が陸上競技場トラックレーンに押し出したものでございます。マレットゴルフコースには被害がございませんが、ホールとホールをつなぐ通路が崩れました。現場では安全対策として崩落した通路の前後のですね、ロープを張り通行止めにしてあります。また迂回する通路を新たに開設しまして利用者が安心して利用できるように対応しています。被災箇所につきましては建設水道課が町単災害として、立木の伐採、片付けまでは現在終了しております。今後現場の状況を見ながらですね土砂撤去並びに法面の復旧に向けて対応していくものでございます。以上でございます。

○池田(8番)

はい。スポーツ公園の東側法面も被害を受けたというお話ですが、これも私見まし

たがトラックまで上から流れ落ちているという状況でした。雨なので利用者はいなかったということですが、非常にちょっと心配するところがあります。それで実は同じような法面が東側全体にスポーツ公園はございます。ほかの法面では大丈夫というふうにお考えでいらっしゃいますか。

○生涯学習課長

はい。現在ですね被災箇所前後の斜面も点検させていただきました。異常を確認されておりませんので大丈夫かと思えます。ただ今回のですね被災した現場でございますが、やはり今までに経験したことのない雨が法面に浸透しまして、根の生えの浅いサクラやカエデの木をですね雨風が揺すらせて、根こそぎ崩れたというように推測されます。また先ほども言いましたけど、ほたるトイレがその上でございます。ほたるトイレの南側につきましてはインターロッキングが敷いてあるわけですが、長い間かけてですね地盤が下がっている状況がございます。今回急にということではなくてですね、今まで雨水、排水が流れてたものと思えますけれども、今回特に大雨で集中的に流れ出たことも原因の一つかと思えますが、東側の斜面、今回のところだけはそのようなことがございますが、それ以外のところについては今のところ安全かなあと考えております。以上でございます。

○池田(8番)

はい。そのほかの法面については大丈夫だよと、今回の法面の崩落の原因がある程度推測できているからというお話をいただきました。やはりこういった原因の初動対策というのが必要ですけれども、原因どこからどうしてそうなったのか、やはりその水の流れが今回はトイレの裏の法面が陥没していいですか、崩れっぽくなっているところからあったとすれば、そういう点検も他のところでやらなきゃいけないなというふうに思います。はい。続きまして荒神山スポーツ公園の今後の活性化について伺います。私は何度も同公園の活性化について伺ってまいりました。今回は三つの視点から質問したいと思います。一つは生涯学習の観点から活性化をどのようにお考えですか。

○生涯学習課長

はい。公園施設の長寿命化対策工事が終わりました荒神山球場ですとかほたるドーム、また既存のですね体育施設を気持ちよく利用していただくように維持管理してございます。施設を利用するのレッツトライ親子スポーツスクール講座やウォーキング

サッカーの公民館講座、チェアエクササイズ、ポールウォーキングの運動講座を開催、また計画もしております。また福寿草ですとかウメ、サクラ、ツツジ、サツキ、アジサイ、モミジ、紅葉など年間をとおして楽しめるように草刈りや剪定等の修景作業に力を入れてございます。また美術館ではですね、コロナ禍の昨年から今年に開催しました「目的のない旅展」につきましては1,902人の来場者がございますし、オンラインでも36名の方が参加していただいております。ひな人形展につきましては1,823人、藤崎千雲さんの「水墨画・墨彩画の世界展」こちらについては1,174人、荒川由貴展が737人の来場をしていただいております。民間との共催によりまして新しい発想の下で企画運営をし努力してまいりました。また4月からですね新たに指定管理者制度に移行した、たつの未来館アラパや、すでに指定管理者制度を導入しております湯にいくセンターですとか、たつのパークホテルに加え辰野美術館、パークセンターふれあいの施設管理者と生涯学習課職員とが集まったの会議を3回ほど行っております。会議ではですね、各施設の年間計画や取り組み状況などについて情報共有しまして、施設間の連携について意見交換がされております。スタンプラリーを取り入れる意見やチラシやパンフレットの共有、荒神山スポーツ公園に来た方を園内の他の施設にも訪れやすくするものでございます。今後もこのような会議を継続してほしいというような意見も出されておりました、施設間での連携を図りながら荒神山スポーツ公園が一体となった取り組みを進めていきたいと思っております。これまで以上に荒神山スポーツ公園が、町民はもとより多くの人々の憩いの場として賑わえばと考えております。以上でございます。

○池田(8番)

はい。ちょっと時間も少なくなってきたので、産業振興の観光の観点とまちづくりの政策の観点から伺いたいと思います。ちょっと時間が短いので手短にお願いしたいと思います。

○産業振興課長

はい。それでは観光の観点からでございますけども、当公園につきましては様々な施設がそろっておりまして、町の主要な観光スポットとして人気を博しているところでございます。また夏、冬においては長期休暇を利用して吹奏楽ですとかスポーツの合宿地としても人気があるところでございます。活性化という点におきましては最近の進めておりますサイクルツーリズムという流れの中で、町としては辰野のサイクリン

グマップ等にその荒神山スポーツ公園を通過するコースを作っておりますし、また北部の観光協議会においても「天竜まったりライド」というコースを設定する中で、サイクリングのコースとしても設定しているところでございます。町に観光協会ございますので観光協会と一緒にしまして、それぞれこれから新しい事業展開できるような流れの中で、検討を進めていきたいと思っております。

○まちづくり政策課長

はい。まちづくりの観点から申し上げますと、やはり人と物とことをつなげていくという観点から、各施設の指定管理者ですとか行政間の連携を強化して、合わせて民間による活力も取り入れながら、この県下有数の立地条件を誇る公園の活性化に努めていく必要があるであろうと考えております。以上です。

○池田(8番)

はい。町長に要望です。荒神山スポーツ公園は、今、お話しいただきましたようにどの観点からも重要なポテンシャルを持っている公園だと思います。今まで荒神山スポーツ公園の新規企画や提案の窓口は、スポーツ施設が多く管理運営している生涯学習の中で、まず仕分け作業を行い活性化していただきました。今まではこれで良かったと思います。しかし地方創生が叫ばれ、地元の魅力を再発見し再構築し都市一極集中の人口と産業を地方に還流させ活性化させるため、英知を出し積極的に活性化することを求められ、町も日本のど真ん中のまちの、ど真ん中にある総合スポーツ公園として国内外に向け情報発信をしていただいておりますが、公園の魅力づくりと活性化は弱いと感じております。なぜか。私は公園活性化の生涯学習や観光の個別の切り口ではなく、まちづくりの視点で全方位的な上位政策に位置づけていないためではないかと考えております。そこでスポーツ公園全体の新しい魅力づくりの新規企画や提案の受付窓口と仕分け作業を、生涯学習からまちづくり政策の中で一元的に取り扱うと変更していただいたらどうかと考えますがいかがでしょうか。

○町長

はい。ただいま答弁してきましたとおり荒神山スポーツ公園に関しましては、産業振興課、生涯学習課、まちづくり政策課いろんなところがいろんな分野を受け持たせていただいております。議員ご指摘のとおりですね一体的に進めていくには現状ではなかなか問題点、課題等もあるとそれだけは認識しております。ただ急激に組織変更するなり窓口、受付等ですねそちらについては本当に研究課題としてずっと捉えてお

りますので、もうしばらくまたご意見を聞かせていただきながら対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長

池田議員、まとめてください。

池 田 (8 番)

いろいろ質問させていただきましたけれども、緊急的なものはできないにしてもですね、徐々にその先が見えるように着実に計画をしてですね進めていっていただきたいと思います。はい、以上で質問を終わりにします。

○議 長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 3 番、山寺はる美議員。

【質問順位 2 番 議席 3 番 山寺 はる美 議員】

○山 寺 (3 番)

それでは通告に従いまして今回 4 点質問させていただきます。まずはじめに介護ボランティアポイントについて質問いたします。私は今まで 2 回にわたりボランティアポイントについて一般質問をしました。町の生活支援サポーターの講習を受けて、よつばでボランティアをしている方からボランティアポイントを検討してもらえないかとの要望でした。町側の答弁は「社会福祉協議会で何年か前にボランティアポイントについて研究したが、課題はいくつも洗い出したがその解決策を見い出せずに具体的な制度設計には至っていない。しかし他の市町村の制度の実施状況や効果について更に情報収集をし、社会福祉協議会とともに研究を行いたいというふうに考えています」との答弁をいただきました。現在町はボランティアポイント制度の導入を検討していますでしょうか。

○町 長

はい。ただいまご発言のとおりですね、山寺議員にはボランティアポイントにつきまして高い関心をお持ちになっていただいております。同様のご質問を平成 29 年の 9 月の定例会、また平成 30 年 6 月の定例会にもいただいたところであります。町としてもボランティア活動の促進や質の向上につきまして、非常に重要な課題であると考えております。以前に町の社会福祉協議会におきましてボランティアポイントについて検討を重ねる中で、ボランティアポイント制度は全く効果がないものとは言えないとしつつ、本来のボランティア活動は自主性、無償性、公益性の 3 原則から成り

立つものであり、そのバランスを考えた制度とするために更なる検討、研究が必要であるとされてきたところでもあります。その詳細につきましては、保健福祉課長より説明申し上げます。

○保健福祉課長

それでは山寺議員のご質問にお答えいたします。本来ボランティア活動は自発的な意思に基づく自主的な活動であって、活動者個人の自己実現への欲求また社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって社会貢献、福祉活動への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合う、交流する地域社会づくりが進むなど大きな意義を持ったものとされております。行政主導でボランティアポイントである有償制度を創設することによって、現在無償の意識を強くもたれた福祉関係のボランティア活動を行っている方にとっては、ボランティア概念に混乱を招くことも考えられます。ボランティアポイントである有償制度も効果的な制度であると考えております。これまで検討を踏まえまた先進的な市町村の情報も得ながら、更なる一歩進んだ研究を深めていく必要があると考えております。

○山 寺 (3 番)

はい。今課長から答弁いただきましたが全く3年前と同じ答弁でした。生活支援サポーターを町は26年度からサポーターに関する講習会ですね、講習会を平成26年度から行っています。平成26年度には受講者が男性15名、女性38名また27年度には男性は12名、女性は43名受けております。しかし令和1年度になりますと男性が2名、女性は7名と大幅に減少してきています。この支援サポーターの受講者が実際に活動しているサポーターさんも、年々減少していると聞いている現状を町はどう捉えておりますでしょうか。

○保健福祉課長

近年の少子高齢化に加えまして、核家族化が進み隣組への加入も減る状況にある、地域での連帯感が希薄となっている傾向にある現代におきまして、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられ、自分らしい生活を最後まで送れるために生活支援ボランティアとして生活支援サポーターの養成、議員おっしゃられた平成26年度から進めてきたところがございます。退職後の元気な高齢者をターゲットに要請をしてまいりました。しかしここにきて、定年延長などによりまして就労年齢が上がってきたことにより、思うように養成者数を増やすことが難しくなってきております。また令

和2年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、養成講座を中止せざるを得なくなり要請活動ができない状況にあります。今年5月まで保健福祉課内に在籍しておりました生活支援コーディネーターについて、10月から町の社会福祉協議会に業務委託をすることにしましたので、地域包括支援センターと密に連携を取りながら、生活支援サポーターの養成を含めた生活体制整備事業について、充実を図ってまいりたいと考えております。

○山 寺 (3 番)

はい、承知いたしました。今回もですね、よつばとりハビリ教室で介護ボランティアをしている方からの要望です。この方からのコメントですが「町は生活支援サポーターに頼って、よつばやりハビリ教室の介護事業を続けていくのか。続けていくなれば少人数で負担がかかりすぎる。今のままのサポーターの人数では行き詰まりますよ」という厳しい意見でした。ボランティア活動には先ほども町長おっしゃいましたが、自主性、自発性、それから無償性、公益性の3原則があるとされています。しかし一時的な活動であれば無理もききますが、地域のために継続していく活動であればある程度活動に見合った対価が必要ではないでしょうか。厚生労働省のボランティアポイント制度入用手引きによれば、令和3年3月から市町村の裁量により地域支援事業交付金を活用して、介護ボランティア活動の実績に応じてポイントを交付することが可能になると記されています。介護ボランティアに特化したボランティアポイント制度を、要望したいと思いますが町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

ただいま、議員からご提案いただきましたボランティアポイント制度でございますが、新たなポイント制度を創設するのかまた既存のほかのポイント制度を拡充していくのかという部分について、研究をしていく必要があると思っております。例えば現在のポイント制度として運用しています健康ポイントでございますが、健康意識の向上と健康づくりの推進を図ることを目的としておりますが、ポイントの対象事業の中には献血であったり、地域包括支援センターが実施する介護予防教室も含まれております。ボランティア活動を介護予防の一環として行う方も少なくなく、すでにボランティアポイントとしての要素を含んでいるとも言えるかもしれません。今後、役場の関係部署と社会福祉協議会とも連携して研究を進めてまいりたいと考えております。

○山 寺 (3 番)

はい。昨年度確か健康ポイント事業が始まっています。40人ほどが100ポイント貯めて1,000円の町の商品券に替えていることも、この間令和2年度決算書で知りました。この健康ポイントの事業と一緒にからめるとということも一つの考え方だと思いますが、介護ボランティアに特化したボランティアポイントを私は考えていただきたいと思っています。ていうのはですね、これから次に質問いたします高齢者外出支援を地域で行うってということも聞いております。この支援をするのに地域に頼るならば、ただ無償でボランティアに頼るのではなく、この介護ボランティアを使えるのではないのでしょうか。どうか早急に検討をしていただくことを要望いたします。次に2番目の質問にまいります。高齢者の外出移動支援の取り組みの進捗状況についてお尋ねします。今年の2月12日に私たち福祉教育常任委員会は、高齢者等の外出移動支援に関する提言書を町長に提出いたしました。その折町長は私の記憶が間違っていなければ、「この問題は町にとって最優先課題として取り組む問題だ」と言われました。提言書第1番の町主導による外出移動を考えるネットワーク会議は開催されましたでしょうか。

○保健福祉課長

高齢者の移動手段につきましては、町、社会福祉協議会、辰野タクシー、NPO法人あかり、町の公共交通部局にお集まりいただき地域ケア会議を開催してございます。高齢者が利用する移動手段についての課題の拾い出しや検討、また情報共有を行うことを目的に開催をしたところでございます。また地域公共交通会議も年1回でございますが、定期的を開催をしております。今年度におきましては先進地の視察も行ったところでございます。

○山 寺 (3番)

はい。その地域会議から見えてきたものをもう一度ご答弁いただきたいんですが。

○保健福祉課長

高齢者の移動手段につきましては、もう早急な問題である、重要な問題であるという認識をしております。これを見える形、一つ形にできないかというところで先進地の視察を行い、また今後形にしてまいりたいと考えております。

○山 寺 (3番)

はい。先進地の視察もですね大切なことだと思います。ど真ん中会議でも、今、免許返納後の高齢者の支援をどうするかということをお話しております。しかし、検討だけはしていてもなかなか前に進まないというのが現状ですね。私はど真ん中会議の

高齢者のその免許返納後の乗り物について会議に出さしていただきましたが、まず高齢者の支援に何が必要なのかっていうのを考えた時に、まず一つは健康な方は自転車やオートバイ、またシニアカーなんかを使えるかと思えますけれど、使えると思いません。そうって2番目にデマンド、そのバス町バス、3番目にドアツードアのタクシーでなければ無理な人、この3つぐらいに分けて考えていただいて早急に取り組んでいただきたいと思えます。2番目なんですけど様々な移動支援策の検討をお願いしていると思えますが、6項目提言いたしました。その中で何かもう現在検討を始めている事業はありますでしょうか。

#### ○保健福祉課長

高齢者の移動支援に関しまして寄せられていますご意見の中で、問題点としますと「タクシーの運賃が高くて利用できない」というような金銭的な部分、「また公共交通を利用したいけれどバリアフリーでないから利用できない」といった身体的、設備的な部分、3つ目として「定期通院している病院や診療所への送迎だけに困っている」そういったニーズは多様化しているものと思っております。タクシー券を配布すればよいのか、公共交通のユニバーサルデザイン化を図ればよいのか、病院が独自で送迎を行えばよいのか、求められている要望をどう応えていくのか、一步踏み込んだ分析を行いまして高齢者の出かける機会を増やしていくことによって、介護費用の削減につなげていければと考えております。そういった状況化におきまして、今年度視察をしました先進地の制度を参考にし、この10月からは社会福祉協議会が新たな制度として地域助け合い事業を試験運用をしてみたいと考えております。高齢者に限らず外出や移動に不自由な方に、付き添い支援としてお手伝いをするものでございます。これは会員制として協力会員の車で移動支援を行うというものでございます。安全性や保障についてまだまだ問題点がございまして、試験運用をしていく中で改善点について検討してみたいと考えております。

#### ○山 寺 (3番)

はい。今、一つ地域での助け合いをしながらボランティアによる送迎ですね、それを考えているってことを私も社協さんをお願いに行きました。是非それを具体化していただいて、町がですね一つの方向性を示してくれば、それぞれの地区でやってみるかもしれません。まずできる地区から取り組んで、一つのモデル地区ができればいいなと思っております。是非この地域での助け合いの計画を具体的に進めていって

ただきたいと思います。次に今課長もおっしゃいましたが、様々な外出支援の中でデマンドも町バスも停留所まで歩いていけない高齢者の方、特に一人暮らしの方はやっぱりドアツードアのタクシーかなと思います。しかし「自家用車代わりに使うのは普通の年金暮らしの人には高く使えない」「タクシーを乗りたいときにその日の予約で、乗り合いでも乗り合いでもいいから格安で使えないかと思う」高齢者の方が多いと思います。それを可能にしてくれるのが今も地域の助け合いでできればいいのですが、地域の助け合いばかりではカバーできないときに、この乗り合いAIを活用した乗り合いタクシーがこれからは大事ではないかと思います。以前も質問しましたが、このAIを活用したドアツードアの乗り合いタクシーの検討を町は考えておりますでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。それではご質問のAIの活用でございますが、人工知能の技術進化により受付時間の延長や当日受付などが実現することも期待をされるということから、上伊那管内におきましても先端技術導入のモデル事業としてスタートしている自治体もあり、その状況を注視しているところでございますが、聞きましたところ導入には多額の費用がかかり、費用対効果の面から慎重に検討する必要性を感じていることから、現在ではそこまでの仕組みを導入するという方針決定までには至っておりません。ただ今年度長野県で実施しております多角連携型モビリティネットワーク事業という事業を活用しまして、信州大学の先生をアドバイザーとして派遣をしていただきまして、県下の公共交通事業の実例を参考により利便性の高い輸送サービスの提供に向けて、検討をしているところでございまして、先般、先生とこの辰野町のデマンドタクシーの状況について意見交換をさせていただきました。いただいたアドバイスのいくつかをご案内申し上げますと、現在の運行エリアであればAIの導入によるルート設定は可能であろうが、辰野町全体全町的なエリアでルート設定を考えると、地形的な不利な状況にあるため慎重に検討した方がいいという意見がございました。またAIを一度導入すると高額なシステムですので、毎年またシステムも含めて管理するための費用もかかるということから、決定後あと戻りできないので特に高齢者の方に寄り添った、電話口でのこのアナログのご案内というのなかなかもうできないということから、まずは利用者のニーズをきちんと把握したうえで、アナログによるサービスの向上の方を目指していくことが良いのではないかと、こういったアドバイスもあり

ました。またAIで実現が可能であるドアツードアの検討でございますけども、この度新型コロナウイルスに対する高齢者のワクチン接種におきましては、辰野町全体においてドアツードアにより玄関から接種会場へ、そしてまた玄関までという支援を行っております。これは現在も継続中でございますが現時点で延べ800人の方にご利用をいただいております。今回のワクチン接種のこういった移動支援が結果としてドアツードアの試行実験的な運行形態として今なっておりますので、この実施状況をタクシー事業者からも聞き取っていきたいと思っております。また利用者へのアンケートをとりながら公共交通の利用者ニーズに沿った利便性の向上を目指してまいります。公共交通により高齢者による外出の機会を増やして、そして健康増進、消費活動の増加による多面的な効果を期待するとともに、一方ではタクシー事業者の業務形態とのすみ分けを行ったうえで、関係課とも連携を取りながら充実化をさせていきたいというふうに考えており今検討中でございます。以上です。

○山 寺 (3番)

はい。さまざまな検討をしていただいております。いろいろなやり方はあると思うんですけど、確かにこの辰野町の地形にあった取り組みっていうのは大事かと思っております。先進例はいろいろあると思いますが、この町が取り入れて一番いい方向性を是非探っていただきたいと思っております。それとですね先ほどタクシーの事も出ましたけれど、現在辰野タクシーさんがこの町だけのエリアにあるわけですけど、その暇な時間帯っていうんですか午前中はタクシーさんは大変に忙しいようですが、午後の時間帯で暇な時間帯があったら料金を少し安くして提供していただくことが、できるかどうかを町の方からお聞きしていただきたいっていうか提言していただきたいんですが、これは県内ではそういう事例はまだあまり聞いてませんが、県外ではそういう事例があるということを知っていますので、是非この問題取り扱っていただきたいんですがいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

町議がご提案いただきました一日の中での繁忙期、それから時間の余裕のある時間帯の料金設定の変更における運行、これにつきましても提案をいただく中で担当者を通じて社長とですね意見交換を始めておりますので、全国的に見て事例がないわけでもございませんので、辰野町にとって可能かどうかについて社長との意見交換の中でどんな話が出てくるかというところで、また結果がいい方向になればですねご案内で

きるようにしていきたいと思っております。以上です。

○山 寺 (3 番)

はい。ありがとうございます。早速に問い合わせさせていただいてるようで、高齢者が本当に気兼ねなく自分が出かけたいときに出かける、自家用車代わりに本当に使える乗り物が広がることを是非お願いしたいと思います。次に国道 153 号線の道路情報掲示板のことについてお尋ねしますが、これは 1 番から 3 番までの質問を一括で致しますので、答弁を一括でお願いいたします。まず一つ目は 153 号線伊北から小野地区道路情報を知らせる道路情報掲示板の要望はいつから出したか、また二番目今年度善知鳥峠の塩尻側と北小野地籍の辰野側に情報掲示板が設置される連絡はいつあったか、三番目 153 号線辰野町内のう回路にあるところに善知鳥峠、塩尻、松本方面の道路情報を知らせる情報掲示板設置の要望ではなかったか、以上 3 点を一括でご答弁ください。

○建設水道課長

議員の質問についてお答えしたいと思います。まず最初の情報を知らせる掲示板の要望はいつ出したかってことにつきましては、毎年伊那建設事務所との現地調査の中で国、県への要望を 17 区の関係者と行っております。今年につきましては災害のため開催できておりません。電光掲示板の要望につきましては平成 23 年の現地調査から毎年継続して要望している状況でございます。それから二番目の質問につきまして松本建設事務所管内の工事ですので、辰野町には直接連絡は来ていませんが再度確認しましたところ、善知鳥峠の情報板はチェーンベースでチェーンを装着する、また峠の事故等についての限定した道路情報のものを内容を掲示することを目的として、付けてるということで目的を教えてくださいました。三番目の電光掲示板の要望のことについてですけれども、善知鳥峠が通行止めになった等、広域への迂回を促す道路情報の電光掲示板設置につきましては、伊那建設事務所から辰野町の泉水付近への電光掲示板設置を令和 4 年度までに設置から運用できるようにそういう方向で対応しているという報告を受けております。以上です。

○山 寺 (3 番)

はい。私は今結果ではなくて今までのそれまでに至った状況を聞きたかったのですが、一応答弁をいただきました。この善知鳥峠の情報道路掲示板ですね、これは私驚いたのですが私は 5 年前から知ってます。しかし本当 23 年度から要望を出してるん

ですね。それでなかなか今まで付かなかった。この今、善知鳥峠の塩尻側と小野地籍のところ、情報掲示板を設置するその目的を別に聞いたわけではありません。これは塩尻側と北小野地籍の辰野側に情報掲示板が設置したのは、松本建設事務所の説明不足です。辰野はこの辰野の町内の中、う回路のあるところに、善知鳥峠が道路閉鎖になった時の情報を知らせてくれる情報掲示板を設置してくれという要望でした。これが全く伊那建さんと松本建設事務所さんの連携が取れていなかったために今回こういう問題が起きたのですが、それぞれの言い分で確かに言い分はあります。それで私ここまで経過に至った状況をちょっと説明させていただきます。5年前2月の大雪の時に善知鳥峠が倒木で閉鎖、153号線の情報を知らない塩尻、松本方面に向かう車がどんどん小野地区内へ入り込み大渋滞、辰野町のう回路のあるところに道路情報を知らせることができないかと小野の方から要望されたのが5年前です。辰野町内のう回路のあるところに情報板を付けるが、善知鳥峠の雪対策で塩尻側のチェーン脱着場の整備と雪の堆積の整備が完了したら情報掲示板を塩尻側と辰野側と一緒に設置するから待ってくれと言われて5年、私は善知鳥峠を通るたびに工事の進捗状況をチェックしていました。今年度あたりそろそろかなと思い6月の一般質問で取り上げようと町に問い合わせたところ、「要望書は毎年出しているから聞くなら自分で建設事務所に聞いてくれ」との返答でした。そう言われて私はちょっと躊躇していました。この間に8月のお盆の大雨災害、またも153号線は通行止めで大渋滞、松本建設事務所にすぐに問い合わせたところ「今年度中に善知鳥峠の情報掲示板は設置予定」と返答されました。折り返し伊那建設事務所に問い合わせました。伊那建設事務所は「これから設置の準備をする」という。松本建設事務所は昨年度に予算要求をして本年度設置予定、片や伊那建設事務所はこれから設置場所を決めて今年度予算要求をするという、予算が付かなければまた先送りではないでしょうか。サーバーを松本建設事務所内で管理するから、善知鳥峠の情報掲示板と一緒に辰野町内のう回路のあるところに情報板を付けると言われて待って5年、待っていた5年間は何だったのでしょうか。とても私は納得できない、何としても今年度中に設置してくれと何度も強く談判したところ、今年度中に泉水入り口に情報掲示板を設置してくれる約束を取り付けました。今回明らかに松本建設事務所と伊那建設事務所が情報を共有していなかったミスです。しかし辰野も要望書を出すだけで、そのチェックもせずに事業が採択するのをただ待っているという町の体質にも問題があると思います。情報掲示板1基つけてもらうの

に10年かかりました。国道の拡幅やバイパスの要望を出しても何年先の事でしょう。要望を出したら県や国にしつこいほど働きかけをしない限り町の道路問題は解決できないと思いました。町長の所見をお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。ただいま議員のお話を聞かせていただきまして、本当にある意味本当に我慢も限度にきていらっしゃるなあとか、本当に非常に思いを受け止めたところであります。先ほど課長の方からもお話申し上げましたとおり、毎年毎年現地調査を含めてですね県の方には要望も出しております。少なくとも要望出したからいいという考えは全くなくてですね、何とか基本的にはもう実現を目的に私たちもお願いしてございますので、早くしていただきたいという思いも一緒でございます。当然その現地調査には地元の県会議員も一緒に同行の中お願いしてございます。県の方ではですね、一つ今問題点として出されたのは松本建設事務所、伊那建設事務所の連携というところでございます。確かに管轄が異なるということで、私の方から見てもですねやはり捉え方になり、動きなりが違うのも感じていたところでもあります。今回そこら辺につきましては県の事情もございますので、ただ私たちここに住むものとしてはそれは理由になりませんので、何とか実現に向けて両サイドに少なくとも私たちも松本建設事務所にも、道路関係についてはお願いには上がってはございます。そこらへんは今後意識してですね働きかけに注意してまいりたいと思っております。あともう一つ県の事情等を聞くと、やはりこれも非常に地元の間人として辛く悲しいことだったんですが、いろいろな部分の予算がですねニア開発を中心とした長野県の南部方面の方にかなりのお金がいってしまっている、それが逆に言うと県の方の言い訳だったかもしれませんが、少なくとも私の方ほどんなに立派な道路環境が長野県の南部にできてこの諏訪、伊那谷あるいは松本、塩尻と伊那谷のこの結束点であるこの辰野町の道路事情ですね、これやはり重視していただければ困ると、これについても宮下代議士にもお願いして、最近のお話では宮下代議士もそこらへんを力点においていろんな部分でお話されていくいただきます。ただいまの議員のお話、肝に銘じてですねこれからの活動に結び付けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山 寺 (3 番)

はい。町は今この間の豪雨で復旧で本当町中、町の職員の皆さんは本当大変な思いをしてるってことはわかりますが、本当にこの道路問題は南信の方だけは本当にどん

どんと道幅も広くなり、バイパスもできて拡張している、こんなにまでしなくてもいいんじゃないかと思うほど今度の箕輪の2車線もそうですけれど、2車線ですか4車線の道路もそうですけど、そこまでしているのに辰野に来たとたんに1本の狭い国道153号線しかないという、この現実をしっかりと受け止めていただいて、町や県にも要望を出していただきたいと思います。長野県知事はリニアの関係で飯田からとにかく飯田の方、南信から塩尻までは積極的に予算を出すということ、リニアが始まったときに私聞いた覚えがあります。是非辰野は遠慮しなくてもっと国や県に要望していいんじゃないでしょうか。確かに国や県も大変だってこともよくわかります。しかし本当に強く要望しない限りこの問題は進展しないではないかって私本当に思います。これからもよろしく願いいたします。それでは次の質問にまいります。次の質問はふるさと納税についてお尋ねします。総務省は昨年度のふるさと納税の寄付額が過去最多の6,724億9,000万円だったと発表しました。県内トップは伊那市の18億5,500万円で前年度より53.9%増だったそうです。返礼品の人気だったのが屋外で使えるポータブル電気が人気だったとか。防災意識の高まりに加え、キャンプ人気も追い風になったと分析しているそうです。辰野町のふるさと納税、昨年度の実績と返礼品の額は、また人気の返礼品は何でしょうか。

#### ○まちづくり政策課長

それでは辰野町におきます令和2年度の実績を申し上げます。寄付件数にしますと3,290件、寄付額は7,911万4,990円でした。人気の返礼品の内訳を申し上げますと、最も多いのは辰野町産こしひかりで定期便も合わせますと1,588件、これは全体の44.6%を占めました。以下コーヒー豆セットですとか、ぎたろう軍鶏精肉セット、コーヒー豆セットは308件、それからぎたろう軍鶏の方は196件、それから辰野町産のマツタケが100件というように続いてまいりまして、それ以外には辰野の地酒夜明け前セットですとか辰野町産のリンゴ、そういったものが人気の返礼品となっております。いずれも主には農産加工品、農産物加工品等になります。以上です。

#### ○山 寺 (3番)

はい。特徴があれば特徴があるという返礼品かもしれませんが、伊那市のような商品じゃあなくても、もうちょっと特徴のある辰野町として辰野町は確かにマツタケがあります。マツタケは自然界のものでなかなか取れない年は全然ない、今年はマツタケに期待はしておりますけれど、毎年ふるさと納税の目標は設定してあります。

か。また魅力ある返礼品の開発は心掛けていますでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。ここ2年マツタケが不作でございましたが、本年度はですねマツタケができているといううれしい知らせも届いておりますが、マツタケによらずとも1億円の突破を目標に取り組んでおります。ただ総務省の方からは基準が変わりまして最近はこの厳しい基準、つまり地場産品であるということの基準が示されておまして、この辰野町の区域におきまして返礼品などの製造、加工そしてその他の工程のうち主要な部分を行うということに、そういったものが地場産品の規定でございます。そういった関係があるものですから、伊那市と違い一次産業を中心として対応しておりますけれども、中には町内の製造業者がオリジナルのデザインや技術を活用して製作した、こういったマスクの事例のとおりですね、付加価値を高める商品も返礼品の登録をしております。今年に入り返礼品の品目は15品目増やしまして177品、それから同一商品も5キロ入り10キロ入りといったように数量を分けたラインナップをそろえまして、返礼品の数は61増やしまして223商品となっておりますし、またふるさと納税を扱うポータルサイトの数を一つ増やしまして3サイトというようになっております。このような形で1億円突破を目指すように努力をしております。以上です。

○山 寺 (3番)

はい。いろいろ町も考えているようですけれど、やっぱり増額している市町村を見ると、時代の動きを早く取り入れて返礼品を考えているなって思います。よそでやっておりますそのお墓の掃除のね返礼品だとか、辰野にはパークホテルとかやぶきの館がありますのでその宿泊券だとか、見守り電話のチェックの返礼品とか、品物に限らず本当にその時代の動きを捉えて返礼品をやっぱ考えていけば、もっと違う形で納税が増えてくるんじゃないかと思えます。是非検討していただきたいと思えます。町はですね今本当大変な時に来ています。次から次へと起こるコロナ対策、大災害、本当になんか呪われているんじゃないかと思うほどこの辰野町はいろいろなことが起きてきてます。ふるさと納税は自主財源ですね、自分のところで財源を用意できる本当にいいシステムだって思います。どうか町中の英知を結集して、このふるさと納税で自主財源の増額を考えていってほしいと要望いたします。以上をもちまして私の今回の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

ただ今より、暫時休憩といたします。なお再開時間は、11時55分、11時55分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 40分

再開時間 11時 55分

○議長

それでは開会前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席9番、舟橋秀仁議員。

【質問順位3番 議席9番 舟橋 秀仁 議員】

○舟橋(9番)

それでは事前に通告しております質問に沿って質問進めさせていただきますが、まず始めに、先の大雨災害で残念ながら命をおとされました3名の方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆さまに心よりお見舞い申し上げるしだいでございます。非常に無念であったというように思います。私たち今回のような悲劇が二度と起こらないように何をしなければいけないのか、改めて深く考えてより一層の防災対策に努めていかなければならないというように思います。今回の大雨災害で辰野町も大きな被害を受けたわけですが、その対応の中で一つ御礼を申し上げたいことがございます。それは辰野中学校に通う羽北地区の生徒たちに、臨時のバスを手配いただいたことでございます。前回の定例会の一般質問で私は是非その新型コロナ拡大であったり、あと災害が発生した時に臨時のスクールバスを出していただけないかという要請をいたしました。そうしますとその後ですねすぐに中学校の保護者の皆さんにアンケートをとっていただいたり、その実際にコロナが少し落ち着いていたタイミングではありますけれども、いち早く教育委員会またこども課の職員の方々が対応いただいて、そういうご準備があったから実際に大雨の災害があつてですね、まさかJRの線路が長期にわたり使えなくなるなんていうことは想定できてなかったわけですが、そういう事態にあつても大雨が終わった後にですね、夏休み明け直後からスクールバスを出していただけたと、実際にはそのバスの手配であつたり運転手の手配というところでご苦労あつたというふうに聞いておりますけれども、保護者の皆様からは一様に感謝の言葉をいただいております。今でも30数名の生徒さんが毎日バスを利用しているということでございますので、私の方からも改めて御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。それでは本題の方に移りたいと思います。今回は多

くの議員の方が8月の大雨災害についてふれてくる予定になっております。私からは道路に関する事、それと情報伝達に関する事、その2点にしばって質問をさせていただきます。

まず道路の被災状況についてでございます。冒頭、町長から辰野町の被災状況全容についてのご説明いただきましたが、重複する部分ありますけれども改めて道路のところをしばって被災状況の報告をいただけますでしょうか。

#### ○建設水道課長

町道関係の被災状況ですが、早期のまとめでは34路線45箇所では被災がありました。理由ですけれども、土砂の流出が20箇所、道路の決壊が7箇所、路面の洗堀が4箇所、他いろんな理由で14箇所の、合わせて45箇所になりました。応急復旧が必要な箇所は15日から業者対応しましたが、流れ出る水量が多すぎて16日以降の作業となった箇所もございます。主な被災状況ですけれども集落と集落を結ぶ町道54号線、赤羽から沢底へ行く道路でございますが土砂の流出がありまして復旧が17日になりました。から町道55号線河子沢線につきましては17日に仮復旧をしております。また町道7号線小横川から三ツ矢まで行く農免道路でございますが、土砂の流出が数箇所で見られました。一番最大なのが富士山グラウンドの下でございますが、この復旧は20日までかかって復旧をしております。また57号線沢底から越道へ行く大石平のところですね、法面の崩落がございまして土砂の撤去はしたんですけども、まだ落ちてくる危険性があったのでいろいろなことをしまして、8月の23日に復旧通行を可能としている状況でございます。市町村を結ぶ町道69号線パークライン、小野のパークラインですけれども、土砂の流出と道路の決壊が各所で見られまして、しばらくの間ちょっと通行止めの状態である状況でございます。辰野町内の県道、国道の被災状況でございます。辰野町内でおきました県道の状況ですが、川上唐木沢線、川島地区に走っている道路ですね、から櫛川岡谷線、小野の飯沼の方に走っている2路線が土砂の流出で各所見られまして、土砂の除去作業を実施しております。川上唐木沢線におきましては16日まで復旧作業がかかりましたし、櫛川岡谷線につきましては1箇所では23日まで復旧作業をして通行を可能としている状況でございます。国道につきましては、直接的な被災はなかったんですけども、15日の日の小野の大沢川の土砂・洪水氾濫によりまして水が浸かった状況になりました。重機による河道の確保によってですね、車両通行止めまではならなかったんですけども、通る車にはちょっとご不便かけた状況だ

っていうことでお聞きしております。以上です。

#### ○舟 橋 (9 番)

その道路だけでもかなりの被害があったというのが今のお話から伺うことができます。今朝、町のホームページを見ましたところ一番上にその今回の大雨情報ですね、その下にコロナ関係でその大雨のトップが道路状況となっているんですね。そこを拝見すると林道を含めて5箇所が通行止めっていうふうになっておりました。それが今時点の最新状況かわかりませんが、いずれにしてもその大雨が終わってもうしばらくで1箇月になるわけですけど、それでも道路が開通してないところがあるのは、いかに大きな被害があったのかというのが伺えるのではないかと思います。私たち日頃使ってる道路が、当たり前にかう車で行き来できたり歩けるものですね、こういう被害があるといかに大切なものであったということを実感するわけですが、辰野町も今回の降雨量はですね非常に多かったと、新聞によると観測史上最高雨っていうんですか最大だっていう表現使われてます。ただ観測史上といってもですね観測のデータって向こう40数年っていうか50年位しかないんですよ。その中で史上最大といってもそれ以前もきっとあったでしょうし、これからもきっとその今回の雨をしのぐような豪雨っていうのは絶対あるわけですね。加えて伊那谷の場合すぐにはないとは信じておりますけれども、地震という怖いものもあると。そうなったら平時のうちにですね、どれだけ備えをするのかする必要があるのか、その必要性は誰もが感じているところだと思います。今回、国道あと竜東線ですねその幹線道路、南北に続く幹線道路が一時不通になってですね非常に大混雑を呼びました。続いてその岡谷の方の崩落事故を受けて高速道路も止まりましたので、塩尻からおそらく伊北インターの間に抜けようという、お盆帰りの私もナンバー見るとなにか名古屋ナンバー非常に多かったんですね。いずれにしても災害あと冬になると雪の影響で高速道路が使えなくて下を使うということで渋滞っていうのが、まあ前々から言われてて今回もそうってしまったなというところなんです。今後その幹線道路、特にその国道の複線化というのは前々から言われている事ではあります。町の方が主催で昨年道路網計画をですね策定する前にワークショップを各地区で行って、その結果を見てもその幹線道路、特に国道のですね1本な国道は災害に弱いということで、町民からの要望も強いところではありますけれども、今までその国道特に南側のですね北大出、羽場、新町、宮木の方々が辰野バイパス期成同盟準備会というのを作って活動をしてまいっ

てきております。ただ今回の災害はやはりここ数年ではまれにみる災害でして、そういうのを受けますといよいよ本当にこれ動き出さないと、先ほど山寺議員のお話もありましたけれども、おそらく10年やそこらで出来上がるものではなくて、おそらく30年とかそのぐらいの時間を要するのではないかと。そうなってくると今のようなその住民から当然ボトムアップでですね、住民の同意を得ながらやっていくというのは当然のことではありますけれども、いよいよその町主導でこういう国道の複線化に向けた動きというのを、見せ始めてもいい時期じゃあないかなというように考えますが、その点について町長お考え伺えますでしょうか。

○町 長

はい。今回の大雨災害により鉄道の寸断、あるいは中央道はじめとする主要な幹線道路が通行不能となりまして、移動手段がなくなるという経験をいたしました。議員ご指摘の国道の複線化また主要な幹線道路の複線化につきましては、今進めている道路網計画の策定作業の中、17区でのワークショップでも多数ご意見をいただいております。令和2年9月18日に塩尻市、辰野町、両小野バイパス期成同盟会の3者によりまして、両小野バイパス、両小野バイパスは辰野町小野と塩尻市の北小野を結ぶバイパスでございますが、そのバイパスの早期事業化に向けた調査費の推進と要望書を田下長野県建設部長に提出いたしました。令和2年度県単調査費がつきまして松本建設事務所にて調査が実施され、内容の調査報告を伊那建設事務所から18日に受ける予定でしたが、災害が発生されたため延期となっております。今年度地元関係者との協議をする予定となっております。また両小野バイパスの早期事業化へ向けて確実にステップを踏んでまいりたいと考えております。また両小野バイパス以外の国道153号線と並行する道路の整備につきましても、先ほど議員の方からも話がございましたが、辰野バイパス期成同盟会こちらについても私も会合にも出させていただきます。今回の災害をまた再び経験してこれまで以上にこの早期事業化へ向けての意識、本当に強まったところがあります。議員ご指摘の通り早期事業化へ向けて推進してまいりたいと思っております。以上です。

○舟 橋 (9番)

先ほど山寺議員のお話にもあったんですけれども、国も県もその松本、塩尻と南の方ですね南信のこの辰野にバイパスを通してこうというのは、誰もがその思ってるこ

とというか、いずれそうやりますよというように考えている事だというのが関係の方々とお話しすると必ず出てくるんですけれども、やはり予算は取りにいかないです。すねきつと取れないんだと思うんですね。今回こういう災害がありました。両小野バイパスが一步前進したというのはそれは喜ばしいことなんですけれども、待っていてもきつと誰もお金をおとしてくれないんですよ。ですんで是非ここはですね武居町長また立候補されるというように伺っておりますので、次の任期の主要のですねマニフェストじゃあないですけどそういうのには是非入れていただいて、やっぱ首長自らがですねそのここに辰野の町に新しくバイパスを通すんだという、そういうお気持ちがあれば住民もそれに対して深くやっぱ考えますし、当然反対される方も出てくると思います。でもその意思があって初めてそれを乗り越えることができると思いますので、是非町主導のですね具体的な活動を始めていただきたいというように要望させていただきます。続いて情報の伝達についてでございます。今回大雨があって、よく主に町民の方々はこう防災無線をですねまずこう耳を傾けて聞くわけですけど、私も家にいてそのあまりの大雨で防災無線にいくら耳を傾けても全然雨音で聞こえないという状況があって、その一方でメールであったりあとLINEであったりそういうところで情報を入手するというので、まったく情報がないということにはなかったんですが、今回いくつかの情報手段を持つなかでですね、災害を受けてどのような状況であったかその辺についてお話伺えますでしょうか。

#### ○まちづくり政策課長

町からの情報発信につきましては、ホームページの閲覧が一時的にできなくなったことは大変なご不自由をおかけしたところでございますけれども、それ以外ではですね町の情報伝達手段を活用した情報発信については、概ね問題はなかったのではないかと考えているところでございます。8月14日土曜日の13時の災害対策本部立ち上げに合わせて、ほたるチャンネルのL字放送を開始いたしました。ホームページによる情報発信はその後夕方5時ころからとなりました。ただ反省点としましてはホームページによる情報発信を数時間早めることができたのではないかとという点、また告知システム等につきましては、錯綜する情報を一手に引き受けておりました危機管理部局から私ども情報通信班への切り替えを、もう少し速やかに行うことができたのではないかと考えているところでございます。そういう点から見ますと職員の危機管理時の初動訓練ですとか、自主的判断能力の訓練等が必要であるというふうに考えてい

るところでございます。以上です。

#### ○舟 橋 (9 番)

昨年の台風の後の 12 月の定例会でも防災に関する質問をさせていただきました。今課長ご答弁いただいた中でその L 字放送ですね、そこが当時は問題があったと。それに対して今回スムーズな放映ができたってことはやはり一つ進展がされていると、ただその時もおっしゃっていたのは、その課と課をまたぐところのやっぱコミュニケーションがうまくいっていなかったのもので、その L 字放送であつたりそういうところに支障が出たということをおっしゃっていたので、今一度初動の部分を含めてですね改善を是非していただきたいというように考えます。それで今のご答弁の中でホームページへのアクセスができなかったということがありましたが、そのホームページにアクセスできなくなった原因と、あとその次にお願いしてます対策それ併せて説明いただいてもよろしいでしょうか。

#### ○まちづくり政策課長

まず原因でございます。8 月 15 日、日曜日、午前 4 時過ぎでございますが、塩尻市の勝弦地籍におきまして広範囲の土砂崩れが発生いたしました。この影響で辰野町から塩尻市の情報プラザにかけて敷設しております、インターネットの専用線の光ケーブルが断線をしたために、同日午前 5 時過ぎから町のホームページの閲覧ができなくなりました。業務への影響についてはホームページの閲覧ができなくなった以外にも、ホームページを通じて提供するいくつかの行政サービスにつきまして支障が出てまいりました。また辰野町のインターネット接続サービスを利用している町内 4 事業所と町外 4 団体におきましても影響が出てまいりました。これに対する若干対応についてご説明申し上げますと、民間サービスで運用しておりましたホームページ、移住定住促進交流サイトの「たつの暮らし」というものを緊急的に活用しまして、約 4 時間後の同日午前 8 時過ぎから情報の発信を再開したところでございます。対策の方でございますけれども、インターネットのこの専用線の脆弱性を補うという観点から、上位回線である塩尻市への代替回線、別のバイパス回線でございますが、それによる切り替えを行いました。これは上伊那情報センターと塩尻市を県 WAN という長野県ネットワーク回線の中の同一ポート、これはサーバーの端末同一のサーバーの端末のことですけれども、それを介して辰野町から塩尻市へ接続するという仕組みに切り替えて復旧までの臨時的対応をさせていただきました。被災箇所の特定制や状況確認に時間が

かかったこと、また週末そしてお盆の最中であったために、バイパス回線を所管している県担当者への調整に時間を要したことから、約2日後の17日火曜日に切り替えによる運用が開始となりました。以上でございます。

○舟 橋 (9 番)

今、前半に説明いただいた中でですね「たつの暮らし」に要はホームページが使えなくなったんで、そこにこう情報の提供の場を移したというご説明ありましたが、それ「たつの暮らし」はなぜ継続して利用することができたんでしょうか。

○まちづくり政策課長

辰野町のホームページのポータル画面を見ていただきますと、辰野町の行政のサービスをご案内するページ以外に「たつの暮らし」「たつのシゴト」こういったものが並んでおりますけれども、「たつの暮らし」「たつのシゴト」につきましては民間のネットワークサービスを受けながら職員だけではなく、例えば地域おこし協力隊などが外部からアクセスしてアップロードするような利便を考えて、そのような民間の接続サービスを受けて運用しているサイトでございます。以上です。

○舟 橋 (9 番)

実際にその「たつの暮らし」に関わらず、おそらくその自治体が自前で持っている仕組みではない仕組みを利用しているんで、今回塩尻のある箇所で災害が発生した時にネットワークが切れても、その利用することはできたということだと思っんですね。これはやはり今後、今年度ホームページのリニューアルを予定されているというふうに聞いております。この時にその今、光ケーブルが張られていて町内にその避難所としてなっている公民館であったり、そういうところにも光の末端がいついてですね Wi-Fi 環境もあるので、それらを一挙に変えるということは難しいとは思っんですが、実際にあるこう町民の今回の災害でですね、避難所に移られてる方がその現状の災害状況を知らうと思っくと、実際にはホームページしかないんですよ。そんな情報をこう随時誰かが言ってくれるわけでもないんで、そうなったときにアクセスできないってのは、かなりこう致命的な状況でこういうことが起こらないようにしなければいけないと。私以前これも申し上げましたが、私の経験でですね東日本大震災が起こった直後に、当時は普通に会社員で働いておりました、自治体さんから私が記憶が非常に鮮明なのはですね、浪江町さんってところがあるんですよ。浪江町さんからご連絡があって、もう庁舎やられちゃったんでもうそのホームページ云々ではないんですが、

取り合えずその町民の方に情報を提供をするのにホームページを早急に立ち上げたいと。立ち上げたいと言っても今までの仕組みをどうこうすることはできないので、そのインターネット要はクラウドサービスを使って情報を立ち上げて、ホームページを立ち上げてそこから町民に対する情報を流すとともに、今後行われるおそらくその辰野町の職員の方でもあちらへ行かれた方多くいらっしゃったと聞いてます。そのときに罹災証明書をですね発行するようないろんな手続きも手伝われたっていうのを聞いておりますけども、その罹災証明書を発行するためのサイト作ったりとか、結局何か大きなことがあったときに、そのホームページっていうのは我々が日頃何気なく使ってますけど、町民へのサービスとしては非常に要になるものなんですね。でするのでそのホームページのリニューアルを予定されているという、その今後の検討の中ではですね、是非その冗長性っていう方取りますけども何か災害に強い仕組みを是非とっていただきたいと。そのそれに合わせてですねその提供する情報の質自体も合わせて見直していただきたいなと思います。残念ながらその古い情報が、そのまんまずっと載ってしまっているというのが続いています。最近のおそらくこれはそれぞれの課に運用が任されているのかなという気はしますが、最新の情報をいち早く載せるところもあれば、もう5年も6年も前のものをずっと載せているところもあるので、そういうところも合わせて改めていただければより良い町民へのサービス提供につながりますし、防災・減災においてはこの情報提供は非常に大切だということで是非慎重なご検討もそうですし、いち早い立ち上げを要望いたします。続きまして新型コロナウイルス感染拡大による町内商店への支援についてでございます。コロナの拡大から1年半くらいがもう経とうとしておりますけれども、現在の町の商店の経済状況、商店という非常にこうざっくりしておりますけれども、町側が把握している状況をご説明いただけますでしょうか。

○町 長

はい。新型コロナウイルス感染の影響につきましては、上伊那郡内で感染警戒レベルが8月26日に再び5へ引き上げられました。これにより酒類を提供する飲食店への営業時間短縮要請が出され、対象業者は時短要請に協力すれば交付金が支払われることになりました。しかしながら町内商店の皆さんからは売上減少に歯止めがかからないという声を多くお聞きしております。このような声を受けこれからも新型コロナウイルスの感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。なお現時点の商店への経済

的影響の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○事業者緊急支援担当課長

それでは舟橋議員に現時点の経済的影響の詳細についてご説明いたします。町内には300以上の商店がございます。この概ね2割にあたる70事業所につきまして状況について確認を行いました。その確認方法ですが新型コロナウイルス感染が深刻化する前の令和元年の前期の売上高とそしてまた令和3年の現在の同じ時期の売上高を比較するという方法で実施をしております。その結果70事業所のうち40以上の事業者につきまして、現在の売上高がコロナウイルス流行前の売上高と比べまして、50%以上減少しているということが分かりました。対象事業者の中には飲食サービス業や宿泊業といった業者さんも含まれております。また調査対象外の商店につきましても売上の減少が生じていると推測されます。このような現象が長期化すれば事業継続への懸念が高まると考えております。以上です。

○舟 橋 (9 番)

40団体以上が50%以上の売上減というのはかなり厳しい状況ですよ。おそらく必死になってですね我慢して踏ん張ってやってらっしゃるんだと思います。そういう状況下どうしても少しですねそのコロナのワクチン接種であったり、国全体がコロナをどう抑えるのかっていうところにこう気がいってですね、その苦しんでる商店の方々へのこう目が、少し遠のいていたんではないかという気もしています。現在その商店の皆さんがご利用できる支援策であったり、その利用状況について伺えますでしょうか

○事業者緊急支援担当課長

はい。それではお答えいたします。辰野町では現在、信州の安心なお店推進交付金事業を実施しております。この事業は県の信州の安心なお店認証制度を活用されている飲食サービス業、宿泊業の皆さんを対象に20万円を支給するものでございます。現在の申請件数は67件となっております。また申請期限は9月まで、9月末までとなっております。それ以外の支援制度につきましてもご報告いたします。辰野町以外でも国、県の有利な貸付制度や給付金制度がございます。また町や商工会そして各金融機関では協力して新型コロナウイルスに関する商工業の経営相談窓口を共同で設置しております。事業者の状況に応じた最適な制度もご相談をお受けしながら紹介しているという状況でございます。以上です。

## ○舟 橋 (9 番)

おそらく今、ご案内いただいた信州の安心なお店の給付金であったり、あと国、県が出されてるキャンペーンはおそらくほとんどの方は対象であればですね利用されていて、やはりお金を借りるっていうプログラムもございますので、いずれ返さなければいけないとなると、なかなか昨年の今から比べるとその新たな施策は打たれていないのではないかなというように感じます。また補正予算が組まれるのではないかなという話もありますが、そういう財源が地方公共団体になかなか提供されない状況です、いかにその私ども辰野町の商店の皆さまを支えていくのかというのは大変苦勞の多いところだと思います。その一方で伊那市をはじめ上伊那の多くの自治体が、最近第二弾、第三弾ということでプレミアム付商品券の発行を予定しています。それぞれの市町村で工夫を凝らしてですね、宮田は元気 10 倍とかいって 1,000 円で 1 万円の商品券がっていうのを打つところもあれば、箕輪町さんのようにみのちゃんカードというようなところに 1 万円チャージしてもらえれば 1 万 5,000 円使えますよという、そういう色が出てきております。ただいずれにしてもそういうプレミアム商品券でどうにか元気をお店に与えていこうという動きはあるんですが、辰野町においてその商品券の発行また、私ほたるシールって書いてありますけども、ほたるマイカードですねこれのキャンペーンを昨年と同じような形で発行することはできないのか、その辺のお考えを伺えますでしょうか。

## ○町 長

はい。実はこのプレミアム付商品券あるいはほたるマイカードですかね、こちらの連動したような事業につきましては現在、企画準備中でございます。町のプレミアム付商品券につきましては通算では 8 回目となりますけれども第八弾になりますが、今回のこのコロナ対策としましては議員のおっしゃるとおり第二弾としての位置づけで考えております。辰野町では商工会をはじめ商工業者や住民の皆さんからの要望を受けまして、町内商店の応援事業として令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの期間に、辰野町プレミアム付商品券事業を実施する予定でおります。併せましてほたるマイカードポイント 3 倍キャンペーンを同時時期に実施する予定であります。辰野町プレミアム付商品券は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた町内商店を応援することを目的にプレミアム率 30% の商品券を販売し、個人消費を喚起することで町内商店の事業継続を支えてまいります。ほたるシール協同組合さんのキャン

ペーンにつきましては、ほたるマイカードポイント3倍キャンペーン事業と銘打ちまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けた町内商店を応援するため、ほたるマイカードを使ったポイント還元を支援します。これによりまして町内の中小及び小規模事業者における消費喚起を後押しし、町内商店を応援してまいりたいと考えております。対象期間はプレミアム商品券と同じく令和3年11月1日から令和4年1月31日までの3箇月限定で、期間中ほたるマイカードのポイントを3倍付与する予定であります。もう少し詳細につきましては制度の内容を担当課長より申し上げます。

○事業者緊急支援担当課長

はい。それではプレミアム付商品券の現在の概要についてご説明をいたします。先ほど申し上げたようにプレミアム率につきましては30%、この商品券をワンセット1万円で1万冊販売いたします。販売総額は1億円なんですが商品券の総額としては1億3,000万円ということになります。こちらについては販売期間を設定しておりますが、売切れ次第終了といたします。今回につきましては購入の権利のある方については居住地、年齢などは制限なくどなたでも購入をしていただくように計画しております。また前回と違いまして事前予約ですとか抽選を行わないで、現在のところ町内の郵便局で販売をしたいと考えております。また購入方法につきましては現在、現在と違いますか過去、県で信州Go To Eatの商品券を販売した経過を参考にいたしまして、1回につきお一人2冊、最大2万円までの購入をしていただくように考えております。そしてまた取り扱いですが、取り扱いといたしますかこのプレミアム付商品券の使用期限ですが先ほども町長より申し上げたとおり、令和3年の11月1日から令和4年の1月31日まで使用可能といたします。主な概要については以上です。よろしく申し上げます。

○舟 橋 (9 番)

今まさにここでそのプレミアム商品券を発表いただいたというような感じに捉えております。ひとつ確認したいのはですね支払いサイト、つまりその商品券をその商店の方が受け取ってそれを現金化するまで、その期間というのはどのくらいを想定されてますでしょうか。

○事業者緊急支援担当課長

はい。ただいまの商品券の使用後の換金等につきましては、前回のプレミアム付商

品券の際には辰野町商工会に手続きを依頼しました。今回も同様に手続きを行ってもらう予定でございますが、この期間中4箇月の期間をかけてこの販売事業を行いますので、月に2回ですので10日に1回くらいのイメージですかね。なるべくこのチケットをですね受け取った商店さんがなるべく早い機会に換金できるような手続きを行いたいと考えております。以上です。

○舟 橋 (9番)

10日に1度というのは前回昨年行った商品券の換金と同じという理解でよろしいでございますか。

○事業者緊急支援担当課長

はい。前回と同じタームです。

○舟 橋 (9番)

私も個人的にはもう一日も早くこのプレミアム付商品券を、発行していただきたいなというふうに思っております。ただほかの自治体では今回辰野町がとろうとしてるように、その町外の人も買える商品券にして販売始めたけれども、実際には思ったほど販売進んでないという自治体があるということも聞いています。ですのでその辺なぜ、プレミアム率が辰野町の場合は昨年よりも20%落ちるわけですけども、とはいえお得であることには間違えないですね。なのにそのほかの市町村でなぜその購入が思うほど進んでいないのかという、そういうあたりもですね是非分析はいただきたいなというように思います。手続き等についてはこれから最終的に決めていかれるかと思うので、その過程において是非そういう他市町村からのフィードバックとか、それも参考に進めていただければありがたいなと思います。はい。それでは最後の質問です。ほたる祭りでございます。ほたる祭りは1年開催することができなくて、今年どうにかこうにか職員の皆さん、あと商工会の皆さんのご尽力で開催するはこびとなりました。新しい試みをいくつかされたわけですね。そのホタル発生状況ライブ配信であったり、あとオンラインでのステージあと地元イチと、すごくポップな感じのですね、こうチラシも配っていただいて非常に好評だったというふうに伺っております。その前に2年位がホタルの出がいまいちで今年がすごく良かったということですね、なんかすごく皮肉だなというふうに思いますけれども、また来年どうにか以前のように戻るのには厳しいと思いますけれども、直に多くの皆様に見ていただきたいなと思います。そんな中で今年開催されたほたる祭りですけどもそれについての総評をい

ただければと思います。

#### ○町 長

はい。ただいま舟橋議員、皮肉にも本当にホタルの発生だけは本当に誇れるものでありました。ただ私も毎晩のように現地に赴きましたが、基本的に見れるのは町内関係者だけでした。ある町民の方からは「こんなにゆっくり、こんなにたくさんのホタルを見れるのは本当に本当にうれしかった」と「ここに町外の方、大勢の方が押し掛けるとこんなにゆったりとした気持ちで見れなかった」というようなことも伺いましたので、皮肉だったのか良かったのかちょっとそこは判断つきかねますけど、町民にとってはいい鑑賞場所を提供できたかなと思っております。さてコロナ禍におきまして開催されたこの第73回ほたる祭りでございますが、感染防止対策を重点にですね協賛金を集めず限られた予算の中で、いかに町民の皆さんに楽しんでいただけるお祭りにするか、前例のない新たな取り組みとなりました。メイン会場を役場に移しまして歩行者天国の代替策として開催しました、辰野の地元イチでは地元事業者にも多数出店していただきまして、密を避けながらのテイクアウト方式で多くのお客様にお越しいただき、ご満足いただいたものと思います。また地元高校生においては地元イチでのPR用ののぼり旗のデザインや出店者の販売の補助、あるいはホタル乱舞の松尾峡までの夜道を照らす手持ちランタンのデザインなど、本当に若い力で祭りを大いに盛り上げていただきました。ホタル観賞につきましては入園者を町民・町内関係者に限定しまして、検温やアルコール消毒など感染対策を徹底したうえで入園いただき、園内においてはホタル発生数の統計史上2番目となる195,450匹でありましたが、多くのホタルの乱舞を直にゆったりとお楽しみいただけました。今年度新たに実施しました松尾峡のホタルの発生状況ライブ配信は松尾峡に入場できない方のみでなく、普段見に行きたくてもいけなかった方、海外の方々にお楽しみいただけました。町民の皆さんのパフォーマンスの発表の場づくりにおいてもYouTubeによりオンラインステージとして配信し、町内外多くの方々にお楽しみいただくことができました。今回のホタル祭りに起因する感染は見られず、コロナ禍におけるお祭りの開催としては、一定の成果を上げることができたのではないかと思います。新たに取組んだ地元事業者による出店や地元高校生との係わりなど、今後のほたる祭りのあり方を考える上でも良いきっかけになったと思います。開催にあたりご協力いただきました皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

## ○舟 橋 (9 番)

限られた条件下では企画を考えられた皆様も、非常にこうアイデアを出し合ってですね素晴らしいものができたのではないかなと思います。ただ従来までと違う形態をとることですね、例えば地元イチでもすごく思っていた以上に人気があってですね、用意していた商品がすぐ売れてしまって、お昼ぐらいに行ったらもうなかったとか、そういうようなことはあったようではございますけれども、そういう反省点を活かしつつも、おそらく2年前の駅からずっと商店街に露店がこうところ狭しと並ぶような、そういうもう形態はきっと変わっていくんだろうなというふうに思います。やはり私たち国民のコロナの拡大によってですね受けたダメージというか、その生活様式がやっぱりかなり根底から変わってきたと、そのコロナが収まったらその今持っている衛生感であったり、そういうのが本当にもとに戻ってしまうのかっていうときとそうではなくてですね、そうなる必然的に変わらざるを得ないんだというように考えています。それが今年のほたる祭りが一つのきっかけになればというふうに思います。先ほど本日のトップバッターで池田議員が最後に荒神山の活性化ってことに触れました。やはり荒神山のあのエリアをですね、もう少し有効に使えるのではないかなってことを言っている方々もいます。確かにその辰野の商店街の皆様は、そこに露店が前のようにあってですねご自身のお店でもそのほたる祭り期間、商売ができるということをおっしゃる方もいらっしゃいますでしょうし、いろんなご意見があると思います。そういうのをそういう多くのご意見に対して、やはりそれぞれに妥協していただく必要ってのが今後出てくると思うんですね。実行委員会があってあと企画を考えたりするんですねけれども、そういう方々今後きっと企画の委員会が開かれると思いますけれども、今回のを機にですね従来までの形態を変えていこうというようにきてるってということに対して、どういうふうに皆さん考えられてるのか伺えますでしょうか。

## ○産業振興課長

はい。今後の74回のほたる祭りがどのような形でというお話でございます。今、町長の総評の中にもありましたようにですね、また議員の今のご質問の中にもありますように今回のほたる祭り、今後のほたる祭りのあり方を考える上では本当にこうきっかけというか、参考にもなったのではないかなというお話もありました。今、議会もお話ありましたようにほたる祭りにつきましては、町の実行委員会という形態の中で開催を決定していくものでございます。本来でしたらこのほたる祭り73回を終わっ

てですね反省会、いろんな意見を聞いて第74回につなげていくという会議が開かれるべきでございますけども、先月8月26日に開催しておりました本来その会議が順延となっておりますので、その中でもですね今議員から出されたような意見等も多く出されるのではないかと思います。露商組合の皆さんが駅からこう連ねてく、こう風景もいいという意見もあったりもしますし、また今回のようなですね町の事業者が中心となって賑わいを醸し出す、そういう祭りもいいという意見も事務局サイドにもくるわけでございますけども、いずれにしても今回の73回のほたる祭りの反省等またいい点、悪い点等含めた中でですね、74回に向けての新たな企画等含めまして、今後に向けて意見をふまえて計画を立てていければというふうに考えております。以上です。

○舟 橋 (9 番)

実際にこのほたる祭りのやっぱり企画っていうのが一番大変だと思うんですね。その企画された内容を実行に移していくにあたっては、毎年のようにその役場の職員の皆さん全員がですね交替で出られて、町全体で支えているお祭りではありますけれども、このタイミングで要は新しい企画、新しい催し物をやろうとする、そのベースを作るってのが一番大変なエネルギーがいることだと思うんです。現状はその商工会の職員の方でも事務局の方本当限られてますし、皆さんがほたる祭りに関与しているわけじゃあなくてですね中心になる方がいらっしゃる。当然町にも担当の方いらっしゃるわけですけど、その人数があまりにも少なくてですねご苦労が多いという話も聞いております。是非町の職員の皆さんもですね、辰野のこのほたる祭りっていうのは辰野町の最大のお祭りであって、町内の皆さん町外の皆さん誰もが楽しみにしているお祭りでございますので、是非バックアップをですね職員の皆さん総出でやっていただいて、いいお祭りを来年開催できるように頑張っていきたいというふうに私も協力しますんで思います。はい。以上で質問を終わります。

○議 長

ただ今より、昼食のため暫時休憩といたします。再開時間は13時30分、1時半です。時間までにお集まりください。

休憩開始 12時 45分

再開時間 13時 30分

○議 長

再開いたします。質問順位 4 番、議席 10 番、小澤睦美議員。

【質問順位 4 番 議席 10 番 小澤 睦美 議員】

○小 澤 (10 番)

議長より許可をいただきましたので通告に従い一般質問をさせていただきますが、一般質問にあたり私事ですが、先の 6 月議会においては一般質問の通告提出後に、発声障害というアクシデントに見舞われ、町長はじめ皆さん方にご迷惑をおかけしたことに對しお詫びを申し上げます。その時今後一般質問ができなくなるかと思いましたが、おかげさまで回復しましたので、再び一般質問を通じ町政について議論をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。最初に武居町政の 1 期 4 年と今後についてお伺いします。1 期 4 年間の総括については 6 月議会において樋口議員が質問し、町長から細部にわたり答弁をいただきましたので、私は 4 年間を振り返って大変であった事業、心に残る事業は何であったのか質問させていただきたいと思います。また 1 期目の町長選立候補に際しての公約、現在抱えている大きな問題についての中に「辰野町立小中学校あり方検討、適正規模配置の問題について大変重いテーマに議論・検討を重ねてきた提言案については最大限尊重したいと考えます」との公約に反してと思いますが、平成 30 年 3 月 26 日に 3 年間のチャレンジ期間として川島小学校を存続させるとしました。しかしこの令和 3 年 4 月 30 日に存続は断念せざるを得ないとし、8 月 4 日の臨時教育委員会において改めてあり方検討委員会の提言に沿って、隣接校への統合を検討すべきとの見解を正式に伝えた川島小学校存廃問題は、町長にとって 4 年間どのような事案であったのか併せてお伺いしたいと思います。

○町 長

はい。振り返ればこれまで「辰野の町民の幸せのために」という基本理念と「辰野の未来を創る」という行動宣言の下、全力で各事業に取り組んでまいりまして、あっという間の 4 年間だったように感じます。それぞれの事業に思いがございましたが、その中でも特に大変だった、心に残っているものとして次の 3 点をあげさせていただきます。一つ目は辰野病院の経営健全化への取り組みについてでございます。全国的な地方の医師不足の中、就任当時の辰野病院は外来患者数の減少等により、赤字決算が続く厳しい状況に置かれていました。就任直後から病院側と町側の定例会議を立ち上げましたが、そこで病院経営の危機的な状態を再認識したため、病院長の交代や院長補佐兼経営企画幹として実績のある外部の人材を迎え入れ、経営改革に充てるなど大

幅な人事刷新を断行させていただきました。これらにより院内の体制が大きく変わり、県からの内科医師の派遣や11年ぶりの常勤小児科医師の確保、また新たに泌尿器科、神経内科の診療も行えるようになりました。その結果、新型コロナの影響を受け昨年度の決算は平成28年度以来の赤字となりましたが、平成29年度から令和元年度までの3年間は黒字決算を堅持することができました。団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護需要の急増が懸念される2025年問題を見据えた医師の確保、医療体制の充実など課題は多いものの、漆原院長の下、増収、経費節減、待遇、地域連携の4つの改革プランのプロジェクトチームを中心に、病院の存続、町民に信頼される病院づくりに向けて職員の意識改革と経営の健全化は着実に進捗しているものと認識しております。二つ目は湖周行政事務組合の一般廃棄物最終処分場問題について、いまだ解決の目途が立たず、任期中に解決できないことが心残りであります。副町長時代からこの問題に取り組み、期成同盟会の皆さんとともに終始一貫して白紙撤回を求めてまいりました。隣接する自治体とは常に良好な関係を保っていきたい思いがあることは、以前にも答弁させていただきましたが、辰野町にとって大切なものを守る姿勢と考えは今後もしっかり伝え、建設阻止期成同盟会の皆さんとともに粘り強く取り組んでいきたいと考えます。三つめは川島小学校存廃問題をあげますが、非常に難問でございます。川島を有力な移住先として進めてきた政策と学校を統合対象とする矛盾と、学校存続を前提に地域がまとまり活性化することへの期待から、平成30年3月に総合教育会議におきまして、川島小学校存続に向けて挑戦する考えを示し3年間取り組まさせていただきました。誰もが川島小学校や周辺地域の良さ・魅力を認め、子どもたちや地域のこと、その未来のことを真剣に考えていただいている中で、川島小学校を残す、残さないについて意見が分かれています。通学している児童・保護者の学校に対する考えもさまざまであります。この問題に取り組む前は、地元川島地区が一つにまとまり、同じ方向で進むことを期待しておりましたが、残念ながらそれは実現されませんでした。それぞれの立場や取り巻く環境、それぞれの事情や考えがありますので当然のことであろうと思います。それでも何とか学校を存続させたいとの思いから、自分自身さまざまなことを学び、小学校キャンパス化構想の私案も提案しましたが、大きな反響があり各校の保護者をはじめ多くの方からご意見をいただく中で、教育の安定、児童の安心安全を最優先に考え撤回させていただきました。最終的には一人ひとりの子どもの未来、将来を軸に置き、子どもの学びと育ちの場としての機能を高め

ていくという、義務教育の場である公立小学校の目的を第一に考え、自分の見解を出させていただいた次第であります。町も教育委員会とそれぞれの視点から一つになりきれなかったことは認めます。それを打開するためにも川島小学校存廃問題は、今回のタイミングでどうしても教育委員会と見解を一致させて、終結させたいと考えて決断させていただきました。川島小学校の問題につきましては、前任の加島町長もひとりで悩まれていた姿を見てまいりましたが、それが今は大変よくわかります。今後、教育委員会と一緒に保護者等と丁寧に話し合い、最終的な判断や現在通学している児童の気持ちやその状況に沿った配慮と適切な支援等を含め、一緒に検討していきたいと考えておるところであります。以上です。

○小 澤 (10 番)

はい。今、3点について辰野病院、湖周問題それから川島小学校問題について三つの大きな思い出っていいですか、なっていたということを知りました。辰野病院にも今日の一般質問にもありましたけど、順調に進んでいるのではないかなって言うように思っていて、思っております。次の質問に移りますけれど、三番目に町長説明いただいた川島小学校の統合を、町長選挙の立候補の公約とする考えはないかということで質問させていただきたいと思います。今回の初日に「夢と希望をもてるまちづくり」を掲げて、現在ですけど10月15日告示、10月24日投開票の町長選に再選を目指して立候補を表明されたというふうに知りました。知りましたと言いますか所信を知りました。その中でまだ正式には公約って言うのがされてはいないと思いますけど、やっぱり公約を掲げて町長選に立候補するのが、筋ではないかなというように私は思っております。それで先ほどの川島小学校の関係なんですけど、これを是非公約の方のしていただく考えはないかということで質問させていただきます。というのも前ってはいけませんが、最初の時にやっぱり公約違反とは思ってないですが、そのように思っている方もいらっしゃいますので、是非公約の中にはっきりと辰野町立小中学校あり方検討委員会の提言に沿って、川島小学校を隣接校へ統合するということを明記する考えはないかお伺いします。

○町 長

この問題につきましては学校の存廃、適正配置を含め教育の方針を決め執行する権限と責任を持つ教育委員会と、教育行政に関する議案提出や予算編成を通じ、町政全体に考慮しながら民意を反映させるべき首長の立場である自分が、しっかり議論する

中で方向性を一致させて取り組んでいくべきものと認識しておりますので、公約とするならばその点をふまえた内容で検討していきたいと考えております。今後、急激な人口減少と少子化、加えて多様化・複雑化する社会状況が予想される中、児童生徒数の減少や不登校など学校やクラスになじめない子どもへの対応、子ども一人ひとりの個性や自主性を伸ばす教育などの課題は、町内小中学校共通でありますので、大局的な視点をもって教育委員会と一緒に考えてまいりたいと考えております。以上です。

○小 澤（10 番）

公約の方は今考えていただけるというふうに、私は解釈しましたがよろしいでしょうか。検討はいただけるということで、公約の方へのしていただけるということでよろしいでしょうかね。まだちょっと早とちりで私が感じたんですけどっていうのは、先般、私の部落のある人たちからも言われました。川島で7月から6会場で説明を受けさせて、ある程度住民の皆さんも理解したというように思ってます。その中で先ほどもちょっとふれたんですけど、第1回目の時に、町長は統合するってことでやってくれるのではないかっていうのが、してもらえなくてその裏切られたという記憶があるんで、また町長説明の中で一生懸命説明はしてくれたんだけど、もしかしたらまた裏切られるんじゃないかなということも言う人もいました。是非それらの人たちの先ほど十分に説明も、はい統合の方向を決めたのも聞きましたんで、公約の方にはっきりと謳ってくれること希望しまして次の質問に移らせていただきます。続いてまた川島小学校の統合についてなんですけど、あり方検討委員会の提言に沿って、隣接校への統合を検討すべきとした統合はいつ行うかについて質問させていただきます。先ほどの質問でも言いましたけれど、町長は「川島小学校の今後についてはあり方検討委員会の提言等をふまえ、教育委員会において今後、具体的な検討が進められることと思いますが、町長としても教育委員会と一緒に考えでることに取り組んでまいる所存です」とされました。従って今後、川島小学校については教育委員会が主体となって取り組まれていくことと思えますけれど、そのあり方検討委員会の提言書の学校の配置に係わる学級規模の最低基準について、確かあり方検討委員会の中でも私、傍聴させていただきましたが、各学校の先生方また大学の確か広島大学だったと思うんですが少数では弊害があるっていうような論文もありまして、それらを参考とする中で辰野町の学級規模の最低基準を概ね10名とし、その後も増加の見通しが立たない場合、関係校の統廃合について教育委員会において検討されたいとされていま

す。現在川島小学校は1学級9名ではなく全校で9名ですので当然に統廃合の対象になります。また提言書を受け平成30年2月21日の町内小中学校の今後に対する辰野町教育委員会の見解においても、今後提言の趣旨に見合うだけの児童の確保が見通せない状況の中で、いたずらに存続をすることは適切ではない。よって川島小学校は提言どおり統合の対象として準備を進める必要があると結論を出さざるを得ないとされています。また令和3年8月4日開催の臨時教育委員会において、町長は川島小学校の今後の検討についての中で「統合の時期は本日明言しませんが、来年度以降入学を検討しているご家庭にも考慮し、なるべく早い時期に結論を出す必要があります。私も町長として率先して自分の考えを述べさせていただくつもりですのでよろしくお願いたします」と述べています。質問いたします。今議会に条例の改正が出るかと思ってたんですが、出されておられませんので川島小学校をいつ統合するつもりなのかお伺いします。

#### ○教育長

はい。小澤議員の質問にお答えをしたいと思います。今回の川島小学校の課題ですけど、町長言われたように3年間の期間を経て教育委員会と方向が今一致をすることができました。議員言われるように8月の4日の臨時教育委員会において、正式に町長の方から町長の思いそれから決意というものを教育委員会に対して表明をいただきました。これを受けてこれからと言いますかね、今までも議論してきているわけですけど、そしてまた保護者とも懇談をしてまいりましたけれど、これから先も議会終了後、保護者との懇談もまた予定に入れております。ですからこの今日の段階で統合がいつですよということはちょっとまだできないわけですけど、いずれにしても統合を決めるってのは5年も10年も時間をこの先かけてもいいという問題ではありませんので、やはり適切な時間を要して方向付けをしていかなければいけないんだろうなと思っております。そして結論を仮に出して町長もオッケーとなっても、すぐここで閉じるってわけにはならないわけですね。教育の連続性とか安定性ってのがございますので、やはりここには今度は数年かかるということもございます。以上ですが。

#### ○小澤（10番）

すぐにはできないっていう話なんですけど、数年かかるっていうか先ほど質問の中にも、町長としてはなるべく早く決めて来年度以降の児童の家庭に対しての説明もって

いう話もあります。それでこれも説明会の中の一住民が言ったことですが、辰野町の子どもの出生率が4年後、5年後にはもう90名をきるっていうのが、もう統計的にもはっきり出てるわけです。それでこんなことをいつまでもやっていると辰野町大丈夫なのかなあとということも言われてました。それに最近では諏訪市の例なんですけれど、児童数が数十倍もあるような学校で統合がなされました。その中で未来を想像してのプランに沿った学習が行われるっていうような説明もありましたので、先ほど言いましたように辰野町はもうすでにあと4、5年たったら90名をきる、今の学級数からいったら3学級維持できるかどうかというところにきていると思います。それを4、5年もとか、もうちょっと考えてっていうような悠長な時期ではないというように思いますけれど、説明会の中でもありましたが父兄に川島小学校へ通っている児童・父兄に対して説明をする、それに対してもうすでに町長も教育長もせざるを得ないって言葉が、非常に私も不満といいますか分からない時点ですが、日本語でいったら私はせざるを得ないってことは統合に進めるというふうに解釈しております。多分ほとんどの方がそのように解釈していると思うんですが、そのような状況の中でこれからもまだ考えて結論を出していくっていうことはちょっと不思議だなと思いますんで、できれば今12月議会には議案の提出ができるような、体制がとっていけないか再度質問させていただきます。

#### ○教育長

はい。ちょっと小澤議員は私の発言を誤解しているのか、私がうまく答弁できなかったのかなあとこう反省しているんですけどもね、結論ってのはそう長く時間かけて出すべき問題ではないと私自身も思っております、これ町長も同じなんです。ただ結論を出しても実際にそこに通っている子どもたちが現にいる段階においては、結論出したからといって次の年からもう終わりだよってわけにはいかないという、それにはやっぱり2年なりはかかるよとそういうことなんです。2年、3年っていうのはそこなんです。結論を出してすぐそこで閉じるってことはできませんよということで、私2年3年とふうに話をさせていただいたわけですが、結論については2年3年もかけてあるいは5年もかけてやっていくという、そんな段階ではないし教育課題はこれだけじゃあないわけですのでね、この社会の変化が激しいこの時期においては、増してや今コロナもあったりいろいろあったりということですので、他の方にも全力でやってかなきゃいけないので、それも含めますとねこの問題は今、出生率の話もさ

れましたけれど、ここも含めるとやはり結論とすればそんなに長く時間をかけて出していいってものではないということ、改めて答弁させていただきます。

○小 澤 (10 番)

どう質問したらいいかちょっと迷っちゃうんですが、そうすると結論を出すのにそんなに時間はかけなくてもいいんじゃないかという、2、3年後っていうのは当然にかかるというのは思ってますので、そのいつ統合しますよっていうことを、早くいったら12月議会とかそういうのを目指して取り組んでいくってことはできないわけですかね。その後に2、3年かかるのはわかります。はい。

○教育長

はい。これは前々からも答弁させていただいておりますけれど、やっぱり保護者ともね話をしていかなければならないわけですし、先ほどの地元での町長の説明会においてもこれから学校へ上がるという未就学の保護者とも、話をしていかなきゃいけないということもありますので、相手がおります。ですので12月までってこうこの時点できるというのはちょっと厳しいなと思います。

○小 澤 (10 番)

大体気持ちといいますかそれは理解させていただきましたんで、なるべく早く保護者とかの説明をやっていただいて、父兄がどうなるかなという気持ちを長期間持たないような体制といいますか、解決方法を探っていただきたいなというように思います。次に質問に移らせていただきますが、次に小規模特認校制度はいつまで続けるのかについてお伺いさせていただきます。川島小学校は平成25年度から児童数の増加を目指して小規模特認校になりました。ホームページに小規模特認校、川島小学校について、「近年児童数が急激に減少する中で存廃が議論されてきましたが、平成30年3月武居保男町長が打ち出した3年間を、チャレンジ期間として存続に取り組むとの方針を受けて、現在辰野町及び辰野町教育委員会と地元川島区は協力し合い、この課題に取り組んでいます」とあります。しかし地区別説明会の資料にもありますように、3年間挑戦した結果として川島以外から通学している児童は3年間6名のまま変わらず増加しておりません。このことも町長の隣接校への統合を検討すべきとの見解に至った一つの要因であると思いますが。したがって統合に向かって協議を行うのですから、来年度入学を控えている家庭に対し小規模特任校制度はいつまでかを知らせるべきかをと思います。お伺いします。町長は川島小学校は存続しないと表明したわけで

すが、いつまで小規模特任校制度を続けていくのかお伺いします。

○教育長

はい。特認校制度の質問でございますけれど、この川島小学校の今後どうするかという課題と実際に川島小学校に通っている子どもたちの学びについていいですかね、これは一緒に議論してしまうとまずいんだろうと思うんですね。子どもたちはそこで一生懸命学んでますので、この学んでることについてはしっかりと保障していかなければいけないんだろうというふうに私思っております。ですから川島小学校に特認校制度をつかって通学している子どもがいる限り、そしてまた仮に統合とか決まった場合でも、その前日まであるいは前日まで子どもがおればその子供のためには特認校制度を適用していかないと、子どもには申し訳ないなという思いでございます。ですから今の時点で特認校制度をね、まだ方向が決まらない段階でここでやめますということは、ちょっと言えないなと思います。

○小 澤（10番）

わかりました。それでホームページの関係なんですけれど、先ほど言いましたけど武居町長が3年間をチャレンジ期間として存続に取り組むとありますけれど、今回存続を断念したわけですから、対外的にもやっぱりこの取り組むってのは終わったというのが私は解釈しますので、内容を変更するっていうことが必要だと思いますけれど、変更する気持ちはありますでしょうか。お伺いします。

○こども課長

はい。ホームページにつきましては教育委員会等の議事録は更新しておりましたけれども、今回そのような不都合が生じていることを認識しておりませんでしたので、これまでの経過について正しく掲載をし直します。以上です。

○小 澤（10番）

わかりました。よろしくお願ひします。次に小規模特認校制度と同等の町営バス利用、通学に対する補助金支給についてお伺いさしていただきます。この質問については先の議会でも質問さしていただきました。この点についてですけれど、4月の意見交換では宮澤教育長からは「交通費の補助金について私は補助金をお渡しするという措置ではなくて、定期券を買っていただくのが良いのではないかと考えております」としてその理由としては「現在川島地区の中学生が辰野中学校に通学する際、利用しているスクールバスに乗せることにしたい。それは現在同じように中学生が乗ってい

るスクールバスを使って、西小学校に通学している唐木沢、上島、今村地区の児童が定期券を買って通学している。またスクールバスに乗れなかった場合、定期券を利用して町バスにも乗っているからということからである。また川島区から西小等へ通う子どもについて補助金を出すということになると、これはまた新たな課題も出てくる」との理由からでした。しかしこのことについては私は特認校制度を利用して川島小学校に通学している児童に対しては、町営バスの利用、バス代の補助金が支給されているにも関わらず川島区から区外の小学校に通学している児童に対しては、教育委員会の小学校の指定校変更を希望するときとはいう、同じ制度の中で認めている通学形態であるにも関わらず不公平ではないかとしてきました。それに児童、家庭の負担軽減の面からも支給すべきではないかと合わせて質問してきました。したがって教育長の言うような他の地区の小学生の通学形態と比べるということは、不公平の解消には繋がらないというように思います。お伺いします。先の町長の川島小学校の今後についての地区別説明会においても住民から質問があったところですが、それらをふまえたうえで不公平解消のために、特認校制度と同等の町営バス利用と補助金を支給できないか、再度質問させていただきます。

#### ○教育長

はい。通学の補助金ということでございます。これ今までも議員からも質問を受けたりしてまいりましたが、思いはねあれから数箇月経っておりますけれども、今もその方向で変わっておりません。というのは平成25年に特認校制度を導入した際には、川島小学校の児童数を増やそうという目的で町の施策として、教育委員会の施策として特認校制度を設けてそのためにその補助、出しますよということで認めていったものでございます。一方じゃあ川島地区に住所を置いたまま他の小学校へ行く児童については、同じじゃあないかっていうねそういうふうな議論なんですけれども、実はこれは違うだろうなと思うんですね。公立の小中学校義務教育学校においては文科省がきちっとこれ通学制で定めてございます。ですから自分の生まれた地域の学校に行くのを原則としているんですね。ですけれどもあえてそれを弾力的な運用ということで特認校制度ってのを導入させてもらった。ところが今川島地区に川島に住所を置いたまま外へ出てきてるってのはその通学制度というのをあるんだけどそれをあえて無視っていい方変ですね。あえて家庭の責任で学区を超えて通学をさせているということですので、これは教育委員会が定めている通学に関する規定の中の、その他という

部分で家庭の事由によりということ判断をさせていただいております。今もそれに沿って処理をさせていただいておりますので、教育委員会の教育施策とまたちょっと一線を画するのではないかなというそういう認識でございます。ですから今でもその以前4月にお話ししたことと思いは変わっておりませんし、このことにつきまして7月に行われました、川島それぞれの耕地での地区別の説明会でも私、話をさせていただきました。

○小澤（10番）

地区別の説明会の中で質問された方も深くは質問しなかったんですけど、やっぱり同じ制度、教育長さんは違うっていうか制度を使っているけど違うんではないかっていうような説明ではないかなと思いますけれど、他の条例とか法律見ても抜け道があるっていいですか、そういう抜け道が必ず条文の中でできない部分は拾っていく条文があります。それが今回のちょっと町が作った特別な扱っている項目が、そうに8項目目ですけどそれがそうじゃあないかなと思いますので、それを先ほど私も言いましたけれど、制度の中で同じように使ってる、その理由が如何に関わらず、その中で使っているからそれが適用されて、不公平を解消するべきではないかというように私はずっと言ってきたつもりです。教育長さん理由が違うからと言いますが、ある意味では今まで川島から出て行ってしまった方々が、いろいろの周りの人の意見なんかが言われるから、はっきり言えなくて町外に出て行った方もいらっしゃいます。ですがそれらを拾うために教育長があな項目を使ってやってくれているというように感じますので、そうすると特認校制度という中では同じ扱いではないかというふうに思います。一時町の政策としてそれができないっていうような言い方も1回ありましたけれど、今回6月議会の時なんですけれど樋口議員に対する答弁の中で、町長は「今後移住促進重視の政策からまずは現在辰野町に住んでいる皆さんの暮らしや郷土愛を高めることを最優先に考え、それが町とのつながりに発展していくような政策に転化したいとも考えております」というように答弁されています。これは辰野町ってのを川島の方にすり替えた場合には、現在川島に定住している住民の事を一番大事に考えていただけるっていうように思いますし、また川島地区に定住するために町内の小中学校に通っている今の子どもたちなんですけど、先ほども言いましたけど家庭の負担を少しでも和らげてやる、それが残っていただいて川島の存続につながっていると現状を見た時に、やっぱり不公平というところを解消していただいて、同じように扱って

やるそれが町の政策として公平性を保つていう意味では、私は行政っていうのは公平っていうものが一番最重要点に考えるべきだと思ってますので、そういう点からもやっぱり同じように特認校制度でやっているんであったら町内の川島地区から町内の小学校に通っている児童生徒に対してやってやるというのが先ほど言いましたけれども、町長の定住人口を大事にしたいっていう項目にも関わってくると思いますので、再度お聞きしますけれど、もう1回考えていただく考えはないかお伺いします。

#### ○教育長

はい。現段階での私の思いはね先ほどお話した通りでけれど、確かに町長、以前そういうようなこともねちょっとね話をされていることを、私もちょっと記憶しております。実はこの通学に係わってについてはね、まだ町長ともつめて協議をしたことはないんです。ですのでこれは今後つめさせていただきます。このあとどうするかってことはここで言えませんが、町長の思いも受け止めてみたいな、お互いどこかこう一致する点を見い出すことができたらいいなあとと思いますけど。よろしくお願ひします。

#### ○小 澤 (10 番)

今、町長とつめてないってことですので、是非公平な行政が行われるような結論を出していただければ幸いです。次に3番目の質問ですけれど技術吏員の育成について、工事の設計はどのように行っているのか、技術吏員の育成の考えはないかについて質問いたします。この技術吏員という言葉は平成18年度の地方自治法の改正により使われなくなった言葉ですけれど、それ以前は役場の一般職の職員については行政事務、いわゆる税の徴収、戸籍の仕事、福祉関係など事務仕事全般について行政事務と言われてました。またそれに司るのが事務吏員というのが表現されておりました。それ以外の専門職の技師というのは、土木とか建築いわゆる技術を司る技術吏員ってというような吏員って言葉が使われておりました。ですんで私も記憶にあるんですが、いわゆる技術畑っていう課を言っははいけないかもしれませんが、土木とか水道、から林務などの担当のところは技術畑ってような表現で課の表現をしていたような記憶もしております。ですんで辰野町においても今言った建設課、水道課などには技術吏員が配置されて、道路改修の設計や水道工事などの設計管理は職員が行っておりました。当時平成の前半なんですけど水道課においては、下水道の管渠工事に伴う水道工事の設計は職員が先ほど言いましたように行っていたと聞いております。ま

た工事数も何十箇所もあり仮設工事、補償工事の設計も行ってたというように聞いております。しかし地方自治体の事務が複雑化、多様化してきて事務と技術の区別を明確に付けることが困難となったことから平成 18 年度の先ほどの法改正により事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、長の補助機関である職員へ一本化するよう所要の改正が行われ、技術吏員の言葉も使われなくなりました。しかしながら技術吏員という言葉がなくなったから、職員が工事などの設計は行わなくても良いということではないと思いますけれど、現在工事の設計はどのように行われているのか、また担当職員数など以前等の比較を含めお伺いします。

#### ○建設水道課長

工事の設計はどのように行っているかということでございます。建設水道課の工務係におきましては、町単の改良事業、町単の道路舗装事業について測量・設計を行っております。測量につきましては地元区と立ち合い、施工範囲を確認し図面、数量表を作成しております。設計については国の積算基準に基づき実施しているのが建設の工務係でございます。下水道の管工事につきましては民間のコンサルタント業者へ測量を委託し、設計は職員によって行っております。上水道につきましてはコンサルに業者委託して測量設計を行っているような状況でございます。先ほど言われました人数の比較で平成 18 年を言われてますので、その平成 18 年と今を比べますと建設の工務係は 2 名のまま変わらずです。建設の工務係は 4 名から 2 名、下水道の工務係は 2 名、耕地係は 1.5 名ということで 18 年から今までは人数も変更はほとんどございません。ちなみにですね自分が入った昭和 57 年の時ですけども、耕地係に入りました。その時は 5 名いました。その時は何でいたかという各担当が補助整備を 1 地区持っていたということで事業もかなりあったということでございます。下水道につきましても一時期は 5 名いたんですけども、下水道事業の布設が終わってからは今維持管理が主なもので 2 名になっているような状況でございます。国からの交付金とか補助金事業については、専門的要素があるため上伊那広域連合土木振興課、もしくは長野県の下水道公社に依頼して設計を行っているという事実でございます。以上です。

#### ○小澤（10 番）

人数が減ってきたのも補助事業の減少したっていいですか、大きい工事がなくなってきたってような原因もあるということですけど、ただ先ほど答弁の中で上水道事業、耕地事業とか林務事業は、ちょっと先ほど言われませんでしたんでわかりま

せんけれど、コンサルタント業者へ委託して測量・設計が行われているっていうように先ほど答弁いただいたと思いますけれど、いわゆるこれ丸投げではないかなというように思います。ただ丸投げになりますとこの確かに見る、検収はするとは思いますが、実際に設計額がこれでいいのかとか、から役場の職員が分からないまま発注される可能性もあるのではないかなっていうように聞いていて思います。今のよう一人1台にパソコンがあったわけではなくて、少ないパソコンを活用してこれも聞いた話ですが、加藤総務課長が会議の時には厚生労働省の経費をシステム化して、工事設計書を作成したっていうようなことも聞いています。その頃に加藤課長は非常に研究心や能力があったのかなっていうような思いもするわけですが、ただ職員数が変わらないっていう中で、現在一人パソコン時代となった中で、設計を業者に丸投げしなければいけないのかなというようにも思います。というのは地域の方また先輩の職員の方もいるんですけど、実際に現場を見てはっきり測量・設計を職員がしていないと、現場の様子が分からないまんまやっちゃうんじゃないかという、ですんで現場を良く見てそして測量・設計をして発注していくというのが理想的な姿ではないかなというように思います。それで今、技術吏員ほとんどないというように思っているんですが職員の育成も含めて何らかの対応策がこれからは必要だと思いますけれど、今後どのように技術吏員の育成等を考えているかお伺いします。

#### ○副町長

はい。加藤総務課長にご質問をしたのかなあとも思いましたが、ご本人だと答えずらいと思いますので、私の方からお答えさせていただきます。私としましては決して今の職員が研究心や能力がないとは思っておりません。それに業者に決して丸投げをしているわけじゃなく、先ほど建設水道課長がお答えしたとおり、昔から今も職員ができるものは職員が設計しています。また職員に設計できないもの、専門的また高度なものについては入札という過程をふんでコンサルト業者を選定し委託をしています。この方法は私が知る限り昔も今も変わらないと思っております。またこれは建設水道や産業振興課だけでなく工事に係るすべての課で職員ができるものは職員が行うことを基本としております。また業者に設計を委託する際も決して丸投げをしているわけではなくてですね、設計業者と十分な打ち合わせをして設計書を作成するように指導しています。現場も一緒に立ち会います。仕様書にも業者と密に打ち合わせをということもその旨を記載しております。また完成書類のチェックも行っておる

とこであります。技術吏員の育成ですが今年度の人員配置におきまして、土木技術の向上を図るため、上伊那広域連合土木振興課を退職された方を会計年度任用職員に採用し、建設水道課に土木技術指導員として配置させていただきました。この方は測量や設計、工法に関する高度な専門知識をお持ちで、日常業務の中で技術系職員で構成する辰野町役場技術者研究会などの機会を通じまして、中堅職員、若手職員に技術指導をいただき、人事育成につなげていくとこであります。設計工事の方法等も助言をその都度いただいているとこであります。また今年度職員採用試験におきまして、一般行政職に設けた社会人枠というものがございまして、その中で特定の分野で大きな実績や結果を残した人材としておりまして、その中で技術吏員としての専門知識と経験のある人材の確保にも努めています。現実的に今年度建築施工管理技士や土木施工管理技士の資格をお持ちの方がお申し込みをされまして、私もちょっと予想外だったんですけど、こういう方が公務員になろうっていう意思のある方がいらっしゃるといふことで、これからは技術吏員の育成と合わせてこうした技術系の資格を有する方の採用も行い、技術系職員の専門職化に合わせて育成を図っていきたいと考えてとこあります。以上です。

○議 長

小澤議員、時間です。

○小 澤 (10 番)

はい。今、丸投げっていう表現を使わせてもらったんですけど、それに対して十分検証しながらやっているということが分かりました。是非正確な発注等が行われることが最大の義務だと思いますので、先ほど育成を兼ねて新しい職員の方が入るといふことを聞きましたんで、是非その方向で町民が十分発注した工事に対して疑問のないような発注の方法を、今後もとっていただきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 2 番、松澤千代子議員。

【質問順位 5 番 議席 2 番 松澤 千代子 議員】

○松 澤 (2 番)

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。この度の前線停滞による大雨の被災は大変なものでした。14 日の夕刻からは狂ったように降り続き、災害本部の

皆さまには昼も夜もない日々が続いたことと思います。本当にお疲れさまでした。地域の皆さんは8月14日から15日にかけて消防団とともに夜を徹して土砂をすくい、助け合いながら危険から身を守り、危険を回避することができました。どこもかしこも手が付けられないような状態なのに、住民の長年の知恵や消防団OBの知恵をお借りして、住民の人が人海戦略で何とか収まっていくことができました。私の上辰野の友人宅にも土砂が流れ込んでしまったのですが、動けるのはその友人と娘さんの女手二人のみ、そこで社協から来てくださったボランティアの皆さんの手がどれほどありがたかったことかと、友人は立て板に水のごとく話してくれました。また新聞に町民の声として掲載されている感謝の思いも拝見させていただきました。ボランティアの皆さまには感謝の一言です。様々な思いを抱えての夏休み終盤のお盆でした。最初の質問です。先ほどの山寺議員や舟橋議員の質問とかぶりますが、災害により多くの箇所道路が寸断されて交通渋滞が発生したことは本当に大変な出来事でした。まず町内各所で起きてしまった交通に影響のある道路の被害状況、少しでもお話いただきたいと思います。

#### ○建設水道課長

先ほど舟橋議員の時に説明した内容とかぶらない内容をご説明させていただきます。道路復旧費用としては約1億1,000万円の予定をしているような状況でございます。先ほども説明しましたが町道55号線河子沢につきましては、被災が15日に発生したことが分かっていたけれども、水の量等が多くてですね復旧に17日までかかったということで約2日半、車が通れないような状況になったということを認識しております。慌てて仮復旧をしまして17日から車が通れるように、人は通れないことはなかったんですけども、車が通れないっていうような状況が起きております。また唐木沢地区におきましては唐木沢川本線に土砂が土砂洪水氾濫が起きましたね、そちらの唐木沢に入っていく本線から車が通れない、また脇道のJRの川島駅の方からですけども近くにある沢が氾濫しまして、車が通れないっていうような状況も起こったことをご理解してるところでございます。災害による一時通行止めになった箇所は辰野町全域で起こっております。翌日以降に通行止めとなった主な町道ですけども13路線15箇所ございました。今現在も土砂流出箇所の復旧のため通行止めとなっている町道は5路線ある状況でございます。以上です。

#### ○松 澤 (2番)

15 箇所の通行止め本当に大変でした。辰野高校の下の国道にも伝兵衛せぎの水があふれてしまいまして、早朝たまたま 4 時くらいだったもんですから本当に早朝だったもんですから、それに加えて日曜日だったこともあり交通を止めることはありませんでしたが、住民の皆さんが招集をかけてはありませんが、招集をかけたわけではないんですけれども、自然と集まって協力して土嚢を運んで水の流れを変える作業をしてくださいました。そのあとの交通渋滞だと思うんですが、渋滞はどんな状況だったとお考えでしょうか。

#### ○建設水道課長

今回の災害におきましてですね、15 日に発生しました川岸での土石流によりまして、中央道それから主要地方道の下諏訪辰野線、JR 飯田線が一気に通行不能となっております。お盆の最中で通行量の多い中央自動車道を利用した車が伊北インターで降りたため、国道をはじめ各道路が渋滞となっております状況でございました。また同じ日の 13 時から 17 時までにおきまして、善知鳥峠の方の頂上で土砂の流出がありまして、そちらの方も通行止めになってかなりの渋滞になりまして、その時は塩尻に行くには諏訪経由もしくは権兵衛経由じゃあないと行けないような 15 日の状況になっておりました。中央自動車道が通行可能となるまで翌日、翌々日の町内の国道でございまして、小野から辰野へ通うにあたりまして 1 時間以上かかったような状況というぐらいに大渋滞が発生しておりました。17 日におきましては諏訪辰野線で交通事故がございまして、そこで 1 時から 3 時半まで通行止めというような渋滞も経験しております。中央道が 8 月の 19 日の 23 時に通行可能となりまして、それ以降は普通に落ち着いて通行という形になっている状況でございました。以上です。

#### ○松 澤 (2 番)

ありがとうございます。本当に大変でした。正直な話、我が家の前から国道は本当に 10 数メートルなんですけれども、国道方面へ出られない時間帯がかなりありました。生活道路への影響もかなりのものだったと痛感いたしておりますが、町側からご覧になった感想はいかがでしょう。

#### ○建設水道課長

渋滞がかなり続いたためですね、辰野から各移動場所が時間が読めないというような不便な状況となっております。またその渋滞を避けようとしてですね、カーナビ等を使用してですね、幅員が狭い皆さんが住んでいる生活道路の中に入ってきてしま

って抜けられなくなったりとか、いろいろのトラブル等があったこととお聞きしております。また通行止めを看板を立ててですね唐木沢の集内に入れないようにしてあったんですけども、渋滞を避けようとして唐木沢の中に入ってくるっていうような車が多数あったとお聞きしております。以上です。

○松 澤 (2 番)

通行止めの看板の無視はちょっとひどいかなあっていうふうには思います。細い道路へいつもは通らない県外ナンバーの車などが入ってくる、そこで傘をさして歩いていたりすると本当にびっくりしてしまうんですね。生活道路への影響は大きかったと思います。15年前の18年災害の時、その時も国道が寸断されて生活に大きな影響が出ましたが、やはり道路には迂回路というかバイパス的な道、代わりになる道、もう一つの道路が絶対に必要不可欠であります。舟橋議員とかぶりますがそのどれだけ必要なことかっていうことを、町民みんなが身につまされたことと思います。舟橋議員とかぶって恐縮ですが、再度153号線の渋滞に対する町のお考えをお聞かせください。

○建設水道課長

舟橋議員のところ町長答弁したとおりの内容と重なりますが、今回自分たちも主要な幹線が通行不能となって、バイパス道路の必要性を再認識した状況でございます。また県の道路建設課から確認の電話がございまして、渋滞の状況と今後の対応について相談をさせていただいてる状況でございます。松澤議員さんも委員とさせていただいてます道路網計画を策定する中で、17区でのワークショップまた道路網計画検討委員会の中でも主要な幹線道路についてバイパス道路が必要という意見をいただいております。そしてその道路網計画の中で、両小野バイパス、辰野バイパスまた県道与地辰野線の下田踏切をはじめとした区間について、重要性が高くて順次事業化に取り組む必要があるということで位置づけられておりますので、その意見を尊重しつつ先ほど町長が答弁したとおりに進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○松 澤 (2 番)

はい。道路網計画検討委員といたしましては、どう進めていくのが良いのか、どの道順を踏んでいくのがベストなのかと思いを巡らせますが、主婦仲間の井戸端会議のお話をいたしますと、国道でも県道でも町道でもなんでもいいから早く何とかしてほ

しい、18年災害であんなに困っていたのにまだ一步も前に進んでいないじゃん、でもそんなことはない、分かっているんですよ、足場を固める努力をしてくださっている事は良くわかっているんです。わかっているながらも主婦としては生活がありますから駄々をこねないではられない心境なんです。ぜひとも初めの一步を踏み出すそのお知恵を出してください。道路に関しては今日の明日というわけにはいかないことは重々承知いたしております。それでも期成同盟会準備会それを期成同盟会っていう早期発足を心から願うものであります。私たちの生活は衣・食・住ですがその根本に「木火土金水」いわゆる自然哲学の五行説があります。この木火土のど、つちですね道、ここの整備をなくしては前に進むことはできません。思い切ったお知恵で早期に進めていただきたい心から願います。また山寺議員の質問にもありましたが、宮下敏夫前議員や山寺議員から質問に上がっていた大型電光掲示板の問題も、それだけで道路の渋滞問題が解決するわけではありませんが、しかしそれが足がかりだと思えます。一步踏み出したものですから二歩目に進んでいきたいと思えます。次の質問に入ります。宮木でも小横川でも今村でも川島でも今なお山の際にある畑では有害鳥獣の被害は深刻で、丹精込めて育てた作物をサルが食べるか人間が食べるか瀬戸際なんだよと私の友達たちは嘆きます。また「野生動物 天下往来 自由に住んで 人間柵の中で農作業」というのがありましたが、せめぎ合いですよ。ありとあらゆる方法を考えて試して実践してくださっている事はよくわかっているのですが、敵もさるものですから学習して、おりこうさんになっていってしまっているんです。例えば町の11時30分お昼を知らせるチャイムが鳴るとサルたちは襲撃の準備を始め、群れで集まり12時に人がいなくなると略奪開始、おいしいものをたらふく食べて1時になるとお土産付きで引きあげ開始なんだそうです。サルたちにとってはランチタイムはラッキータイムだと認識しているようですと私の友達は言います。そんなこんなで主な有害鳥獣の対策をお話いただければと思います。

#### ○産業振興課長

はい。それでは松澤議員の有害鳥獣に対する対策ということでございます。今お話のように鳥獣がですね大変賢くなっているということでございます。我々もその一步上をいくような対策を今後講じていかなければならないわけでございますけれども、今年度の町で実施しております対策につきまして、ご紹介をしていきたいと思えます。被害活動の防止対策といたしましては鳥獣捕獲、個体数調整ですね、そのために各区

から要望のありました捕獲器具といたしまして、くくり罠を150基、またドラム缶の檻を2基を各区の要望に応えながら、町内各所猟友会の資格を持った方々に設置管理いただきながら、個体数の調整を実施をしているところでございます。また被害をです、ね自ら防ぐうえでの被害対策の講習会等をです、ね、被害防止先進地区、特に川島の皆さんですけれども、その皆さんを中心にです、ね町内全域の皆さんに声をかける中で、年に2回ほど開催をしているところであります。また生息区域のです、ね管理として、畑や田んぼ、耕地等です、ねとの山林の間の緩衝帯としてです、ね、樹木の伐採等を今年度4地区2.4ヘクタール等を実施をしてまいる予定であります。また、今言う賢くなったサルです、ねサルがどういう群れの行動をしているかという点につきましては、最新のICTの新技术等を使う中で、ボスザルかどうかわかんないわけですが群れのサル1頭にです、ね発信器を付ける中で、そちらについては2地区で発信器を付けてサルの移動状況をです、ね、スマホにアプリを入れていただければすぐ見れるという状況の中で行っているところでございます。いずれにしましてもこういう鳥獣対策についてはです、ね、個人あるいはなかなか数件では対策等は講じるわけでは対策ができるわけではございませんので、地区あるいは区一丸となってです、ね被害に今後も立ち向かっていく必要があるということで、対策等も町としても充実をしていければと考えております。以上です。

○松 澤 (2番)

はい。緩衝帯ってのがねとっても有効だって話も伺いましたし、それからサルの発信器ですかその関係で「連絡が来ると連絡が来てもね私が出ていくよりサルの方が早いんだよ、もういないんだよ」ってよく言います。本当にねサルはさるものだと思います。荒神山を埒にしているカラスたちも樋口の民家に現れて、畑のみならず庭まで荒らしていくそうです。今、ご回答いただいたような現時点で行っている対策、それ以上の対策のかさ上げをしないと間に合わない状況のようで、補助や支援を拡大してほしいとの声が上がっているのですがどうお考えでしょうか。またJAとの共同で対策を見直すお考えや計画、プランはおありでしょうか。

○産業振興課長

はい。補助や支援の拡大ということでございますけれども、現在実施しております補助事業をです、ね、区を通じる中でご希望に添える予算の範囲の中で、予算もあるわけではございますのでそういう中で対策的には実施をしていきたいと思っております。ま

たJAとの共同でということでございます。町の鳥獣被害の対策につきましては大どことしまして辰野町有害鳥獣対策協議会という部分、集まりが設置をされておりました、その事務局にですねJAの辰野支所も加わっていただいているところであります。またJAのそれぞれ作物を作っていらっしゃる作業部会の方々もですね、その委員として加わっている中で、鳥獣被害防止計画につきましては毎年を策定し農家からの要望によります、被害防止対策に対する支援あるいは個体数の調整に取り組んでいるということでございます。以上でございます。

○松 澤 (2番)

しっかり対策をしていただいているとのご回答でありがたいと思います。続けて農地パトロールのことで伺いたいと思います。先週の新聞記事でも拝見いたしました、年1回実施されるパトロールで荒廃農地や違反転用の調査を進めていただいているようですが、1年間にどのくらいの荒廃農地が出てきているのか、年数が経過してしまうと農地に戻せなくなってしまうとお聞きしていますが、農地に戻しているものはどの位か、農地に戻せないものはどの位かお伺いしたいと思います。

○産業振興課長

はい。それでは農地に戻せるもの、農地に戻せないものはどれくらいかということでございます。農地パトロールにつきましては、現在辰野町農業委員会の委員の皆さんと役場産業振興課の職員が対応いたしまして、実施をしているところでございます。毎年この時期実施をしているところでございます。数字等もまたパトロールが終わった時点で新聞等を通じて公表をしているところでございますけれども、そのパトロールにおいてですね、農地が遊休化しているが手を施せば耕作が再開できるものを、A判定農地ということを表示をしているわけでございます。その中から過去に先ほどの調査の話でございますけれども、A判定となった土地につきまして約104件につきまして調査を昨年度は実施をしております。その中でいくつかの回答項目がある中で、今後その農地をどうするかという部分があるわけでございますけれども、一つとして中間管理団体を通じてですね誰かに工作をしていただきたいという筆数が25筆、次に農地利用代理事業ということJAさんですね、そういうところが入ってやってほしいところで9筆、まだ自ら耕作者を探したいという方は6筆、自ら耕作をする予定があるということで22筆、約6割の方は耕作を再開したいということでございます。以上です。

○松 澤 (2 番)

はい。6割がする意思がないというのは農業委員さんも困っているってこぼすわけですよね。山際のその山の近くの耕作地が耕作放棄地になっていってしまうと、ましてや野生動物にとっては格好な隠れ家になっていってしまうため、これを減らすために行っている遊休農地の耕作意思の確認調査に対しての結果はどうなのか、そのような地主さんと年間どのくらいコンタクトをとっているのか、耕作意思のない人の遊休農地をどうしているのか、耕作放棄地は現在どの位あるのかお伺いしたいと思います。

○産業振興課長

はい。先ほどのですね答弁の中で前半でですね、今質問された部分を答えてしまっておりますけれども、アンケートの結果はそういうことですね6割の方はまだ耕作を続けたいという意思があるというようでございます。今の質問のですね後半の部分のじゃあ耕作放棄地はどの位あるかという部分でございますけれども、先ほどご説明したのがまだまだ農地として耕作可能であるというのがA判定ということで申しましたけれども、それ以外の農地としてですねもう戻せないだろうという、もう耕作地にするには無理があるということを経験した土地についてはB判定ということで、A、B判定をして毎年パトロールの結果として公表しているわけでございますけれども、そのB判定の土地につきましては、今までの積み重ねの部分といたしまして約30ヘクタールということでございます。

○松 澤 (2 番)

6割の方たちが耕作意思がない、意思がないということが分かりました。意思がないということはそのあとご本人たちがどういうふうにするつもりでいらっしゃるのかそのあたりはいかがですか。

○産業振興課長

はい。6割の方が意思があるということでございます。お願いいたします。

○松 澤 (2 番)

申し訳ありません。はい。じゃあ4割の方が意思がないわけですね。その方たちはどうしたいっていうふうに思っているんでしょうか。

○産業振興課長

はい。その方たちはですね4割の方たちについては、実際のところはね白紙というかそれぞれの部分の回答がないという方がほとんどでございます、このまま耕作し

ないっていう部分のこの欄についてはですね特に回答がないということで、私どもとすれば6割はまだまだ現実的には今、耕作がされてないわけですけれども、6割の方がまだまだこれから何らかの形をもって、耕作を再開させたいという意思があるということで、できるだけB判定とならないように持ってけるという点につきましては、大変いい傾向にあるのではないかとというふうに考えております。

○松 澤 (2 番)

はい。ごめんなさい、ちゃんと聞けなくてごめんなさいね。4割の方が耕作意思がない、6割はこのあと耕作をしていく意思があるということで、是非ねその方たちには管理をしていただきたいそんなふうに思いますね。それで緩衝帯っていう話もありましたけれども、緩衝帯を4箇所ですんなりにたくさん広げていただいた、でもでもまだ足りないですよ、山ばかりですからね辰野町は。だからその緩衝帯を広げていくっていうそんなようなプランとかそれから耕作放棄地の今後の施策、プランがあるのか、それからJAと相談したりタイアップするこう何か計画があるのか、そんなことも伺いしたいと思いますが。

○産業振興課長

緩衝帯につきましては年度当初の区長会でありますとか、そういうところを通じながらですね事業等を啓発しているところでございます。多くの地区で里山自体がですね私有林というか、共有林でしたらその地区の山ですので協力もいただくわけでございますけれども、私有林等にも当然ご理解いただきながらそういう作業をしていかなければいけないということもありますので、地区と相談しながらまたこういう事業があるという部分については、それぞれ地区にお知らせしながらやっていきたいというように考えております。また今後の遊休農地対策のプランということでございます。耕作可能であろうと思われる遊休荒廃地、遊休農地ですね荒廃までいかない遊休農地等につきましては、地域の担い手等がでございます。そういう皆さんにも紹介をしながらできる限り耕作が再開できるという方策も付けております。ただしですねやはり耕作になかなか先ほど言った4割の方たちの主な心情かと思っておりますけれども、耕作条件の一番大事な部分である担い手の皆さんが引き受けていただけない部分の理由としてはですね、やはりほ場整備がされてかつてされていなかったとかですね、水路的な部分基盤等がですね獣害等で壊されているとか、そういう部分のですね整備がやはり遅れてしまっているという部分があるということについて、やはり耕作再建への道が遠い

かなというところもございしますが、そういうところがクリアできていることについてはですね、担い手の皆さん耕作再開ができるようにということで、農業委員会も通じながら紹介を土地として紹介をしているところであります。また先ほど言いました耕作条件が鳥獣被害が主な原因だったとすればですね、町の農業振興センターにおいては新たな作物等の見つけ出しといたしますかをしているところであります。一昨年度からは薬草の栽培などをですね、獣害等の被害にあわないという点において民間企業等からのノウハウをいただきながら、栽培等に取り組み出しているところでございます。また農業委員会等でも推奨しておりますけども、やはり農業被害等の少ない作物、これはエゴマでございしますが、そういう部分についても進めているところでございます。また新聞等にも出されましたけども、小野の一部耕作が放棄化されているところについてはですね、獣害被害がないとはいえないわけなんですけれども、これから単位的な価値が上がるという部分においては、ワイン用のブドウをですね植栽始めている箇所もございまして、そういう新たな作物等の見つけ出し等もしながらですね、耕作放棄地にむいてるであろう作物等もこれから農業振興センターを通じる中で開発していければというふうに考えております。以上です。

○松 澤 (2 番)

薬草はグッドアイデアだと思います。本当にそういうなるべく鳥獣被害にあわないものを研究していただいて、是非遊休農地が減っていくようにお願いしたいと思います。実は住宅地の中の遊休地も不安に感じております。住宅地の中の遊休地や空き地はどのような管理をされているのか、そしてどのような方法で情報を集めているのか、それは年間何件くらいあるのか教えていただければよろしいでしょうか。

○産業振興課長

はい。今言われる住宅地の中の遊休地でございます。農地等につきましてはですね実際のところは個人の土地管理でございしますので、個人にゆだねられているなかで特に町が関わってですね「そこを草を刈ってください」とかそういう指導をさせていただいてるものではございません。また件数等においてはですね特に把握はしてるものも町全体としては把握しておりますけども、じゃあ住宅地の中の遊休地が何筆であるとか、そういうところについて把握しているものではございませんけれども、今年、昨年度の末からですね新たに取り組みだした事業としましては、住宅地の農地等ですね周辺に住んでいられる住民の方等で農地を持たれていない方が、少し農業にこう

土を触ってみたいとかそういう農業をやってみたいという方の希望もあるように聞いております。そんな中で1箇所宮所においてはですね町民農園ということで、5区画を昨年度末開園をしたところではあります。今後もですねそういうニーズ等聞こえてくる部分におきましては、住宅地の空いている農地等ありましたら町民農園等で活用できないかということ、今後研究したりしていければというように考えております。以上です。

#### ○松 澤 (2 番)

住民農園大賛成です。是非広げていっていただきたいと思います。また人によってはいろんな状況で宅地が欲しい人、工場を建てたい人、農地が欲しい人と様々だと思うんです。用途によってマッチングができれば土地の有効利用ができると思うのですがお考えはおありでしょうか。地主さんにはねご先祖様から受け継いだその土地を守らなければいけない、だから手放せないというそんなような思いをお持ちの方、それから行政には企業誘致をして町を発展させたい、それから農業委員会には農地の保護とそれぞれの思いがあると思います。とにかく土地を有効に利用して雇用を生み出したいとか、それから農産物をこう安全な農産物を供給したいとか、迷惑になるような荒廃地をなくしたいとか、そのためにはみんなで話し合うことが大事なんじゃないでしょうか。必要なんじゃないでしょうか。みんなで町の発展を前提に話し合いその話し合いをするべきだと思うんです。地権者やJAそれから商工会、農業委員会、行政とみんなで集まって町が発展していくための土地の有効利用を話し合うというお考えはありませんか。

#### ○産業振興課長

はい。今、後半様々な団体をですね一緒に交えて話し合う機会がないかというお話でございます。本当に農地を必要としている方、農地を農業委員会なんかは農地を守らなければいけないという立場、いろんな立場がある中での皆さんが集まってとなります。なかなかこう話がうまくまとまるようでまとまらない点もあろうかと思えますけれども、確かに有効的な利用という点についてはですね、そういうそれぞれの意見を交わし合う会も必要ではないかと感じているところであります。土地の利用それぞれ目的が元には違うわけでございますけれども、情報交換お互いにするという点においては、それが必要なことではないかというふうに考えております。以前ですねまちづくり政策課が中心となった中でですね、空き家遊休不動産相談会ということでそこに農

業委員会等が加わったわけではないんですけれど、そういう土地を求める側、土地を出したい側皆さんが集まっての相談会等も開催されたことがあります。ちょっと議員が今質問された趣旨とはちょっと離れてる部分もあろうかと思えますけれども、そういうところをですねもう少し発展的な機会としてとらえてですね、農業委員会がそこに入れるかどうかつつうのはなかなかこう難しい部分があろうかと思えますけれども、多くの困っている土地あるいは遊休化している農地等を、今後どうすればいいかっていうことを町全体として考えるとすれば、そういう機会も今後必要ではないかというように考えております。

○松 澤 (2 番)

何年か前に工場がこの辰野町に進出したいという思いを伝えたことがあるようなんですが、それがたまたまできなかつた。工場誘致、企業誘致ということは雇用を生み出し子どもたちがいずれ帰って来れる、ここに勤め場所がある、生活の糧を維持できるところがあるってことが一番のポイントだと思うんです。子どもたちが学校を出てそのあと帰ってこないっていうのは大きな問題、大きなところに工場がない、働く場所がないということだと思うんです。半分以上はそれが理由だと思うんです。だからできれば企業を誘致して雇用を広げていただくそれが一番の私の願いなんです。子どもが帰ってきてくれるといいなあってつくづく思うんです。そういうところも考えていろいろなことを進めていっていただければありがたいってふうに思います。用途によってマッチングができる、土地が有効利用ができる、そんな形にしていけたらいいと思います。次に子どもの予防接種についてお伺いしたいと思います。先ごろ中信地区から転入された方がいらっしゃいまして、転入時に子どもの予防接種についての書類を一式渡されたそうです。渡されたファイルには接種券なども入っており、自分で確認しながら自分で予約をしてくださいとのことなんです。上の子の学校の手続きや転入に伴う様々な雑事に追われ、また自分の新しい職場のことなどもあり、下の子の予防接種の事がすっかり頭から離れてしまったようです。以前に住んでいた地域ではその都度連絡が来て、その都度接種券も来ていたので気にも留めなかったようですが、辰野町ではどのような周知方法をとられているのかお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長

町では出生月の翌月でございますが、国で定められた法定の予防接種につきまして

その種類、接種回数、接種期間、予防接種を受けるにあたっての注意事項などを記載しましたパンフレットであります、「定期予防接種のご案内」それと予防接種について正しい知識の啓発のためということで、「予防接種と子どもの健康」それと1歳までの1年間に受けていただきたい予防接種の予診票を個別に送付してございます。この1年間につきましては乳幼児訪問であるとか2・3箇月相談、4・5箇月児検診など2、3箇月おきにこういった相談・検診などがございまして、その都度相談を受けたり検診時において予防接種の勧奨を行い、更に接種漏れのないよう個別に母子手帳で検診状況の確認をし接種勧奨を行ってございます。1歳以降に受けていただきたい予防接種につきましてはその接種時期に合わせて、個別に通知を差し上げてる状況でございます。また3歳児検診以降になる予防接種につきましては接種時期が終わりまして未接種のリストの中から個別に接種勧奨通知を送付し、場合によっては保健師、保育園を通じまして接種勧奨を行ってるところです。町に転入してきた方につきましては、転入手続きに来られた際に母子健康手帳を確認しまして、未接種の予防接種があれば予診票を送付するなど接種勧奨を行っておりますけれども、転入時期とその直近の予防接種の日程の関係から、複数の接種のご案内を同時に差し上げる事もございます。以上でございます。

○松 澤 (2番)

ありがとうございます。その都度連絡してくださる方式がママさんにとっては本当ベストだと思います。その方式でもそれでも接種漏れのお子さんがあると伺いました。標準的な接種期間は設定されていても、不思議と子どもは何かしようとするやと察知して熱を出したり、ママさんはその現状の対処でというっかりなんてことよくあることだと思うんです。転入手続きにまぎれた落とし穴だったのかはわかりませんが、接種漏れのお子さんをなくしていかなくってはなりません。確かに保育園を通じて連絡が来たりするってということもあるって聞きましたので、たぶん1歳のその一番たくさん予防接種があるときで、たぶんそれでポンと渡されたと思います。その転入してきたばかりなので保健師さんとの対応もなかったんじゃないかなっていうふうに今考えますけれども、女性の社会進出が叫ばれる今こそ子育て支援という観点からもSDGsからも、もう少しきめ細やかなサポートをしていただきたいと思うのです。例えば現在の周知方法でもこの予防接種はあと3箇月で予防接種期間が過ぎてしまいますがお済でしょうかというような、声掛けがあれば子どもの体調によって延期していたもの

でもママさんたちは思い出すことができる、うっかりだったものも思い出すことができるということなんです。そんな優しいサポートをご検討いただければと思います。理由があって接種しないのはもちろんいいのです。でも風疹のように大人になってから思いもよらない影響が出る可能性のあるものは、その子にとって不条理ですからそうならないように、サポートできるところには最新のサポートをするべきではないでしょうか。子どもたちがすくすくと育ち幸せな人生を送る道筋をつけていくのが、私たち大人の役目だと認識しています。以上で終わります。

○議 長

ただ今より、暫時休憩といたします。再開時間は、15時20分、3時20分といたします。

休憩開始 15時 05分

再開時間 15時 20分

○議 長

再開します。質問順位6番、議席6番、津谷彰議員。

【質問順位6番 議席6番 津谷 彰 議員】

○津 谷 (6番)

それでは通告に従いまして質問をいたします。改めましてこの度の災害によりましてお亡くなりになられた方に、衷心よりお悔やみを申し上げます。またご遺族並びに被災された皆さんには心よりお見舞いを申し上げます。そしてボランティアの皆さんの日ごろのご尽力に本当に頭が下がるいっばいであります。その感謝の気持ちも胸中に秘めながら最初の質問に入りたいと思います。8月の大雨災害からみる流域治水について質問をいたします。この度の前線停滞に伴う豪雨によりまして全国各地で甚大な被害が発生いたしました。当町におきましても18年7月豪雨災害に匹敵する記録的な大雨により町内各所において土砂また洪水氾濫等による住宅、道路、河川、上水道、農地また通勤、通学の交通手段であります鉄道においても甚大な被害により、今現在も町民生活に大きな影響を及ぼしています。18年災害での経験をふまえ治山治水事業、また道路・河川などの整備、地域防災体制の強化など、今日まで様々な防災減災への取り組みをしている中ではありますが、今後、気象変動の影響による水害は更に頻発化そして激甚化、予想もつかない被害が今後も続くものと懸念されております。今回の災害から得た教訓を課題にして、今後の防災減災に関するすべての取り組みを、

更にアップデートの必要があると考え大きく3点に絞り質問を始めます。はじめにハザードマップの活用と情報発信であります。今回の被災状況をみますとマップに示されている箇所が、リアルに記載されていることがよくわかります。近年激甚化している水害や森林、河川の整備などの、自然環境の変化に合わせたマップの更新も必要ではないかと思えます。今後マップの更新また外国籍への多言語化の作成、もしくは優しい日本語を使ったマップを作成する、そのような考えをお伺いいたします。

○町 長

津谷議員をはじめ議員各位におかれましては、今回の災害におきましても様々な形で情報提供やご助言をいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。さてハザードマップは国や県が指定する河川の浸水想定区域、土砂災害警戒区域、特別警戒区域、指定避難所、緊急避難場所などの情報を掲載しているものであります。町民の皆様にはお住いの地区にどのような危険が潜んでいるのか、ハザードマップで確認をいただき、いざというときの避難行動などをあらかじめ考えておいていただきたいものと思っております。現在進められている県の調査が完了したところで更新を行う予定です。現在県内の全市町村で1回目の調査が終了し、昨年度から2回目の調査を行っている段階で、今後資料の再点検を経て詳細調査が予定されております。多言語化についても更新の際、検討したいと思っております。以上です。

○津 谷 (6 番)

はい。2016年の水防法が改正されました。それによりまして洪水ハザードマップは、1000年に一度の想定最大規模の降雨に対応した、厳格化された基準で作成することが求められております。実はこの新基準による作成が済んでいる市町村は、2019年10月のこの時点で全体の41%にとどまっております。辰野町は平成29年3月に各戸にハザードマップが配布をされておりますので、新しいと思えますが現在までの災害の検証を更に生かしまして、更なるバージョンアップに期待をしたいと思えます。このようにハザードマップっていうのは、今、4ブロックに分けて作成をされているわけでありまして。このハザードマップっていうのは、とても大切な情報が裏表に書かれている大事なものなんですけども、実際に全部これ広げて全面裏表をしっかり見ている町民がどのくらいいるのか、これは課題ではありますけどももっとこの皆さんに見てもらうための改善が必要だと私は感じております。自分の住んでいる地域、どんな災害リスクがあるのか、これ知っているのと知らないでは全く大きな違いが出てきます。そこ

でお伺いいたしますが、これをその単に拡大コピーをするということではなく、もう少し例えば赤羽区なら赤羽区として細分化をして更にこのマップ上に、午前中ですかね答弁の中にもありましたけども、必要な情報を追加していくそれでもっと言えばこの現在の折り畳み式から冊子型に切り替える、そしてもっと見やすくしていくといいのではないかと。更にそこに今町でも推進をしているマイタイムラインそれから緊急連絡情報ですかねをその他いろいろ書き込めるようにして、これ1冊があると各家庭で災害から命を守るための備えのガイドになる、そんなようなマップの変更またこの基本的にはこのハザードマップを周知していくことが一番大切だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○町 長

はい。ただいま津谷議員のご指摘、思い返せば本当に現在のハザードマップですね、各地区の公民館あるいはコミュニティーセンター等に掲示板に張り出されているのはいいんですけど、それが各家庭レベルにおきますとちょっと問題ありかなあと、今ちょっとはとした次第でございます。今後ですね実際本当に災害が起こったときに、やはり活用されるハザードマップそっちの方にまた力点をおいて考えていきたいなと思っております。ハザードマップの区域を絞った詳細情報は調査時の資料によりまして、総務課で閲覧できますが町としては独自に取り組んでいる住民参加型の防災マップの活用もお薦めしたいと思っております。元信州大学教授の山寺喜成先生の指導と監修の下、地域住民が現地踏査を行い検討して作成したものでありまして、現状に即したより具体的な内容となっております。現在17区中6区、六つの区が作成を完了しております。ちなみに小野区、川島区、上島区、今村区、新町区、沢底区の6区でございます。コロナ禍で事業が2年延期となっておりますが、コロナ収束後には再開して全町的に整備して、ハザードマップと合わせて活用いただくよう積極的に周知していきたいと考えております。

○津 谷 (6 番)

はい。是非これは事前防災の観点から大事な基礎だと思いますので、更なるバージョンアップを期待しています。続きまして情報発信についてお伺いいたします。災害時には特に正確な情報を的確に発信されることが求められています。安全確保の行動をとる上で大切であります。現在防災無線、告知サービス、ほたるチャンネルなど情報発信ツールはいろいろありますが、町の公式LINEをもっと周知徹底をしていただ

いてそれをどんどん活用していく、避難指示や避難所開設情報などの発信、そして今までそうなのですが告知システムと同じ内容はLINEには上がってはきますが、せっかくLINEを登録するときにお住いの区やなんかを聞いてくるんですよ。ごみの収集の日とかはその区に合わせたプッシュ型で来ると思うんですが、それと同じようにその地域に合わせたプッシュ型の、例えば避難情報ですとかを発信していくというのはいかがでしょうか。

○総務課長

ではお答えしたいと思います。LINEですけれども幅広い世代で使われております。議員ご指摘のとおりごみ収集日の通知などで、地区ごとに情報発信も運用できておりますので、いい活用方法ではないかなと思います。先ほど議員からご提案のあった冊子状にしてみてもというようなお話はありました。実際にどのくらいの尺度によるかではだいぶ変わってくるかとは思いますが、結構大きい本になってしまうと思います。そうした場合にこういった情報システムを使うと、割とそれぞれの方が必要な情報をコンパクトに取り出せるのではないかなと思います。ただ具体的なそういうシステム私も承知しておりませんので、研究をさせていただきたいと思います。避難所の情報については先ほど町長お話があったとおり、今後全町的に発信するというのを原則に考えていきたいと思っておりますので、災害情報の発信と共有のあり方、改めて研究したいと思っております。以上です。

○津 谷 (6 番)

ありがとうございます。行政からの情報発信ではなくて、住民私たちが自分で自ら情報をキャッチするってことも、特に災害においては大切であると考えます。そうすると今回のようなたまたま町のホームページがダウンしてしまいましたけども、特にそんな時は正確な情報の入手ってのが必要になってきます。今回私自身は県の防災情報ポータルサイトによって、県内の災害状況また各自治体から出される避難情報を入手していました。これ更新がとても速いリアルタイムでされていくのでタイムラグが最小限で済むってことですね。また気象庁から出されて「キキクル」これは河川の洪水情報を入手していました。全国的な小さい川でも全部情報が出てきますので、これ大変に役立ちました。このような情報ツールの活用も命を守る上で大切であります。ですのでこのようなツールの周知また活用の啓発を求めますがいかがでしょうか。

○総務課長

議員ご提案いただいたような気象庁の運営します例えば「キキクル」長野県が運営しております「長野県防災情報ポータル」それから「長野県砂防ステーション」などはとても分かりやすく様々な情報を得ることができますので、是非町民の皆さんにご利用いただければと思います。先だって大雨警報が出ました。職員警報が出ますと警報解除までいくら深夜であっても詰めていくことになります。当日は夕方きまして朝方の4時近くまで職員詰めておりました。ただ大雨警報が出ている間は、ずっと辰野町星空が出ていたということになります。実はですねこういった場合に長野県の砂防ステーションを見ていただくと、どこについて警報が出ているかよくわかります。今回はご存じのとおり茅野市に近い側のほんの一部がかかっていたところであって、諏訪地方では大変な被害があって大変お見舞い申し上げるところなんです、そういった情報がお一人おひとりで確認できると思いますので、是非周知をしてまいりたいと思います。8月に各戸に中部電力のお知らせっていいですかね、アプリのお知らせをしましたので、今後機会を捉えまして町民の皆さんに広報をして、利用を促してまいりたいと思います。以上です。

○津 谷 (6 番)

はい。更に提案させていただきます。昨年6月の一般質問において防災無線が聞こえない問題を取り上げて、ホームページによるバナーを設立していただいて、そこから音声を確認できるようにしていただいた、これすぐにやっていただいたということで本当にありがとうございます。ただちょっと目立ちにくいというところもありますので、今回まだ先になるかと思いますが町のホームページがリニューアルされると思います。是非その際に先程言った「キキクル」と県のポータルサイトそしてこの町による防災無線、ほたるネットの総合的な防災に向けたバナー、もっとわかりやすいそこワンクリックですべての情報が取れるっていうような、リニューアルの際にそれは要望いたしますがいかがでしょうか。

○総務課長

ありがとうございます。是非その方向で一番わかりやすい形で利用しやすい形で作ってまいりたいと思います。

○津 谷 (6 番)

是非見やすいそしてワンクリックで飛んでいける情報発信を期待しております。住民の適切な安全確保の行動をつなげるためには、ハザードマップなどの避難に関する

事前の情報、そして各種観測情報、今言った「キキクル」とかのリアルタイムに変化する情報を、結び付けていくことが重要であることを改めて指摘をしまして、次の流域治水の推進について質問をいたします。流域治水とは気候変動による災害の頻発化また激甚化をふまえて、河川の管理者が主体となっていく河川整備等の事前防災対策を加速させることに加えて、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策であります。集水域と河川区域のみならず氾濫域を含めて一つの流域として捉えて、地域の特性に応じ氾濫をできるだけ防ぐ、減らすその対策や被害の対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のためにこの対策のために3つの対策をハード・ソフト一体で多層的に進めるものであります。そこで最初の質問ではありますが、町の流域治水の観点におきまして、これまでの橋梁の危険度、点検状況と今後の計画をお伺いいたします。また今回の小野大沢川の水災害におきまして、河川の危険水位以外に置いてあった河川整備の際に出た伐採木が大雨によって流れたため被害が甚大になった、これは人災ではないかとの声の一部出ております。このことについての見解も合わせてお伺いいたします。

#### ○建設水道課長

橋梁の危険度点検状況と今後の計画についてご説明します。橋梁の危険度点検につきましては平成26年度より5年に1度点検が義務付けられています。辰野町には全283橋の道路橋がございまして、現在2巡目の点検をしております。今年度は65橋を橋梁点検に行っております。橋梁点検では判定が4段階に振り分けられております。3の早期措置、4の緊急措置という判定になった場合について、現在国の道路メンテナンス事業費の補助及び町単の工事費を活用して補修工事を実施しております。今年度は小野から上島に結ぶ篤原橋と中の橋の補修工事を、補助事業で実施している状況でございます。県単の河畔林整備事業につきましてはすけれども、大沢川の流域の個人林の木に対して県の森林税すかをを使って除去する作業でございます。大沢川におきましては従前の管理ができなくて河川の断面を閉塞するような木等が多々あったため、地元と協議をしまして河畔林の整備ということで、河川内の木の整備と個人の土地すけれども河川断面に近いところの木を伐採させていただいております。その際大きな木につきましては搬出をいたしましたけれども、雑木等につきましては河川断面より上のところの個人のところに置かさせていただいて、個人で管理をしていただくという形で整備をいた状況でございます。以上です。

## ○津 谷 (6 番)

是非各地で起きました災害の原因の解明をこれから行われると思いますが、そこから得た課題そして何より大事なのはそこの地元の人の声、これを今後の防災・減災対策に役立てていただきたいことを要望いたします。ここに先ほど課長の説明ありましたが、長野県内の 2020 年度末における橋梁の対策の状況データが私の手元にあります。これにおきますと辰野町において直近 5 年間では町内 283 箇所ある場所の中で早期措置段階が 53 箇所、そして緊急措置段階が 3 箇所合計 56 箇所ありました。そのうち措置完了が 18%、着工済みが 27% これら数字的にみると他の近隣に比べると高いんですが、数字的全体でみると決して高くはないということが読み取れます。今回の大雨災害によりまして早期措置段階または緊急措置段階などの対策が必要となる橋梁が多くなっている可能性もあります。ですのでしっかり今後流域治水を進めていく中で橋梁の再点検を重ねて要望いたします。次に田んぼダム推進の検討であります。田んぼダムというのは簡単に言いますと、貯留機能を人為的に高めた水田これを田んぼダムと言います。下流域の洪水を軽減させる効果があるとして今、全国各地でこの水田の活用が利用され始めました。辰野町において田んぼダムを推進する検討はこれまでされていますか。また今後検討をしていくつもりはあるのかお伺いいたします。

## ○産業振興課長

はい。田んぼダムにつきまして過去の検討、これからどう検討するかの可能性があるかというご質問でございます。田んぼダムにつきましては今、議員質問の中で出されたとおりでございまして、田んぼに水を貯めてのち大雨が終わった後ゆっくり水を排出するという機能を備えるものでございます。そのためにはですねやはりかけるところ排水するところそれなりをしっかりと作ることとですね、畦畔をそれなりの高さで固めてしっかりとした畦畔を作るという必要性が生じてくるわけでございます。またダムの部分的な貯水に関しましては、同じくらいの高さでですね減反した田んぼが大変望ましいと言われております。その点当町から見ますと棚田式といいますか段々田んぼが多い中で湛水機能がですね、連坦している田んぼってというのは繋がっているものですから土手自体がしっかりとはしているわけなんですけども、棚田となりますと水貯めているところがある程度の水が溜まってくるとその畦畔が崩れやすくなるということで、逆にですね農地災害が起きやすくなるという状況ということを鑑みますと、

やはり議員ご質問にあります流域防災という点から考えますと、当町の地形や圃場の形状から見てですね、なかなか田んぼダムを推進するという部分については難しいのではないかと、また適合性するには結構課題が多いのではないかとというふうに考えておる中で、特に今後の検討等は考えておりません。

○津 谷 (6 番)

はい。田んぼダムは辰野町の地形にあんまり合っていないということでもありますので、それに代わる治水を考えていきたいなと思っております。第6次総合計画の基本目標の一つとして「安全で快適に暮らし続けられるまち」とあります。前期基本計画には、施策のひとつに「自然災害の被害を最小限に抑制する体制の構築」と掲げられておりますが、先ほどの第五期総合計画、五期の基本計画実況状況を見ますと災害に強いまちづくりの評価においては、ほぼ改善の余地ありのB評価であります。逆に言えば防災・減災に終わりはありませんので永遠にB評価でもこれは仕方がないのかなと、逆の見方をすればあると思うんですが、そこから見えた課題も含めまして、国土強靱化計画に紐づけた取り組みの状況と今後の計画を教えてください。

○建設水道課長

8月の29日に赤羽交通大臣が辰野町に見えられた際にですね、大雨災害に関する要望書を町長がお渡ししました。その2番目の項目として災害を未然に防止するため「防災・減災・国土強靱化のための5箇年加速化計画」の重点的な推進を要望してるというような状況でございます。国土強靱化につきましては今度の6次総の計画の中に載せてあります。その中の別表で12事業についていろいろの課のものが載せてあります。これを取り組んで国土強靱化の対応にしていくということで進めております。道路事業につきましては現在町道14号線、町道1076号線の工事を継続実施しております。今後町道8号線ほか7路線の工事の着手に進めていきたいと思っております。国・県道の取り組みにつきましては国道153号線宮所、主要地方道下諏訪辰野線の平出上町、伊那辰野停車場線の樋口矢の坂の早期完成を要望しております。また今後は県道与地辰野線の下田踏切ほか1の事業採択に向けて要望していきたいと思っております。他のものについてはですね、ちょっとここでは省略させていただきたいと思っております。お願いします。

○津 谷 (6 番)

平成18年の豪雨災害に大きな被害を受けた赤羽区の中山のふもとの住民また今回

被災があった梨洞のふもとの住民の方、また先ほどの大沢川下流地域の住民など大雨が降るたび不安な思いを今もしております。是非長野県ではこのように流域治水の推進計画をしっかりと出しておりますので、これを参考にしながら辰野町におきましても一人ひとりの命を守り被害を最小限に届けるために是非流域治水の推進を更に強化をしていって取り組んでいただきたいと要望いたします。次ですが私はこれまでも防災関連の一般質問をしてきた中で、子どもたちの防災教育について触れてまいりました。気候変動によって変わった自然環境や甚大化する災害に対し、これまでどおりの防災教育だけではもう済まない、追いつかない状況になっております。改めて教育現場での例えばハザードマップやマイタイムラインの作成や講習会、そして防災運動会の導入を提案いたします。教育現場における今後の取り組みをお聞かせください。

#### ○教育長

はい。津谷議員の質問にお答えしたいと思います。今後の防災教育の取り組みの前に、最近のね町内の小中学校の防災教育についても、ちょっと触れさせていただきたいと思います。平成29年に改訂されました現行の学習指導要領でございますけれど、事前災害や安全に関する記述がだいぶ増えております。各教科あるいは総合的な学習の時間で防災教育を扱うようになってるわけですが、それだけここ数年大変大きな自然災害が頻発しているという、このためなんだろうと思います。教える先生たちも防災教育の意義というものの、しっかりもって授業にあたっているものと思っております。ここ数年教える側も学校の先生だけではなくて、例えば役場の危機管理担当の職員が講師としてね防災について話をする、実際に町内で起こった過去の被害状況についても、お伝えをしながら防災教育に役立てているっていうのを、こんなふうなことにも取り組んでおります。小学校では低学年から高学年まで発達の段階に応じた狙いや目標を設けて取り組んでおりますし、中学校では小学校の学習を深めて特別活動だとかそれから学校行事、あるいは今年あたり学年の行事、学級の行事の中にもこの災害時の事について扱っております。災害時の助け合いやボランティア活動この大切さについても理解を深めております。特に中学生っていうのは自分の命を守るだけではなく、時には助ける側にも回るとこういう立場であるということも、教えることが大事なんだろうなと思っております。今年の7月の14日午後でしたけれど突然雷と大雨が来ました。ちょうどこれが小学校の下校と重なったんですね。町内の二つの小学校では急遽下校を取りやめて全校児童を体育館に移動させ集

めて、そして保護者にオクレンジャーで連絡をし児童の引き渡しということを行いました。訓練ではなくてね。初めて本格的な引き渡しを行ったわけですが、なお、まさに大雨の直前にすでに学校を出てしまった児童がある学校では数名いたんです。この児童に対してはその雷もなってる大雨も突然というようなことだったので、先生方が手分けをして捜索をし、全員の安全を確保するというこんなことも起こりました。この7月14日のこの下校時の大雨については、改めて先生たち子どもたちの命と安全を最優先することが学校にとって大事だということをお話してあります。そして各学校では今回の8月の大雨による災害の実体験、これを受けて過去の豪雨災害だとか地震災害の映像等も利用しながら、自分の住んでいるこの辰野町はどうなのかという学習、今言われるハザードマップがどうなってるのかなどの、災害に対する具体的な学習を考えていこうとしております。今まで各学校では年に3回程度避難訓練を行ってまいりました。ですがこれずっと何十年も前から火災と地震とこの二つだけでしたけれども、最近は火災や地震もなただけでそれ以外にもこの豪雨とかいうこともございますので、避難訓練の形態も数年ほど前から変えてきてございます。自分の学校の近くの河川の状況等も学びながら、例えば学校によっては土砂災害が心配されたときに、どこへ避難したらいいのかっていうようなことを想定して避難訓練もするとかね、あるいは垂直避難をとということも計画に入れてあります。なおこれに関わって教育委員会が今研究していることでございますけれど、タブレットがひとり1台こう配布されております。プログラミング教育も今年から始まったわけですが、まさに地図で学ぶこのプログラミング教育に合わせて、地図上に災害とその発生地あるいはその規模などの情報を集めて、自分自身で万が一の時にどうどこへ避難したらいいのか、そのためにはどういう経路を通ったらいいのかって、まさにプログラミング教育をね自分の事として学習すること今計画をし研究しているところでございます。以上です。

○津 谷 (6 番)

今、まさに教育長おっしゃられた中学生になりますと、もちろん自分の命を守ることとは根底でありますけれども、助けられる側から助ける側になるケースもありますので、しっかりそういった観点からの防災教育、人を助けるための教育ってのも取り入れていっていただきたいと思います。続いて子どもたちの心のケアについてですが、今回のこの災害において子どもたちは、本当にとっても大きな心の痛手を負ってしまったと

推察をいたします。すでにカウンセラーによるケアを進めているとは思いますが、更に一人ひとりに寄り添った心のケアっていうのが、スクールソーシャルワーカーまたカウンセラーなどによって学校内だけにとどめることなく、子どもたち一人ひとりに寄り添ったアウトリーチのケアを求めますがいかがでしょうか。

○教育長

はい。今回の岡谷市で起きました土砂災害では、町内の小学生、中学生そしてそのお母さんと尊い命が奪われたわけでございます。これは小学生、中学生、当該の学校以外でもね相当なショックを与えているということは校長先生からも聞いております。各学校では児童生徒の心理的な影響について十分に配慮してまいりました。現在町内の小中学校には2名のスクールカウンセラーが配属されております。これは毎年そうなんですけれど、そして様々な相談にのっているわけなんですけれど、今回のこの児童生徒が亡くなったというこの事態を受けまして、県の教育委員会からも二人の緊急の派遣、スクールカウンセラー2名の派遣を受けました。それぞれ東小学校と辰野中学校、3日間ではございましたけれど、当該の学級それから学年、先生方だけではなくて実は各学年の児童生徒もかなり精神的なショックを受けておりましたので、延べでしますと相当の数の児童生徒が、このスクールカウンセラーのカウンセリング等受けたりしております。それから校長先生、教頭先生はじめ担任の先生方もね、どういう声掛けを子どもたちにしたらいいのかっていうような事前指導っていうようなことも、今回県から派遣されたこのカウンセラーから受けてそして2学期を迎えております。いずれにしても今回はね県の方も素早く対応していただいたので、現段階ではかなり子どもたちも落ち着いて学校生活を送っております。辰野町では現在いじめや不登校の相談員として前期と後期に、各学校の養成によってスクールソーシャルワーカーの派遣をお願いをしております。このスクールソーシャルワーカーは様々な課題を抱えている児童生徒に対して、その家庭環境をふまえてまた社会福祉サービス等の関係機関との調整を行うなどの役割を担っているわけなんですけれど、現段階では特別このスクールソーシャルワーカー等を新たをお願いするっていうことはなく、スクールカウンセラー今度今回4名ということでね、対応できたっていうふうに思っております。これからも必要に応じてまた県の方にも要請していったり、またソーシャルスクールワーカーこれ南信教育事務所になるわけなんですけど、そちらの方にもまた派遣を要請したりということをしてまいりたいと思っております。以上ですが。

## ○津 谷 (6 番)

毎回、私も提案しておりますけども防災・減災っていうのには終わりはありませんので、でも一つひとつ災害から学んで教訓を得てその課題について策を講じていく、そして防災力を深めていく、高めていくってことは無駄ではないと私は信じています。ですから更なる安心・安全な町づくりに期待をして次の項目に移ります。続きまして成人年齢引き下げに伴う消費者教育について、民法の改正がされました。そしてこれは明治9年以来約140年ぶりとなる成人が現在の二十歳から18歳に引き下げられます。これは来年の4月1日からこの民法が施行されます。従ってこの来年の4月1日から18歳、19歳そして二十歳の新成人が誕生するというちょっと異例な珍しい現象が起きます。そもそもなぜ成人年齢を引き下げることになったのか、これは早い段階で社会の一員として役割を果たしてもらい、そして大人としての自覚と責任を持ち自立をしていくという考えであります。2015年に公職選挙法が改正されまして、選挙権が18歳から認められるようになったのもこうした狙いがあると思います。この引き下げによって18歳、19歳の若者は契約の締結そして訴訟が可能になります。その一方未成年取得権というものを失うわけでありますから、消費者被害にあうケースが増加する可能性が考えられます。また社会的経験が乏しいこの18歳、19歳がいわゆる悪徳商法の被害にあい、高額な負債で生活破綻に陥ることを防ぐために消費者教育が重要になってくるのではないのでしょうか。そこでお伺いいたしますが現在中高生の消費者教育は行われているのでしょうか。今後の取り組みを合わせてお伺いします。

## ○こども課長

はい。それでは津谷議員の質問にお答えいたします。中学校、高校の学校現場では学習指導要領に基づきまして、中学校では社会科や家庭科など、高校でも公民科や商業科、家庭科などの各教科において消費者教育に関する事項を取り上げておりますけれども、改訂された学習指導要領においてはその内容が更に充実されたということでございます。また文部科学省の資料によりますと高校では平成30年度以降の入学者について、現行の高等学校学習指導要領の内容に加えて、契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する事項を、指導しているということになっているようであります。成年年齢の18歳への引き下げを見据えた実践的な国の消費者教育の推進につきましては、これまで主に高校や大学向けに行われてきたために、辰野中学校に聞いてみましたところ各教科で扱うもの以外の特別な取り組みは行っていないということであ

りますが、SNS の利用に関してインターネットや携帯電話のトラブルに巻き込まれたり係わったりしないよう十分注意すること、またゲームの課金などの具体例をあげて学級指導を行い、場合によっては生徒指導だよりなどで生徒・保護者に啓発を行っているということでもあります。また辰野高校にも聞いてみましたが、特に3年生の卒業前に講師を依頼した講演会やパンフレットなどを用いたホームルーム指導が行われているようです。金融機関や銀行協会等にお問い合わせした生活設計・マネープラン講座ですとか、弁護士協会や消費者センターにお問い合わせしたクーリングオフ・契約についての講座等の例をあげていただきました。今年度も3年生向けに県の消費者教育推進講師派遣事業を利用して、長野県消費生活センターに講師派遣の依頼をお願いしてあるそうです。以上です。

#### ○津 谷 (6 番)

これはもう来年の4月から始まることですので、ちょっと少し遅れているのかなあと取り組みは感じます。大事なことっていうのは被害の救済よりも賢明な消費者として、悪徳商法を見抜く力を養うことが大切だと私は思います。これはこれこそが消費者教育の意義でもあります。お伺いいたしますが各市町村で現在努力義務になっております消費者教育推進計画の策定、そして消費者教育推進地域協議会の組織体制の確立など、今後の町の考えをお聞かせください。

#### ○住民税務課長

それでは津谷議員のご質問にお答えします。現在辰野町は個別の消費者教育推進計画に該当する計画は策定していません。また消費者教育推進地域協議会につきましても該当する協議会はない状況です。長野県では長野県消費生活条例に基づく、第2次長野県消費者教育推進計画を2018年度から2022年度までを策定し、消費者利益の擁護及び増進のための取り組みを行っております。市町村によっては長野市のように独自で推進計画を策定しているところがありますが、県が計画を策定していることから、独自で策定せず県計画に準じて取り組みをしている市町村がある状況です。当町につきましても県が計画に基づく取り組みもふまえ消費者施策を実施している状況です。議員のご指摘のように成人年齢の引き下げに伴う取り組みも含め、町として消費者教育推進計画を策定、また地域協議会を設立し施策を進めていくことにつきましては、まずは計画の考え方を整理し、近隣市町村の取り組み状況も研究していきたいと考えています。なお成人年齢の引き下げに伴う周知や啓発活動は速やかに取り組んでいき

たいと考えております。以上です。

○津 谷 (6 番)

今、次の質問の啓発活動や何かも答えていただいたので、いいのかなと思いますけども、今回この成人年齢が引き下げになる 18 歳になりましたけども、現行どおり 20 歳二十歳の基準をする法律のものもあります。それは喫煙それからお酒それから公営ギャンブルなどはこれまだ二十歳のまんまですので、しっかり大人がまず勉強をして伝えていかないと 18 歳になった子どもたちがいきなりお酒を飲んだり煙草を吸い出すということもあり得ますので、告知のしっかりパンフレットを活用していただきたいなと思います。では次の最後の質問に入ります。3 歳児検診における弱視早期発見について質問いたします。弱視という言葉は一般的には通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力という意味で使われておりますが、医学的には視力の発達に障害されて起きた低視力を指しております。眼鏡をかけてもよく見えない状況を弱視といいます。元々人間は生まれつきはっきりものが見えているわけではありません。生まれた後に外界から適切な視覚刺激を受けることによって発達をいたします。この視覚の感受性期といいますけども、このピークを過ぎると治療に反応しにくくなります。そのため弱視の治療効果にも大変な影響が出てまいります。そこでまず現在の辰野町における 3 歳児検診の視力検査方法はどのように行われていますか。

○保健福祉課長

現在、町が行っています 3 歳児検診でございますが、乳幼児健康診査身体診察マニュアルそれと母子保健指導マニュアルこの 2 つのマニュアルに沿いまして、絵指標を用いた視力検査それと目に関するアンケートを実施しております。事前に絵指標検査の練習用紙とお尋ね用紙を送付いたしまして、検査当日にスムーズに検査が行えますようご家庭で練習をしていただき、また目に関するアンケートにつきましては日頃のお子さんの様子をよく観察しご記入いただくことをお願いしております。

○津 谷 (6 番)

いわゆるランドルト環ていうのでやってるといふふうに認識をしておりますが、この再検査の状況ですとかその対象となった 3 歳児の精密検査の結果など、追跡調査は行われておりますか。

○保健福祉課長

3 歳児検診におきまして要検査となった場合におきましては、精密検査を受けてい

たきます。その後、受診医療機関からは結果について返書をいただくことになっております。そこで治療や経過観察が必要となった場合におきましては、継続的に医療機関にかかっていることとなります。現在その追跡調査は行っておりませんが、町内の保育所におきましては毎年視力検査を行いまして、もし異常が見つかった場合にはその都度医療機関への受診を勧奨しているところでございます。

○津 谷 (6 番)

今、育児の中で3歳児またその乳幼児にもスマホを見せておけば、何か黙っているっていうこともあったりして、なかなかこれから目の健康っていうのは本当に真剣に考えていかないといけないなと私自身感じておりますので、是非、追跡調査をしながらデータ取りをしていただきたいと思います。はいじゃあ次の質問の核心に入りますけれども、平成29年4月付けの厚生労働省は、3歳児検診における視力検査の実施について次のようにあります。子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成する。3歳児検診において強い屈折異常これは遠視、近視、乱視そして斜視が見逃された場合に治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がされております。3歳児検診における視力検査は、視力の検査のみならずこういった屈折異常を見つける機会となりえます。ですので屈折異常検査の大切さについて保護者へ更なる啓発が必要だと私は思います。視覚異常の早期発見は視力向上につながる大切な機会がありますので、このような啓発っていうのは必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

今、議員がおっしゃられましたとおり3歳までに目の異常を発見した場合、適切な治療を行うことによって就学時までに回復がかなり見込めると言われております。よってこの3歳児検診に限らずでございますけれども、その他乳幼児健診におきましても子どもの視力の発達について、乳幼児自身の見え方の悪さまた目の異常を周りの人に表現することができないため、保護者の観察が非常に重要となってくるということを丁寧に説明してまいりたいと思っております。その中で3歳児検診で行う目の検査は、発達段階である3歳児の視力に斜視や弱視などの症状がないかの検査であり、見えにくいという疑いがある場合については、早く原因を見つけ治療をしていくことが重要であると周知してまいりたいと思っております。

○津 谷 (6 番)

この3歳児検診について日本小児眼科学会では、提言の中で視力検査に加えてフォトスクリーナー、これスポットビジョンスクリーナーとも言いますが、これを用いた屈折検査の実施を推奨しております。これは手持ち自動判定機能付きフォトスクリーナー装置と正確には言いますが、大きき的には一眼レフのカメラ位の大ききななんです。このカメラで撮影するようにこの子どもの目元を映します。これは屈折異常やいろんな斜視また両目の状態を発見するスクリーニング効果が非常に高いし、母親の膝の上に乗ったままで検査可能であります。何よりもこの負担が少ないそしてその専門ですね、眼科医や訓練士などの専門職でない方でも検査を実施することが可能であります。子どもたちはこの数秒間この機械を見つめてもらうだけで、負担なく検査を受けることができます。ここに令和4年度これ厚生労働省から出してしておりますが、令和4年度の予算概算要求の概要が出ております。これの中にしっかりと今回、屈折異常機器の予算の計上がされております。これからどんどんこういう推進していくとは思いますが、辰野町におきましてこのフォトスクリーナーの積極的な導入を要望いたしますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

今、議員がおっしゃいましたフォトスクリーナーでございますけれど、屈折検査機器、これを用いることによりまして弱視や斜視など目の機能異常を早期に発見することが可能と言われております。先月でございますが厚生労働省は3歳児検診に屈折検査を導入するよう、全国の市町村に促す方針が示されてございます。それに合わせて2022年度に機器導入に対する補助制度の創設が、検討されるということになりましたので、当町におきまして積極的な導入について、前向きに検討してまいりたいと思います。

○津 谷 (6 番)

とはいえ、この機械とても高額なものでありますので、この費用対効果を上げるために3歳児検診のみではなく、今、小中学校でタブレットも使われております。これからますます目の健康についてとりだたされてくるであろうかと思っておりますので、定期的にこの小中学校にも検査、視力検査を実施するなどしてどんどん活用していただきたいと思います。近隣の導入状況を待ってからではなく、積極的な導入を強く求めて私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 5 番、矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位 7 番 議席 5 番 矢ヶ崎 紀男 議員】

○矢ヶ崎 (5 番)

初めに 8 月の豪雨災害で亡くなられました 3 名の方のご冥福を心からお祈り申し上げます。それから私ども議会、議員そして行政に課せられた使命は安全で安心して暮らせる地域社会の構築であります。ともに知恵を出し合いながら安全で住みよい地域社会を目指して、頑張ってまいりたいと思うわけでございます。それでは質問をしてまいります。大雨による土石災害の状況についてであります。一番目として災害応急対策についてお伺いします。

○町 長

はい。辰野町の状況につきましては池田議員をはじめ多くの議員の皆様にご報告したとおりでございます。伊那建設事務所が把握している上伊那管内の河川、道路等の被害状況によりますと、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町の 4 市町において河川 54 箇所、道路 9 箇所、砂防 1 箇所、橋梁 2 箇所の計 66 箇所の被害が報告されております。市町村別でみると辰野町は 45 箇所と一番被害が多い状況となりました。被災された箇所につきましては、住民の皆さまが一日でも早く安全・安心の生活に戻れますよう町をあげて全力で復旧に取り組む所存であります。なお大規模な被災箇所につきましては、国の災害査定を受けて国庫補助による災害復旧工事を実施することになります。多少時間がかかることをご理解願います。また国・県への要望活動も行っております。先ほども話がさしていただきましたが、8 月 23 日の自民党県議団の大雨災害現地被災状況調査の際には、長野県による災害復旧工事の実施要望を行いました。また 8 月 29 日の赤羽国土交通大臣には、激甚災害の指定及び災害応急対応策等への財政措置の要望を行いました。議員各位におかれましても、それぞれのお立場でご支援をお願い申し上げます。以上です。

○矢ヶ崎 (5 番)

是非、18 災害の時には激甚災害の指定を受けたわけでございます。これは内閣府か何かの管轄であると思うんですが、あらゆる情報あるいは人脈、チャンネルを使って是非、激甚災害に指定されますよう努力をお願いしたいと思います。それでは二番目の安全・安心確保のための治水・砂防対策についてお伺いします。

○建設水道課長

安心・安全のための治水・砂防対策についてご説明申し上げます。令和2年度の辰野町の治水対策事業としまして、伊那建設事務所が実施しております小野駒沢川の改修工事につきましては、平成25年から継続実施しております。また河川の堆積土砂につきましては、小横川川と横川川の合流部分の撤去をしていただいております。天竜川上流事務所では、令和2年度天竜川宮木護岸工事として築堤護岸工事940メートルと堆積土砂を23,700立米の撤去をしていただいております。辰野町でも先ほど申しました小野のにれ沢川の河畔林整備事業により河川断面の確保を実施しております。砂防工事につきましては18年災害で被害を受けた、沢底穴山川に3つの砂防堰堤工事を行いまして、平成20年度から令和元年度までの約12年の歳月をかけて完成されております。今回そこに関しての被害報告はちょっと受けていないような状況になっております。宮木の楡沢には二つの砂防堰堤工事を平成20年度から継続実施している状況でございます。以上です。

○矢ヶ崎（5番）

18災害もそうでありますけれども、18災害で被害を受けた場所が今回も受けているわけでございます。この点についてやはりそこは危険箇所ということで、早急な対策を練っていく必要があるかと思っております。小野の大沢川、それから宮木桜ヶ丘のともまさに同じであります。その下には住宅があるわけでございますので、これは防いでいかなければならない、早急な事案かと思っておりますので検討をお願いします。三つ目でありますけれども今、三つ目も災害を未然に防止するための防災・減災対策についてですが、課長。

○建設水道課長

先ほどもお話しましたが、国土強靱化計画に伴いまして防災・減災・国土強靱化の5箇年計画のメニューに取り組んでおります。先ほどちょっと省略をしましたがメニューとしてですが、道路事業で15箇所、河川改修事業で1箇所、砂防事業で2箇所、急傾斜地対策事業で1箇所、都市公園事業で1箇所、下水道事業で8箇所ほか6事業19箇所の整備を推進していくということで、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○矢ヶ崎（5番）

それでは四つ目、農林業被害と保安林の現状についてであります。この点についてお伺いをいたします。

○産業振興課長

はい。農林業の関係の被害でございます。農業施設関連につきましては53箇所、林道については33箇所でございます。保安林の現状でございますけれども、保安林内倒木の箇所もあれば保安林内から流出した土砂等が下流部に押し寄せているという部分がございます。そちらにつきましては上伊那地域振興局林務課等に案内をして、当職員も同行しながら現地を見ていただいているところでございます。以上です。

○矢ヶ崎（5番）

これ保安林の定義でありますけれども、保安林は沢沿いに個人の私有林あるいは共有林と分かれていると思うんですが、これはどういう形でそこが保安林として指定を受けたのか、その経過というかどういう形で今日までそれは来ておりますか。

○産業振興課長

はい。保安林それぞれが保安林という大きなくくりがあるわけですが、保安林の中にはそれぞれ水源涵養を目的としているもの、あるいは土砂の流出防備をしているもの等、いろんな目的が保安林の中にはございます。それぞれの目的に応じまして戦後指定をされているものでございまして、辰野町内においては2,550ヘクタール約民有林の23%が保安林として指定をさせていただいております。

○矢ヶ崎（5番）

保安林は災害を未然に防ぐその役目があるわけですが、今回歩いてまいりました。大雨のために倒木した立木それからこの処分、撤去これはだれが責任をもってやるのか、それから放置しておけば再び災害の誘発を招きかねない現状であります。この点についてお答えください。

○産業振興課長

はい。それぞれの目的に応じて保安林が指定されているということで答弁させていただいております。土砂流出防備であればその機能を果たすべき保安林でございますので、そのような箇所につきましては県林務課を通じる中で、国の事業をいただきながら整備がされていくものをいうふうに考えております。以上です。

○矢ヶ崎（5番）

それでは次の森林環境譲与税についてお伺いいたします。どのような事業に使うことが可能かまずそれをお伺いしたいと思います。

○産業振興課長

はい。森林環境譲与税につきましては主なところとしましては、森林の適切な手入れということが一番の重点な課題的でございます、主な事業としましてはそういう部分でございますけども、そのほかにですね広島における大規模な森林災害によってですね、多数の命が亡くなったということをおまえまして、災害危険個所における部分の早期の手入れという部分も含めて事業ができるものでございます。またほかの事業といたしましても森林を担い手となる皆さんを育てるための経費ですとか、使い方はそれぞれ市町村の単位の中で任せられている部分、許容範囲もございますので森林として辰野町として今後その環境譲与税、山に返せる事業どんなものがあるかという部分も今後計画しながら、有効に使っていただけるという事業でございますのでよろしくお願いいたします。

○矢ヶ崎（5番）

風倒木それから被害木、この処理についても例えば森林環境譲与税を使ってすることは可能ですか。

○産業振興課長

はい。昨年のおお7月災害において倒れました流木、特に沢筋に倒れた流木、大変危険な部分においては、そういう事業を使わせていただいて施工をしている実績もございます。

○矢ヶ崎（5番）

今回の災害で相当林道は荒れているわけでございますけれども、この林道整備について例えば地域でそれぞれの活動、見回りあるいはそういうことに対してもこれは適用できますか。

○産業振興課長

はい。見回りといいますか林道自体はですね、先ほど言った33路線それぞれ被災を受けているところについてはですね、町の単費事業でできるものあるいは国の公共の補助事業を使ってできるものというふうに今区分けをさせていただいて、現状を見ているわけでございます。今議員おっしゃられるようにそういう部分に関しまして地域の皆さんがですね見回りをしていただいたり、多少なりのおお重機を使っての作業等に使えるかという部分でありますけれども、林道に関する部分については林道事業の方で対処したいと思っておりますし、地域の皆さんが見回りをしていただいたそういうところにつきましては、人件費ということで地域の方でお支払をいただければとい

うふうに思っております。

○矢ヶ崎（5番）

そうすればこの森林環境譲与税を使って、例えば倒れた木を薪にするあるいはこれを災害備蓄の材料にする、例えば公民館あるいは集会所そういうところへ薪としてあるいは炭として提供した場合に、これもこの森林環境譲与税で賄うことはできますか。

○産業振興課長

はい。いろんなケースといいますか、いろんな使い道が可能性があるということをお申し上げしましたけども、細部にわたってですね今の議員ご質問にあるような項目については、なかなかそこまで全部やることによってですね、効果があるかという部分も検証しなければいけないので、またケースバイケースで考えさしていただければと思います。

○矢ヶ崎（5番）

この譲与税を使っての町の今後の喫緊の喫緊というか計画はどんなものをあれし  
てますか。

○産業振興課長

はい。先ほど一番最初の方で答弁させていただきましたように、森林の適切な手入れという項目がこの森林環境譲与税の大きな目的でございます。その目的を達するための制度といたしまして森林経営管理制度というものが設けられているわけございまして、その計画の具体的なこれからの手順としましては町内を5地区に分けた中で、今後年次的にですねその森林に対する所有者への意向調査を、実施をしていきたいというように考えております。内容につきましてはご自身の森林自分で管理できますか、それともできないとすれば町に管理を委ねますかというような意向調査になるかと思っております。この調査はですね来年、令和4年度から順次町内に地区を分けて実施をしていきたいというように考えております。

○矢ヶ崎（5番）

そうすると森林整備を行うにあたって、まずモデル地区か何かを指定してそういうことから進めていく考えはありますか。

○産業振興課長

はい。この制度を利用するにあたってですね協議会等を設立してございます。その中でですねモデル地区といいますか、どこを一番最初にやっつけていかなければいけない

かという部分を振り分けしながらですね、そこが一番最初のところがモデルケースになるかとは思いますが、そういう流れの中で今後令和4年度意向調査、早ければ令和5年度からその地区の意向調査に基づく施業といいますか間伐等に入っていければというふうに考えております。

○矢ヶ崎（5番）

都会というか東京とか横浜とかそういうところも森林環境譲与税を使っているいろいろなわけですね。そういうところのタイアップということは可能ですか。

○産業振興課長

はい。今おっしゃられるような大都市圏においても森林環境譲与税は交付されるわけございまして、そういうところと繋がりがあればですね、そういうところで受けたお金をこちらの上流部に還元していただくようなお付き合いといいますか、そういうことができれば大変うれしいわけございまして、なかなかそういう形でこう結び付いていただける市区町村がないのが現状でございます。

○矢ヶ崎（5番）

この項はまた次の機会にさせていただきますけれども、次に新型コロナウイルス感染症拡大の対応についてを質問してまいります。まず初めにワクチン接種の進み具合についてお答えをいただきたいと思っております。

○保健福祉課長

今年の春先に始まりました医療従事者へのワクチン接種、これを皮切りに辰野町の一般市民の方向けの接種も4月26日に開始をされ、現在まで接種事業を継続してきております。この間、国からは7月末日までに接種を希望する65歳以上の方の2回接種を強く求められ、辰野病院、町内医療機関を主体に諏訪中央病院、諏訪赤十字病院、長野県看護協会など大勢の医療従事者とその関係者のご協力を得まして、7月下旬には2回接種を終了してございます。ただ7月の後半以降国から供給されますワクチン量が大きく減らされまして、それまでの接種体制を維持することが難しくなっておりまして、8月後半からは接種体制をやや縮小せざるを得なくなっております。しかし接種事業を中断することなく現在まで進めてまいりまして、現在では1回目接種12,918名、接種率でいいますと約74%、2回目接種10,579名、接種率約60%となっております。これは県の平均である1回目62.8%、2回目51.7%を上回っておりまして、近隣市町村と比較をしましても決して遅れを取っているものではございません。

ん。年代別の接種率を見ますと 65 歳以上の方 86.3%、40 歳から 64 歳の方 64.9%、12 歳から 39 歳の方 24.4%となっておりまして若い世代の方の接種率が低い状況となっておりますけれど、これは予約開始をした時期のずれによるものが大きく、今後若い世代の接種率も伸びてくるものと考えております。ただ国内では若い世代の感染者が急増しまして、感染症の収束が見えない状況となっております。一刻も早く収束に向かわせるために接種されていない方への接種勧奨、特に若い方への勧奨に力を入れていかなければならないと感じております。

#### ○矢ヶ崎（5 番）

それでは子どもの感染についてお伺いをいたします。コロナ感染の第 5 波が全国に急拡大中でありまして。子ども小学生あるいは保育園にもこの影響が及ぶことが予想されますけれども、教育委員会としてその点と学びの場をどう守るかこれについてお答えいただきたいと思っております。

#### ○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。昨年度からそして今年の 6 月頃までは新型コロナウイルスの感染症に、子どもたちは比較的感染しにくいと感染をしても無症状か軽症であるとふうに言われてきたわけですが、変異株がこう置き換わることによって子どもたちも普通に感染するようになった。更に無症状あるいは軽症ではあるけど時には重症化するというふうに、こう変わってきてまいりました。教育委員会の取り組みですけど、昨年 4 月から 5 月、新型コロナウイルス感染症が日本中こう拡大をして、辰野町でも町内の小中学校臨時休業をとったわけですが、この時に学校再開した時ですけど今後感染者が出て極力学校は止めない、そしてまた子どもたちの学びは止めない、これを基本として今日まで対策を立ててまいりました。昨年の 8 月には新型コロナウイルス感染症対応マニュアルというものを作成をし、全保護者に配布をいたしました。そして今年の 1 月にはそれをまた一部改正をしてというふうに取り組んでまいりましたが、第 5 波というようなことで非常に厳しい状況となっております。このマニュアルを改訂した後もその後機会があるたびに学校には様々な指示だとかあるいは依頼を出してまいりましたし、保護者に対しても必要に応じ情報提供をしたり注意喚起を行って今日まで来ております。議員言われる学びの保障ということについてはですけど、ギガスクール構想に合わせて整備した一人 1 台タブレットあるいは全教室に大型掲示装置を導入していただいたわ

けですけれど、これらは通常の学校の学習あるいは様々な活動において効果的に活用しておりますけれど、万が一の再び学校を閉じる臨時休業あるいは学年あるいは学級閉鎖をしなければならないというようなときには、オンラインの授業というようなことも想定していかなければならないわけですので、これについても積極的に活用するようにと要請をしてまいりました。すべての学校において例えば全校集会の代わりにオンラインで集会を行うということはできております。また授業でも積極的にタブレットを活用しておりますので、子どもたちというのはタブレットについても慣れており、ある程度自由に使うことができます。担任によっては万が一のことを想定して校内の離れた場所に子どもたちを学級の子どもたちを散らばらせてですね、オンライン的な学級活動を時には仕組んでるとそんなこともやっております。小学校ですけど小学校ではすべての小学校において毎日ではありませんけれども、1学期の初めの段階からタブレットを家に持ち帰らせて学習に使っております、家庭学習ですけど。一日あるいは2日程度の家庭学習ってことになりますと学校でね。事前にソフトをさえタブレットに入れておいてあげれば、Wi-Fiにつながなくても十分にタブレット使って家庭で学習ができるということで実際そういう家庭学習をやっております。Wi-Fiに接続して家庭と学校をつないでのオンラインの学習ですけど、これは正直なところ学校によってまだ差が生じております。すでにできている学校もございますけれど、まだまだ不十分っていう学校も正直なところございます。8月の30日ですけど、つい先日ですけど、町内の小学校の児童1名が感染が判明いたしました。この当該児の学校では急遽全校児童にタブレットを持ち帰らせこの週末を利用して家庭のWi-Fiへの接続を依頼いたしました。実はこの学校ではまだタブレットは持ち帰らせていたわけですけど、家庭でWi-Fiにつながぐということは行っていなかったんですね。当然家庭によってWi-Fi環境が整ってる家庭もあれば、整っていない環境、あるいは環境があっても子どもだけでは使わせたくないっていう、そんな家庭もあるわけですけど、そういう家庭については別の方法で対応をしますということで、今回は接続できるかどうかというのを調査させてくださいということでさせていただきました。昨年町内の小中学校の全家庭において調査した時には、約20%の家庭で今言われてましたように接続ができない、環境が整っていない、あるいは子どもたちだけでは使わせたくないという家庭があったわけですけど、今回、実際これを家庭に持ち帰らせてつないでくださいっていった段階で、どういう結果が出たのかってちょっ

とまだ報告は受けておりませんが、今学校でまとめている段階だろうと思います。ただ家庭でもかなりコロナということもあったんでしょうか、協力的であったというふうに聞いております。タブレットあるいはオンラインの学習というのは有効な学びのツールではございますけれども、今までもこの議会で答弁させていただきました万能ではないわけです。しかし今後、臨時休業等で家庭で学ばなければならない状況が生じた場合には、有効に活用できるのではないかと考えております。今後も万が一の時には担任とオンラインで家庭と学校で、担任とこう会話をするとか学校からオンラインでの授業配信これも想定しておりますし、当然コロナとは関係なく欠席者への対応も可能となってくるんだらうなと思います。コロナ禍を考えますと対面授業とそれからオンラインの授業を組み合わせなければならぬだろうと考えております。問題はそのWi-Fiの環境が整っていない、それから子どもたちだけでは使わせたくないという家庭ですけど、この家庭に対する対応については現在教育委員会では具体的に検討しております。例えばどのくらい上がってくるか分からないんですけど、ルーターの購入というものもね教育委員会のルーターの購入ということも視野に入れて準備をしておりますし、これについては今までのこの議会で答弁しておりますけれど、町内の教育委員会の管轄してる施設、町民会館とか図書館とかパークセンター等、ただ町民会館でその今月中にWi-Fiの環境用の工事が終了するというふうに聞いておりますので、整わない家庭とか使わせたくない家庭については、また別の方法を具体的にもとれる段階まで来ております。以上ですが。

○矢ヶ崎（5番）

それで今、教育長言われたオンラインにしてもそういう環境が十分整っている家庭と、あるいは言われたとおりにまだばらつきがあると思うんですよね。教育ちゅうのは同じように進めていかなければならない、そのことが大変重要なわけでございますし親の考え方もあるでしょうけれども、コロナがこれ以上また感染が広がった場合には家庭学習ということも考えていかなければならぬだろうし、じゃあその前段階として最低限の使用法あるいはルール、そういうものを例えばわかっている子はいいんですけども、そうかといってコロナの感染拡大の最中でありますので、一つの教室に集めてそのトレーニングをするっていうことはちょっと考えられないんで、その点についてそういう子どもたちはどこでそういうトレーニングを、教育委員会としてはさせていくのかその点についてお伺いします。

## ○教育長

はい。子どもたちにタブレットを渡して家庭へ持っていく、一番危惧されるのはまさにその部分なんです。教育委員会でっていうか各学校で持たせているタブレットについては、そこら辺についてはフィルタリングというのがある程度できるようになっておりますし、現在その教育委員会が今後購入しようとしているルーターもその制限ができるようになっております。そしてそのそれ以外にももうすでに子どもたちは普段の授業の中でタブレットは、かなり自由に学習の場面で使われておりますので、当然これ情報機器のその陰の部分についても指導していかなければこれだめですのでね、ここらへんの方は学校の方でも十分に慎重に対応しているところでございます。ですから先ほど学校によってこう差が出てきてしまってますという話をさせていただきましたが、ここの部分で差が出てきてるんですね。コロナの関係で例えば授業参観で保護者に学校に来ていただく、そして保護者こう一堂に会してこういう話ができる学校とできない学校とか様々ありますのでね、学年ごとに分けたりとか様々な工夫を学校ではしていただいて、家庭の協力も得なければタブレットを家へ持ち帰ってWi-Fiにつなぐとかできませんのでね、そんなことを各学校では今苦労しながら何とかやっております。

## ○矢ヶ崎（5番）

コロナ感染対策でありますけれども、今後12歳からの子どもの接種が始まると思うんですが、これは強制じゃありませんので学校で集団で接種ということはできないわけでありまして、いろいろリスクがあるわけでありまして、ワクチンを打つことによるメリット、それとの比べだと思っておりますけれどもやはり年々というか年齢が若くなるほど今のところ予約状況も、今伸びているのかなだと思っておりますよ。その中において例えば親が接種しない場合には、必然的に子どももしないと思うんですよね。けれどもそういうことは学校で一緒にやるわけじゃないんですから、そこら辺の情報は分からないわけですよ。でも子どもの世界ですので学校へ出てきた時に「僕もう打ちました」とか「僕打ったよ」とか、必ずそういう話になると思うんですがね。そこら辺は教育的な配慮の下では是非素晴らしいそのなんちゅうんですか、教育効果を表していただきたいと思いますがその点をお伺いします。

## ○教育長

はい。12歳から15歳というね中学生にワクチンを打たせるか打たせないかという

のは議論がまさに分かれるところで、どっちをとっても間違っていないと思うんですね。確かに今若い人ほどその副反応が強く出るってことを聞くと、やっぱりこれはちょっと引いてしまうってのもこれも分かる。実は正直なところ私もこの中学生がワクチン打つのがいいのかどうなのかっていうのは、1学期の頃迷ったんですね。そんな中で副反応の方が強く出て1日も2日も高熱でこう寝込んでることを考えると、中学生が接種やるよりも周りの大人がワクチン接種をして、集団免疫っていう形で子どもたちを守るって、こういう方法でもいいんじゃないかとは思ってたんですね。ですがその先ほど言いました変異株というようなことで、子どもたちも普通に感染するようになるということになると、ちょっとその子どもたちは待つてよっていうのも、ちょっと厳しいなあということで相談させていただいてね、8月の半ば過ぎに接種券を配布をして、あとは家庭でしっかり話し合ってくださいということで、もし副反応が出た場合の学校の対応をこうしますよっていうのは、8月の27日に教育委員会名で家庭配信をさせていただきました。いずれにしてもね家庭の判断でってことですので、学校も教育委員会もどのくらいなのかってのはつかんでおりませんが、先ほど言いました周りでこの大人が接種をして子どもを守るっていう観点から、町内の小中学校に勤めていただいている先生方それから保育所の先生方については基本的にほとんど全員がもうワクチン接種して完了してございます。町外に住所がある方も町内の小中学校に勤務している方については接種を受けてもいただきました。それでその「僕受けたわ」「僕受けてない」ってそのことなんですけど、比較的この昨年度町民の中からコロナ感染者が出た時にも、辰野町民の対応っていうのは比較的冷静であったなあとかう見てるんですね。そしてまた小中学生が初めて感染した6月の段階においても、町民っていうのは比較的冷静にその学校に対して変な電話だとか、教育委員会に対してもまた変な電話っていうのはほとんどなかったということで非常に冷静に受け止めていると考えますと、そしてまたそのかかった子が実際に2週間なり休まれて登校をしてきても、非常にうまくもう最初から溶け込めて普通に会話したり遊んだりするという部分を考えますと、このコロナに関しては割合その人権感覚といいますかね、そういうことはしっかりとモラルっていうんですかねできてるのかなとそんなふうに理解してますので、仮にそういう会話があってもあるかもしれないんだけど、特に問題はないのではないかとふうに今のところ理解をしております。以上です。

○矢ヶ崎 (5番)

ここで最後の質問になるんですが、感染防止対策ですねこれもう今までにあらゆることをやってると思うんですよ。手洗いからマスクからこれ以上何か方法はあります学校現場で。

○教育長

はい。大変難しい質問ですけど、基本は今まで昨年の4月頃から始めた感染予防対策をこれからも続けていくってことだと思います。これからも徹底していく、ここでやったつもりになるとかね、ここの部分がちょっと油断をするとここも非常に怖いわけで、まさに先生方は本当に日々こう神経をすり減らすような状態だと思うんですけど、今までの感染予防対策をきちっとやっていく、これしかないんだろうと思うんですね。はい。

○矢ヶ崎（5番）

最後に要望でありますけども、どうか子どもたちの学ぶ権利の保障、これはしっかりとお願いをしたいと思います。以上で教育委員会に対しては終わります。さて最後の質問であります、武居町政一期目の想いと二期目に向かっての決意を力強く語っていただきたいと思います。

○町長

はい。4年前辰野の未来を創るとして4つの政策の柱を公約に掲げて町長に就任しまして、心豊かに暮らせる町、夢と希望に満ちた町、住んでいて楽しい町、そんな明るい未来が描け、幸せを実感できる辰野町を目標に行政運営とまちづくりに全力で取り組んできたつもりであります。まず一つ目の柱であります産業振興・人口減少対策についてでございますが、雇用の確保・創出をキーワードに取り組んでまいりました。就任当初、商工会時代の経験も活かして職員とともに企業訪問を実施して、その後は日常的に町内企業を支援するためにこの取り組みを発展させた形で、平成30年度からは企業相談員を置き対応してまいりました。令和2年度には懸案だった北沢東地区の埋蔵文化財現地調査を地権者の皆様のご協力ですべて完了しまして、企業誘致に向けた広範囲の用地が確保できました。移住定住施策では好評な住宅リフォーム助成制度の予算を追加するとともに、空き家バンクの登録の推進、空き家改修費等補助金などに取り組んでまいりました。特に空き家バンクは移住希望者への丁寧な対応により高い成約率を保っており、更に地域おこし協力隊や集落支援員なども活用した取り組みの中で空き店舗の改修、再利用も進んでおります。商工会とともにプレミアム商品券の発

行にも取り組みまして、ほたるマイカードポイントにも加え、地域経済の活性化を図ることができました。二つ目の柱、暮らし・福祉・子育て支援の充実についてでございます。安心して子育てができ、老後が過ごせるまちづくりに取り組んでまいりました。国の法施行令改正により令和元年10月から3歳以上と非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償化されましたが、3歳未満時の保育料についても、一定の国の基準によりまして軽減して設定しております。実費負担となっている給食の副食費についても、町が独自に一部負担し負担軽減を図っております。平成30年からは新入学児童生徒学用品費の就学前支給も実施しております。福祉タクシーの利用券については、従来1枚あたり1,000円分の24枚綴りとしていたものを、500円分48枚綴りに改め利用しやすいものとしたしました。辰野病院につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、院長の交代人事や外部人材による経営企画幹の配置、また改革プランの推進などにより経営健全化に努めまして、コロナ禍前の令和元年度決算までに黒字運営を果たしてきました。国保税、介護保険料の据え置きも健康増進や運営努力等で堅持してまいりました。三つ目、若者・お年寄りに魅力あるまちづくりについてでございます。荒神山スポーツ公園再生事業をはじめ、町民が憩え楽しめる空間づくりに注力してまいりました。平成30年に長い間休止していた荒神山ウォーターパーク管理棟を複合的スポーツ施設、たつの未来館アラパにリニューアルしまして、若者の集う場所が当初の狙いでありましたが、現在は幅広い世代にご利用いただいております。平成30年からは元年度にかけて町内のすべての小中学校のトイレの洋式化と空調整備を実現いたしました。辰野高校につきましては定期的に連絡会議を開催し、同窓会などとともに学校の教育活動、魅力づくりを支援し存続に取り組んでまいりました。地域包括ケアシステムにつきましては、本年度より保健福祉課、辰野病院、社会福祉協議会の体制を変えて、構築が加速するように取り組んでおるところであります。平成30年11月には日本のど真ん中作戦会議が始動しました。さらに昨年2月には自転車冒険家の小口良平さんをふるさとパートナーに委嘱しまして、自転車による新しいまちづくりの取り組みも進んでおります。若者を中心に新たな発想でさまざまな企画が生まれてきているので、今後の展開に大いに期待しているところでもあります。最後に四つ目の柱、道路・環境整備・事前防災対策の推進であります。幹線道路や生活道路の整備促進などに取り組んでまいりました。懸案でありました国道153号線、宮所地区の歩道拡幅、小横川橋架け替え工事が採択となりました。県道与地辰野線も延

伸され、国道の渋滞緩和と周辺の新たな土地利用に期待が高まっております。17 区のワークショップを経て検討委員会を立ち上げ、進めてきた町全体の道路網計画の策定も、ようやく今年度形にすることができました。住民参加型防災マップの作成、防災士資格の取得補助など、地域や町民の皆さんの自主的活動の支援にも積極的に取り組んでまいりました。令和元年に行った町独自の仕様で購入費用の一部を町が負担し、安価で非常持出品セット、3,000 セットの斡旋販売を行いました。好評で今も追加購入したいとの声も聞かれます。今、担当にそういった声も寄せられておりますので、また次年度計画ができればと考えているところでもあります。任期後半の2年間につきましては、コロナ禍で様々な制約が生じました。本当に実に思うように進めない事業も多い状況となりましたが、一期目に掲げた公約は以上のように概ね実現できてきたと考えております。ここまでの実績を短期間で上げることができたのは、職員や議員各位、関係者のご尽力やご協力があったることだと心底思っております。改めて皆様に感謝申し上げたいと思っております。二期目にあたっては、町の発展は安心・安全の基盤があってこそ、それぞれの施策が展開できるものと考えておりますので、まずは安全で暮らし続けられるまちの実現を目指します。新型コロナウイルスの感染拡大は、未だ収束の目途は立たず、さらに地球温暖化による異常気象で自然災害も多発しております。また少子高齢化、核家族化が進む中、将来の生活に不安を持たれている方や、明るい未来の夢を描けない若者や子どもたちも多いと思います。そこで都市基盤や防災防犯体制の整備・充実、いつまでも健やかに暮らし続けるための福祉・保健・医療・介護の充実、次代を担う人材育成のための子育て・教育環境の充実、活力と魅力ある産業振興、誇りと愛着が持てる風土と環境保全などの事業や取り組みを総合的に展開していく必要があると考えております。移住政策にも引き続き取り組んでいく所存ではありますが、全国的な人口減少の中で辰野町の人口が減少していくことは避けることができません。まずは、今、辰野町に住んでいる人が、地域の良さを実感し、地域に誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちを目指してまいりたいと考えております。町民が自分の住んでいるまちを否定するようなマイナスの発言をしている間は、どんなに情報発信を工夫しても魅力あるまちにはならないと思っております。町民や行政をはじめ、町外を含む辰野町に関係するすべての人が、それぞれできることでともにまちづくりを進める協働・共創、共に創るの町を目指していきたいと考えております。そのような思いから町の第6次総合計画では、今後10年間で目指す将

来像を「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」といたしました。晴れて町長二期目に就任したあかつきには、この将来像実現のため全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○議 長

一般質問途中ですけれども、本日の会議時間を質問時間終了まで延長いたします。

○矢ヶ崎（5 番）

はい。すいません、一点戻りますけれどもよろしいですか。

○議 長

時間内で短くまとめてください。

○矢ヶ崎（5 番）

最後に町長にお伺いいたします。コロナの関係であります。コロナウイルス感染症拡大を受けて経済対策としての、プレミアム付商品券の検討ということですが、これについてお願いいたします。

○議 長

町長、簡潔に。

○町 長

はい。さきほどの舟橋議員のご質問でもお答えいたしました。経済対策としてプレミアム付商品券事業の予定をしております。ここにつきましてはコロナ禍では実はプレミアム商品券は第2弾となりますが、いろいろ各種支援制度を組み込んで継続的に実施してまいりました。まず辰野町は新型コロナウイルスの感染拡大直後から、事業者の皆様や町民の皆様に向けて、様々な経済対策事業をいち早く行ったつもりでございます。昨年度の4月に開始した経営安定化を目的とします、有利な融資制度の辰野町商工業振興資金を皮切りに、6月以降は最大30万円の応援金事業であるがんばる小規模事業者応援金またほたるマイカード2倍キャンペーンに続きまして、ほたるマイカード10倍キャンペーン、辰野町プレミアム商品券事業などを実施してまいりました。また本年度4月から6月までの間は飲食業に最大30万円給付する、がんばる飲食店等応援金を実施しました。現在コロナ感染拡大防止を行う飲食店へ一律20万円を交付する、信州安心なお店推進交付金の実施もしております。今回はプレミアム商品券事業と合わせてほたるマイカードポイント3倍キャンペーンを同時に実施して、消費者の消費喚起の相乗効果を図りながら町内商工業の皆さんの事業支援を行って

まいりたいと考えてます。このように町ではいくつもの支援事業を切れ目なく迅速に実施をしてまいりました。ともに課題に取り組む伴走型の企業支援を実施してまいりたいと思います。以上です。

○議 長

矢ヶ崎議員、終了です。

○矢ヶ崎（5 番）

終わります。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間大変ご苦勞様でした。

## 9. 延会の時期

9月8日 午後 5時01分 延会

令和3年第8回辰野町議会定例会会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和3年9月9日 午前10時00分
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名
- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 吉澤光雄  | 2番  | 松澤千代子 |
| 3番  | 山寺はる美 | 4番  | 瀬戸純   |
| 5番  | 矢ヶ崎紀男 | 6番  | 津谷彰   |
| 7番  | 池田睦雄  | 8番  | 樋口博美  |
| 9番  | 舟橋秀仁  | 10番 | 小澤睦美  |
| 11番 | 向山光   | 12番 | 岩田清   |

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	代表監査委員	中村文昭
総務課長	加藤恒男	まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹
住民税務課長	三浦秀治	保健福祉課長	竹村智博
産業振興課長	赤羽裕治	事業者緊急支援担当課長	岡田圭助
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
こども課長	小澤靖一	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広  
議会事務局庶務係専門員 有賀智美

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第7番 池田睦雄  
議席第8番 樋口博美

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第8回定例会、第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。日程第1、一般質問であります。議長としてここで一言ご注意を申し上げます。昨日の一般質問で通告の趣旨内容と全く乖離した質問内容があったケースがありました。関連がある場合できるだけ広く解釈すべきとも考えます。議員の自由な発言が保障されなければなりません。理事者側の質問に対する準備の事情もあり、議員各自として基本的なルールを順守して質問していただくことを要望いたします。それでは8日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席8番、樋口博美議員。

【質問順位 8 番 議席 8 番 樋口 博美 議員】

○樋 口 (8 番)

それでは通告に従いまして質問させていただきます。まず質問に先立ちまして今回の災害で命を奪われた3名のご家族に心からお悔やみを申し上げるとともに、残されたご家族にお見舞いを申し上げたいと思います。また土砂災害に遭われた方々にお見舞いを申し上げ、少しでも早く生活が取り戻せることをお祈り申し上げます。質問順位の3番を5番に、4番、5番をそれぞれ3番、4番に繰り上げて質問させていただきます。今まで町の町長それから教育長の方から様々なご発言がございまして、川島小学校の現在どのようになっているのかという、何が決まって何が決まっていないのか、保護者や区民の不安と町の説明がどうもかみ合っていないのではないかというところで、確認の意味でいくつか質問させていただきたいと思います。3月3日の教育委員会の議事録この中に、教育長は川島小学校については教育委員会では3年前に協議が済んでいるとして、一定の方向が出ているというふうに発言されております。また6月18日の教育会議の中では、6月の議会の中であたかも教育委員会は統廃合を決めたというように決めつけて質問もあったというふうに発言をされています。このふたつの発言もそうなんですけれども、実際その統廃合を決めていないというような発言があったりとかですね、3年前の教育委員会の見解で決めている一定の方向は出ている、こういったご発言があるんですけれども、実際どう現状として何が本当なのかというのをご答弁いただきたいと思います。

○教育長

はい。樋口議員の質問にお答えをしたいと思います。3月2日の教育委員会においては、見解を出させていただいております。5箇月前にあり方検討委員会の提言を受けて、協議した内容をまとめたものということになるわけですが、その中には全部は紹介しませんけれど、一番ポイントになるところはここだと思います。提言どおり統合の対象として準備を進める必要があると結論を出さざるを得ない。更に二つございます。川島小学校は辰野西小学校に統合すると、二つ目は統合の実施日は早急に決定する必要があるとこうふうにまとめてございます。ですからこの段階で統合の対象として準備を進めていく必要があると結論を出さざるを得ないと、準備を進める必要があると結論を出さざるを得ないということ。しかしここでこのあと協議がストップしているというのは、今までこの議会でも何回か説明をさせていただいております。結論を統合の対象として準備を進める必要があると結論を出さざるを得ないというこの文言において、教育委員会はもうすでに結論を出したのではないかとされている向きもございますけれど、教育委員会でこれも今まで議会で答弁しておりますけど、教育委員会だけで決めても町の方がこれに向かっていかなければどうにもならないわけですので、このあと3年間ってというのは議論をしていないわけですね。仮にこれでもしこの時点で教育委員会が統合しますよと決めたとすれば、すぐそのあと出てくるのは「じゃあいつやるの」「スケジュールはどうなの」「学びどうなるの」とか様々なこの条件整備について質問されるわけですね。そういったときに「それについてはまだ検討してございません」とこういうふうになってしまうわけですが、それをすれば「無責任だよな」とこうなってしまうので、教育委員会とすれば結論をまだ出してませんと、そこら辺の条件整備までしていかないと、やはり無責任なことになっちゃうんだらうと、「あと何も決まってませんでした」「これから協議します」「決めていきます」というのではねまずいだらうってことは、私はずっと今まで言ってきた内容なんです。以上ですが。

○樋口(8番)

準備をこれから進めるということによろしいんでしょうかね。

○教育長

はい。教育委員会の見解ってというのはそのあと教育委員会の中でも協議してはありますが、これは今でも生きているだらうということですので、教育委員会の立場とすれば提言どおり統合の対象として準備をしていかなければならない、その条件整備をこ

れから協議した段階できちっと方向を出していくということになります。スタンスは提言どおり準備をしていかなければいけない、決めていかなければならないと、そういうことでございます。

○樋 口 (8 番)

それでは次の質問にまいります。以前に瀬戸議員の方から質問があった内容でございますが、源川上地区の説明会でも住民の方から質問がありました。川島小学校を希望するご家族に別の学校を進めたという事実があったかどうか、教育長は答弁で知らなかったというふうにおっしゃっておられますが、あったとしたらそれはどなたがおっしゃったのかお答えいただきたいと思います。

○教育長

はい。この発言につきましてね、そのあと川島区の懇談会のあと議員と説明を受けました。議員と懇談をする中で確認させていただいたことは3点ございます。一つ目はこの他の学校へどうぞっていいですかね、これについては教育長だとか教育委員が発言したということは一切ないということ、二つ目は一連の一般質問の流れの中から見れば、これは教育長だとかあるいは教育委員の発言として受け取られてしまうということ、三つ目、発言されたとする関係者が本当に他の市町村に行くようにとといったかどうかは現段階で分からないと、確かに言ったかもしれないし川島小学校に入れたいとする保護者が、その雰囲気なり前後のやり取りの中でそう受け取ったのかもしれない、この3点を議員と確認をさせていただきました。はい、以上です。

○樋 口 (8 番)

ちょっとはつきりとしません内容でございます。ご家族は川島小学校で学びたい、しかし学校の方へ問い合わせをしたところ、ほかの学校この学校は残るかどうか分からないからほかの学校どうですか、ということだったのではないかなとふうに思いますけれども、それが分からないというご回答でございました。教育委員会、町長はこの3年間、町一つになって川島小学校の未来へ向けてがんばる、教育委員会は3年間何もやってこなかった。じつと3年前の結論で止まっていた。川島地区が一つになれなかったとご発言が随所でありますけれども、むしろ川島地区よりも町が一つになってこなかったのではないかというふうに私は思っております。先日川島地区で説明会が開催されました。今後の川島小学校の姿を地域や保護者と話し合いながら、そういった方向が出たのではなくて町長の思いやいろんなことを説明をされて、その説明に

に対する質問は受けます、ご意見を聞く場ではないというふうにそんな説明会でございました。地区外の地域外の人発言はご遠慮いただきたい、また質問があつて手を挙げて時間関係でカットしますと、このような説明会では本当に不信感しか、町へ対する不信感しか感じえなかったのではないかなというふうに感じております。今後町教育委員会は地域の声や保護者、子どもたちの声を聞く機会を設けるのか、そのスケジュールについてお聞きしたいと思います。

○教育長

はい。昨日の一般質問でも答えさせていただきましたけれど、教育委員会としますとこのあとまだ保護者との懇談を行っていきますと、8月に予定していたのができなかったのこの9月議会が終わったところでまた日程調整し、保護者との懇談をとって行くということでございます。そこに都合つけば町長も参加していただけるってふうには聞いてはおります。ただ町で行うかどうかというのは教育委員会とまたちょっとこれ分かりませんが、教育委員会はその方向で考えております。

○樋口（8番）

それはちょっと確認させていただけますか。統合ありきの会議でしょうか。それか保護者、子どもたちの意見を聞きながらそれも含めて検討するというのでしょうか。

○教育長

はい。先ほども言いましたけど、教育委員会の3年前の見解これを基本にしなごらも、保護者の意見を聞いて行くということになります。

○樋口（8番）

はい。わかりました。4月以降ですね教育委員会の中で川島小学校の問題が議論されております。ただ議事録も含めてすべて非公開でございます。これを公開するという考えはありませんでしょうか。なぜ非公開でもってやらなければいけないのか、こんな大事な問題を5人の教育委員の中だけの話にしなきゃいけないのか、お考えをお聞かせください。

○教育長

はい。教育委員会というこの会議は基本公開で行っております。今までも、ですから教育委員会を傍聴されたという方何人かおるわけですが、今後も基本教育委員会というこの会議そのものは公開で行っていきます。ただ教育委員会の協議の中には個人情報に関わるものとか、公開することによって問題が生じかねないこと、ある

いは誰が言ったとかねそういうところでまた問題になりそうなこともございます。このような場合については非公開でさせていただいております。川島小学校の協議についても、今、言われるように、会議そのものはその部分非公開とさせていただいておりますけれど、議事録は公開させていただいておりますので、そこで確認していただければ。ただ議事録では誰が言った、どの委員がどういう発言をしたかそこだけは伏せさせていただいております。以上です。

○樋 口 (8 番)

その議事録なんですけれども、ネットの方で出しているんですね。その部分だけは公開されておられませんので、それは緊急に公開をしていただきたいと思います。それでは次の質問に移ります。統廃合の基準の設定でございます。今回、概ね 10 人ということで、あり方検討委員会の中でも統廃合の基準を設定というような言葉も出ていたかと思います。この概ね 10 人、今後辰野町の統廃合の基準になるのかお聞かせください。

○教育長

はい。あり方検討委員会を立ち上げた時に教育委員会が、あり方検討委員会にお願いしたその内容ですけど、この先概ね 5 年から 10 年先の町を見据えてというのがついております。ですから 5 年、10 年先くらいまでを見越しての、町内小中学校のあり方検討のあり方ということで、協議していただいたってふうに理解していただければいいかと思います。このですからこの 10 人っていうのがこれからずっと続くのかっていうとそれはそうではないという。昨日もありましたけど、これから出生数などが減っていきますと、これまた今度別の学校のあり方っていうのは、当然検討していかなければならなくなってくるんだろうなと思いますのでね、当面 5 年から 10 年っていうこのスパンでのあり方ということで。

○樋 口 (8 番)

ということは川島小学校のみが統廃合の対象になると、そういう今、教育長の答弁と理解をさせていただきます。そうですね、子どもたちの学び舎を考えた時に、何が正解で何が間違っているのかってことは、一概には結論は出ませんけれども、今の川島小学校のあの規模を望まれるご家族もいるということだけは、しっかりと胸においていただきたいと思います。この 10 人という数字、広島大学の研究の中にあるということをお聞きしておりますけれども、この根拠についてですね、後日資料で出して

いただきたいと要望して次の質問にいきたいと思います。今、日本の中でですね私立だけでなく公立の学校でも、様々な学びの取り組みがされております。辰野町の教育委員会では、将来の子どもたちを育てるこの学校の姿をどのように描いているのか、辰野町の教育の最上位目標は何なのかお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

はい。町内の小中学校はこれは公立の学校でございますので、文部科学省の定めております学習指導要領から逸脱した教育はこれ行うことはできません。ですから学習指導要領が定めた教育の理念だとか、教育課程の基準を受けて各学校で教育課程が編成されているわけです。そのことを頭に入れながら、今議員の質問にあった学校教育に対してということだったろうと思います。子どもたちには益々急激に変化する社会あるいは混とんとした社会、正解が一つと明確に定まらないこの社会にあっても、生きていかなきゃならないわけですので、このことは頭に入れながらというふうにして、私とすればまさに教育委員会とすれば、三つの目標っていいですかねそれをもっております。子どもに対してですけど、一つは自ら自分なりに答えを導き社会の担い手として人生を切り開いていっていただきたいと、これは変化を前向きに受け止め自ら答えを導き、豊かな人生を切り開くことができるような力を身につけてほしいという。二つ目でございますが、自分を大事にし価値ある存在として認識してほしい、これとまた同様に他者、友達ですね周囲の人たちも価値ある存在として認識してほしい、自分の良さや可能性を認識する自己肯定感ですねとともに、他者にも価値ある存在として尊重し、様々な人とともに関わりあいながら様々な社会的変化を乗り越え、社会の担い手になっていただきたいという。三つ目ですがこれは郷土を愛する心の醸成ということになります。どこで生活していようが世界を舞台に活躍していようが、あるいは辰野町に戻ってきて活躍していようが、やはりこの生まれ育ったこの辰野町というのを1本軸として、心に持てるような郷土を愛する心をもっていただきたい、この三つを目標として掲げております。これはここ数年ずっと同じでございます。

○樋口(8番)

ありがとうございます。この三つですけども、これはインターネット等で公開されている内容でしょうか。

○教育長

はい。ちょっとそこは私確認しないですけど、校長会では常にこれ4月にお願いを

している内容でございます。多少文言は変わっておりますけどこの3点、はい。

○樋 口 (8 番)

多様な子どもたち、今こう社会もですねコロナ禍の中で大きな変革を遂げている日々でございますけれども、単一的な学校では限界があると思います。自立した学び、自立した社会性を身につける教育、他を認め尊重し共生社会を目指す人を育てるそういった必要性、これからの社会を生き抜いていく子どもたちをどう育てるのか、これは答えのない道ではございますけれども、大人が一人ひとりの子どもに寄り添っていかねばいけないテーマだと思います。子どもたちも一人ひとり学び方も理解度も違います。自分に合った学びを知ることで成長していくと思います。川島小学校ではすべての子どもが主体的に取り組まなければいけない環境、また異年齢との子どもとの係わり、またインクルーシブのその考え方も川島小学校の学びの中では日々の中で実現されてきておりました。学校の選択肢があるということは今の時代にはとても大切なことではないかなと思います。令和2年の12月、町長は「子育て世代に選んでもらえるまちづくり、地域づくり、魅力ある学校づくりが大切だ」というふうに述べられております。また3月の議会では誰一人として取り残さない教育とはという質問に対しまして、町長は「不登校の子ども、ご家族を救いたい」教育長は「子どもにいかにか寄り添うか」というふうに答弁されております。望まれている小規模学校をなくそうとする今の辰野町の行政でございますけれども、この意味を町長、教育長それぞれお答えいただきたいと思います。

○町 長

はい。私は少人数学級あるいは小規模校を否定するものではありません。ただし川島小学校のおかれてる状況が他校とは全く違うという現実がございます。川島小学校は令和2年度の数値でいきますと、児童数が12名の4学級、令和3年度8月1日現在でございますが、児童数が9名、3学級でありまして、下伊那郡の阿南町の和合小学校、こちらは令和2年度児童数7名という小学校でございますが、こちらの小学校に次いで県下2番目に児童数が少ない学校となりました。文科省の区分によりますと学校全体で6学級に満たない、つまり1学年1学級にならない過小規模校という表現を使っておりますが、過という字は通過の過、過ぎるといふ字ですね。過小規模校に分類されておまして、すでに一般にいわれる小規模校ではないことをしっかり認識しておく必要があると思います。上伊那には辰野町のほか児童数100名未満の小学校

が4校ございます。令和2年度の時点で長谷小学校は62名、7学級。伊那西小学校と高遠北小学校はともに49名で8学級と7学級という状況であります。地元川島区でも視察されました、伊那市の新山小学校は児童数46名で7学級、小規模特認校として初めて入学児童を迎えた平成21年度でも、全校36名であったわけで状況は全く異なります。同じクラスに同じ年の友達が複数いて、時々メンバーが変わる複数のグループを作ることができて、互いに協力し合い、時には競り合い時には喧嘩などの失敗も経験して、多様な考えに触れる中で他人を思いやる気持ちや社会性を育む、そうした他の学校ではできる学びと育ちの機会を十分に提供できない状況が今後も続く可能性が高く、それを是正するため苦渋の思いで今回の見解を出したものでございます。ご理解をお願いしたいと思っております。

#### ○教育長

はい。町内の小学校は単級の小学校から学年複数のクラスの学校まで様々ありますけれど、それぞれの学校がそれぞれ特色を生かした教育を行っております。小規模校の良さっていうのは、私も十分に理解をしておりますし川島小学校の良さも十分に認識しているつもりでございます。ですから小規模校を否定するわけではありません。しかし今の町長と同じわけですけど、学年一人二人というのは小規模校の良さっていうのも、こう十分に出ないっていうふうに理解をしております。よく異年齢が非常に仲が良いと言われます。これ私も十分に認めることだし素晴らしいと思っております。1年生から6年生まで非常に仲が良いという。異年齢同士のこの結びつきとか係わりっていうのは、これからの学校教育においては非常に大事なことで、これ必須だと思っております。だけど同時に異年齢と同時に今度横ですね、異年齢を縦とするならばこの横、同学年のここもある程度の規模がないと、様々な活動するにおいても支障が出てくるだろうということになります。全員でやればいいじゃないかとなるわけですけど、そうした時には例えば1年生においては学習内容をちょっと上げなければいけない、6年生にすればちょっと下の学年に下げなければいけないというようなことで、活動においても制約が出てくる、体育にしても音楽にしてもってというようなことですので、やはり縦と横のバランスっていうのが必要なんだろうなと思っております。同学年に10名程度あればというふうに考えているところでございます。以上です。

#### ○樋口(8番)

今、それぞれ町長、教育長それぞれのお考えをお聞きしました。大人の都合ですよ

ね。子どもの意見は何もそこには入っていません。親御さんの気持ちも入っていません。やはりやっぱそこに寄り添うということも一つ大事な要素ではないでしょうか。弱者に寄り添うある意味今お二人の発言を聞くと、そういうその自分の経験からやっぱ横の同級生も必要だ、それは確かにそうかもしれません。でもそれ以上にですね大事なものがあると思います。ここでしか居場所がなかった子どもが笑顔で通って卒業をしていきました。そういった子どもさんもおられます。そういった人たちそういったご家族を切り捨てるということが、果たして誰一人として取り残さない辰野町の行政でいいんでしょうか。もう一度みんなで多様化する子どもたちが何が必要かを考えていくことが大事ではないでしょうか。若い子育て世代の声を聞き若い世代に選ばれる町とはどういう姿なのか、学校はどんな姿なのかということを町民みんなで話し合いながら未来の辰野町を描いていくいい時期だと思います。子どもから選ばれる、子どもがど真ん中の辰野町、子どもがど真ん中の学校を話し合う未来会議、この設置を要望いたします。いかがでしょうか。

#### ○教育長

はい。教育委員会としましては、現段階ではそのような設置というのは考えておりません。

#### ○樋口（8番）

現在考えていないんでなくてですね、そういった方向にやはり舵をきることも大事ではないかなというふうに私は思っております。ぜひ要望をしたいと思っておりますのでご検討いただきたい。次にですね移住定住施策における小学校の存在について質問をいたします。小学校のある川島区、川島区というのは他の区と違って、川島区で一つの学区で川島小学校がございます。この地域性を考えた時に移住施策と小学校の存続っていうのは切り離しては考えられないというのが私たちの思いでございます。しかし町長は今後は切り離して考えていくというふうに、地域説明会でも話してこられました。地区説明会の中で小学校の存続以外で移住を決められたご家族がいるという発言がありました。だから切り離す、いやいや小学校に通わせたいから移住を考えたご家族もいらっしゃいます。寄り添うという言葉が使われますけれども、実際にどう寄り添うのか私たちには見えてきません。川島区における川島小学校っていう存在は、子育て世代の移住施策をとる上で最重要と考えております。ここで質問です。仮に学校がなくなったあとの町の移住施策、別に考えるっていうふうに言ってますけども、こ

れはどんな具体的な施策が考えていらっしゃるのでしょうか。

○まちづくり政策課長

仮に学校がなくなったあとの具体的な施策は何かというご質問ですが、町では小学校のあるなしに関わらず、魅力的な地域として現在川島地区に吹き続けている関係人口増加という大きな流れを追い風にしまして、既存住民の皆さんとともに国や県の支援制度などを効果的に活用しながら、持続可能な地域づくりを推進してまいりたいと考えております。思い出していただければと思うんですが、令和元年8月でしたが川島小学校の将来を考える連絡会議が主催して、川島小学校の図書館を会場にして、小学校施設のより効果的な活用についてをテーマに住民ワークショップを行いました。参加された皆さんからは様々な前向きなご意見やアイデアが出されたことが思い出されます。その思いは人口減少社会においてであっても、この豊かな過疎というポジティブな表現でそういったものを実現し、日本一幸福度が高い地域にしたいというまとめに集約されていたのではないかと感じているところでございます。そうした思いの実現に向けて具体的な施策として有用だと考えている、今後採択が可能な国の交付金事業を二つほど申し上げたいと思います。山村地域の活性化を図るために農山漁村振興交付金のうち、山村振興法に基づき指定されている川島地域に対して、山村活性化支援交付金の活用ができます。地域住民の皆さんとともに山村振興計画を策定して、地域資源を活用した山村活性化対策事業に取り組むことができます。また子育て支援から高齢者の生活支援まで、幅広い地域包括ケアシステムを実現するため、地方創生推進交付金を活用することも可能です。この場合には地域再生計画を、やはり地域の皆さんとともに策定していくことになります。いずれにしましても来年3月に指定期間の満了を迎えます長野県移住モデル地区の再指定を支援し、地域の実情やニーズをふまえながら様々な角度から移住と活性化施策を検討していきたいと考えております。以上です。

○樋口(8番)

そのことじゃなくてですね、その施策をとることによってどの程度の移住者を呼び込めるか、そういう検討、シミュレーションをされているのでしょうか。

○まちづくり政策課長

具体的に申し上げました二つの施策とも辰野町だけが計画を立てるものではございません。地域住民の皆さんの主体性の下に定められる計画に基づいております。昨

年から今年にかけて、長野県のつながり人口創出実証実験などの事業が行われておりますけれども、昨年はですね川島地区に30名の若者が来てですね、地域の課題を関わりしりと求めてポジティブに活躍する場を求めてまいりました。こういったことを具体的に考えていきながら、その結果として移住人口、関係人口が増えていくものと考えておりますので、トライしてみないと数字は出せないものと考えております。以上です。

#### ○樋口（8番）

国の事業をここで説明されてもですね、具体的にこういうことをやって移住者を増やすんだというビジョンがなければ、何の説得力もないし理解することもできないと思います。小学校がある場合とない場合のシミュレーションをしっかりと、科学的根拠を示していただければ到底理解できるものではありません。先日、町長、教育長に存続の要望書を出させていただき、その際存続を望む区民の署名をお届けいたしました。全戸256戸中246戸を訪問いたしまして、190戸、77.2%の世帯の方々が川島小学校の存続を希望しております。統合を望む方ももちろんおられます。しかしこの数字が川島区民の民意です。町長は川島区が二分していると言っていますが、二分の根拠となる数字も町から示されることはなく、初めて数字で実態の現状が出てきたと思っております。川島区は移住定住施策と小学校の存続は切り離して考えられません。辰野町の未来に希望を持たずに、もうすでに転出を考えるご家族も今後出るかもしれません。この数字を町はどう考えるのかお聞きしたいと思っております。

#### ○町長

はい。ただいま樋口議員によりお話がございましたが、去る8月の27日に地元川島小学校の存続を望む会の皆さんが来庁されまして、教育長とともに川島小学校の存続を求める要望書を受け取りました。その際507名にも及ぶ署名もいただきました。詳しくその内容やお名前なども拝見させていただきましたが、署名の中には川島地区以外の方や県外の方などのお名前もあり、この問題への関心の高さを実感した次第でございます。多くの方が川島や子どもたちのことを真剣に心配いただいていることに感謝したいと思います。一方で私のところには今回の見解に対し賛成・反対両方の意見をいただいております。今回の署名の中にも私の見解に理解を示し賛成だと伺っていた方のお名前もあって、この問題の複雑さと地元で賛否両論様々な意見や考えがあることを改めて認識いたしました。保護者の皆さんとは今後、教育委員会とともに丁

寧に話し合いを進め、方向性を見出していきたいと考えております。

○樋 口 (8 番)

子どもたちそれから保護者の皆さん、ここと丁寧な話をしてまた地域にもきちんと説明をして今後の方向を決めていただきたい、結論ありきの話し合いではなくてですね、子どもたちの思いや親御さんがどういう気持ちで通わせているかということですね、ぜひ聞いていただきたい、そのように思います。先ほどから話をしております多様化する子どもたちへの様々な対応がされております。国・県・町の取り組みについて質問させていただきます。国が進めるコミュニティースクール、辰野町が参加しているのは長野県の進める信州型コミュニティースクール、またこのコロナ禍を超えていく学びの改革として県の取り組みも示されております。町の考えと取り組みの実態をお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

はい。コミュニティースクールっていうのは文科省、文部科学省の定めているコミュニティースクールとそれから一方ではそれと一線を画す長野県の教育委員会独自で定めている信州型コミュニティースクールという二つがございます。ですが簡単にいいますと、ともに地域住民の力だとかあるいは知恵などを借りて学校を運営していきましょう、地域の方たちと一緒に協働で学校を子どもたちの教育を支えていこうというふうなものでございます。文部科学省の方は学校運営協議会制度と呼んでますけれど、長野県の方は信州型コミュニティースクール、こちらは学校運営委員会制度ということで協議会と委員会とこれ二つの言葉が違うだけなんですけれど、実は中は根本的な違いがあるんですね。そこまでは今日説明求められればしますが、そこまで求めていないだろうと思います。長野県の場合には今まで辰野町もそうなんですけれど、地域住民が学校を支えるっていう気風がどこの自治体でもございました。それをそのまま素直に受け入れて現在の学校と地域とが連携をしていく、地域ボランティアが学校に入っていき自然に入ってる、これが信州型コミュニティースクールだっていうように理解をしていただければいいのかなあと考えております。辰野町はこのコミュニティースクールということが叫ばれる前から、もう地域住民がね学校を支えるというふうな気風がございました。ですからその延長として辰野町では近隣の市町村がこのコミュニティースクールを導入する以前から、もうコミュニティースクールという言葉を使って取り組んでまいりました。これからもこの信州型コミュニティースク

ルで地域とともに連携していく学校、これが自然な姿なんだろうなと思っております。様々なこう変化の激しい社会でございますので、学校だけでは対応できないものがいっぱい出てきておりますので地域住民の力を借りたしていく、それから学校ではできない部分を支えていただく、これはもうこれからますます必要になってくるんだろうなと思っております。

#### ○樋口（8番）

はい。ありがとうございます。今、日本でもですね様々な教育が取り組まれております。イエナプラン、国際バカロレア、インクルーシブ教育その言葉ではですね耳にすることがあるんですけども、実際どのような教育なのか、国・県の取り組みについて今どのようなことがされているのか、公教育では限界があるというようなお話を聞きますけれども、実際広島県ではイエナプランの公立の学校があります。国際バカロレアの教育も公教育で取り入れている学校もございます。様々な教育、公教育も今までの教育の枠だけでなくでですね、いろんな多様化する子どもたちに教育の場を自ら変化をして与えてきております。そこらのへんの動きについてご質問をいたします。

#### ○教育長

はい。議員言われるようにイエナプラン教育だとか国際バカロレアなどという言葉が、最近よく使われるようになってまいりました。イエナプラン教育っていうのはドイツのイエナ大学の教育学の教授が、大学の実験校として取り組んだ教育ですけど、ドイツではこれほとんど普及しなかったんですね。ところが1960年代以降オランダにおいてこれ発展を遂げた教育だというふうに私も認識しております。この背景にはオランダの教育の自由という、これが憲法で保障されているこの教育制度があったんだろうなと思っております。日本におけるイエナプランの学校ということですけど、これは現段階では長野県の佐久穂町にある大日向小学校これ1校ということになるろうかと思えます。今議員言われました広島の福山市ですかね、これは2022年開校予定だっていうように私理解してるんですが、ですから現段階では多分この佐久穂町のが1校なんだろうなというふうに考えているんですけど、年齢別にクラスが分けられていて4歳から6歳児、7歳から9歳児、10歳から12歳児の3つのグループに分けられて、子どもたちそのグループの中で年少・年中・年長という、3つの立場を経験していくんだというふうな学びになっているということでございます。ですから当然

その年少・年中・年長の中で教えたり教えられたりということが出てくるわけですが、相手を尊重する姿勢が自然と身に付くとかね、お互いの違いをこう受け入れられるそんなようなことも聞いております。この実際に学んでいるその児童だとか通わせている保護者についても、様々な思いを持ちながらイエナプランを見守っているんだと思うんですね。ですからこの学校に合っている子どもも当然いるかと思えますし、また合っていない子どももいるんだと思うんです。イエナプランの学校に入学したんだけど、うちの子は合っていないということで退学したという話も聞いておりますので、現段階でこれがどうなのかっていうちょっと私自身評価はできないなと思っております。それからまた国際バカロリアってのは、高校いわゆる高等学校でいくつかこう出てきているってことを承知しております。世界中の大学の入試に使えるということで、世界中を転勤する家庭の子どもにとっては、大学進学には非常に有利だろうなとそんなふうに思うわけです。国とすればグローバルに活躍できる人材の育成を目的として、国際バカロリアの認定校を2020年までに全国で200校以上認定するという目標を掲げたわけですが、実際にはなかなか200まではいかずに今、100校くらいではないのかな、ちょっと正確な数字つかんでおりませんが、19年の7月の段階では38校というふうに理解をしております。現在どうなっているかわかりませんが、この国際バカロリアの認定校に対する評価っていうのはまだ情報量が少ないので、現段階では私これ評価するわけにはまいりませんが、長野県でいえば3校ですかね、軽井沢にインターナショナルスクール オブ アジア軽井沢、それから長野にインターナショナルスクール オブ 長野、それから松本国際高等学校、この3校だというふうに理解をしております。以上です。

○樋 口 (8番)

はい。様々な取り組みが公立学校でも行われております。インクルーシブは佐久市で23年開校に向けて進めている学校がございます。これは私立でございます。国際バカロリアですけれども高知県の香美市立大宮小学校でこれは公立で初めて認定を受けて、現在、全国で167という数字がネットの方でっております。様々な教育の選択肢がある中で公立高校ではできないということはないと思います。いろんなことを研究して、辰野町の子どもたちが未来へはばたけるような教育環境を作っていただきたい、そのように考えております。話をもとへ戻しますが、町長が言われたとおり3年間では子どもは増えなかった、しかし今現在11名の子どもが通っております。こ

れから川島小学校の通いたい子どもは増えていきます、来年、再来年と。子どもが生まれて小学校に入るのに6年かかります。これから増えることが分かっているが、統廃合という結論は今ではないと私は思っております。昨年6月の議会でも紹介いたしました、信州大学の関先生の講演の際人口減少、財政問題で統廃合を進める町、地域には未来がないと話された言葉を思い出します。すべてが大人の都合で話され、子どもに寄り添うという言葉で、言葉では言いながら何一つ寄り添っていない、今の川島小学校の需要は近隣市町村だけでなく全国に限りなくあると思います。川島に住まなくても町内に住んで川島に通う、そこに移住施策が組めば大きな波にもなるかと思いません。道路行政、大型商業施設誘致など近隣市町村には遅れを取っている辰野町でございます。コロナ禍で人々の働き方も大きく変化し、リモートでの仕事などでより生活するコミュニティーの大切さも重要になってきました。私は辰野町の未来は若者の移住定住施策にあると、魅力ある学校づくりにかかっていると思っております。町の未来を子どもたちのための未来をそんな学校の姿を町民みんなで考えて、誰一人として取り残さない辰野町、小中学校の姿を検討することを再度要望して質問を終わりたいと思います。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席4番、瀬戸純議員。

【質問順位9番 議席4番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸(4番)

それでは通告に従いまして質問をしていきます。この8月の大雨災害において町内での避難指示や災害状況の広報、今議会でも前日お二人の議員からも質問がありました。そしてこの広報や伝達が一部の地域にしかされていなかった。テレビのテロップを見て知った方が多くいたということが考えられます。「下田に避難指示が出ているのか知らなかった、親戚があるが大丈夫だろうか」そんな声を15日の朝、別の避難所で私は聞くことができました。ここに町から全議員にいただいた災害の説明を受けた時の降水量を示した資料があります。私ここに私のところに告知システムからメールが届いていました。それをちょっと重ね合わせたりさせていただきましたが、今回14日7時51分に大雨への対策についてというメールが流れてきました。そして8時59分大雨警報発令、その後河川や大雨への警戒のメールは送られてきましたが、12時30分中の橋避難指示発令、13時辰野町災害防災対策本部設置のメールは届いてい

ません。送られていません。そして15日の1番初めのメールが7時42分大雨警報発令中のメールです。町内ではすでに午前5時には樋口・下田地域の避難指示が発令されています。そしてその後午前6時下雨沢新田に避難指示、8時15分唐木沢避難指示が発令されています。告知システムのメールには流されていませんでした。昨日の一般質問での町のホームページへのアクセスができなくなった問題、これは告知システムで7時55分にやはりシステムがアクセスできないというメールが届きました。そして災害に関する情報は今後防災行政無線、ほたるネット、メールで配信しますというふうに告知システムを利用したメールが流れてきました。情報入手手段としての告知システムのメール配信は機能していたわけです。しかし災害対策本部が設置されたことも避難指示が出されたことも全く流されませんでした。そこで質問です。なぜ告知システムでの情報配信を行わなかったのかお聞かせください。

○総務課長

お答えしたいと思います。今回議員ご指摘のとおり、すべての避難情報また災害情報について、告知をしていたわけではございません。特に初動段階につきましては避難所等が限定をされていたこともありましたので、そこに限って告知をさせていただいた部分もございました。またほたるネットの方で連動していろいろな情報が流れなかった件でございますけれども、これについては実はほたるネットの仕組みについては、インターネットとの兼ね合いもございましたので、そういったことで時差があったかと思います。そうした中で町長からも指示がございまして、全町的に途中から情報の方を告知をさせていただくということで方針を切り替えましたので、その点については反省点かなと思っております。以上です。

○瀬戸(4番)

はい。本当に途中から切り替わった様子がメールの中でも分かるんですけども、本当に15日の日の1時42分これ樋口・下田地域の避難指示の解除、これはねメールできてるんです。避難指示が出たってことはないんだけど解除がきてるっていう、とっても不思議なねこういう流れになってるんですけども、そういうところでもいろいろ変わってきたのかなと思うんですが、今後ね、去年の7月のやはり大雨災害のときもそうでした。情報がやはり一部地域にしか流れず、やはり町内でもね自分の兄弟ですとか親戚ですとかやはり大勢いるわけです。そういう方たちへのこう今どうしているんだろうとかいう、そういう声がねやはり心配の声があって、地域によって必要な

いってという言い方をされてないんですけども、必要な地域にだけ情報を流したということなんですけども、その情報が必要なのかどうかを判断するのは私は町民だと思ってます。なので町の中の情報をほかのいろんなねNHKですとか、ほかの県ですとかの情報を頼りにしながら、特にテレビですよ皆さんテレビ見てました。テレビからテレビのテロップを見て本当に知ったというようなことが、また起きてしまったと思うんですけども、全協でもその話は要望としてどういうふうこれからねしていくのかってということも、ちょっとお話をさせていただいたんですが、これから先も同じようにこう地域限定のような形でやっていくのかどうなのかお聞かせいただければと思います。

#### ○総務課長

お答えをしたいと思います。基本的には今回の災害におきまして、町長から方針としましては全町的ということでしたので、そういった形で告知をさせていただきたいと思います。議員の今のお話を聞いてみますと非常に課題が多いかなと思っておりました。実はですねこういった情報については防災無線のみならず様々な形で情報発信をしております。実はテレビで避難情報等を確認されたということなんですけども、これは町から発信をしております。Lアラートという仕組みがございまして自治体等が出した災害関連情報等を放送局等で流していただけるという仕組みであります。町としましても様々な形で情報発信をさせていただく必要があるんだろうなと思います。それぞれの入手方法違いますので、そういった努力を重ねてまいりたいと思います。

#### ○瀬戸(4番)

はい。やはり一番は全町的なことを全町民に知らせていただきたい、知らせるべきだと思いますので、その部分についてはねぜひお願いしたいです。要望としてこれから先もやっていただきたいと思います。そんな中でこの情報なんですけれども、やはりこの横川の水域の方そして小野川水域の皆さんからお声聞いているんですけども、やはり雨の降る量がほかの地域、町内の中でも全然違うということで、小野のね横川ダムには雨量計が設置されています。それは県の方に瞬時にこう報告はされていると思うんですけども、以前聞いたときは町の方には報告はないっていうようなことを前聞いたんですが、今はされているのではないかと私はちょっとすいません、その所まだ聞いていないのであるんですけども、そういう情報ですとかあところ小野地域に1箇所ね雨量計を設置してもらって、雨の降り方、量によってやはりこの小野川の氾

瀬ですとか越水ですとかが起こる前に、やはりその地域の役員皆さんなんかはねこう心づもりを作って、そして避難所設置に向けての準備を進められるんじゃないか、やはりこう何か起きそうな本当の手前でこう避難所設置を町の方から言われたりとかいうことで、やはりバタバタしてしまって本当にもう大変なんだよっていう話を聞いてます。ぜひとも小野地域でね1箇所雨量計を設置してもらって、小野川タイムラインですね、ぜひそういうもの防災行動計画の作成をね、今後していただければという要望をして次の質問に移りたいと思います。次は地域の公民館、学校など避難所への全町民の避難はありえないことは、誰でもが町民皆さん理解しているところだと思います。だからこそマイタイムラインそれを作成して、水害の場合、地震の場合どこに避難をすればよいのか、各自で平常時から決めておく必要があるとされています。町もそれを進めて今年の広報の8月号にも一緒にファイルに入ってきておりました。ある地域では障がい者用に設計されている住宅で耐震もしっかりしている個人住宅を地域住民の避難所として使わせてもらえるように、ご近所さんにも知らせているとお聞きしています。そこで質問です。個人住宅が近隣住民の避難場所として想定されている場合の、区などへの情報の周知と食料など物資の支援について町の考えをお聞かせください。

○総務課長

お答えいたします。マイタイムラインであらかじめ近隣の個人住宅への避難を想定されていることを、区など地域の皆さんまた行政との間で共有していただく手段としましては、支え合いマップの定期的な見直しが有効だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。特にこの支え合いマップは成果品はもちろんのこと、作成・見直しの過程でみんなで話し合っていくこと、いざというとき実状にあった避難行動やその支援に、つながっていくというような形のものが最大の利点だと考えております。それから物資の関係です。災害時に町から各戸へ備蓄品、物資をお届けすることは現実的には非常に難しいです。避難が相当長期にわたる場合は町としましても、社協などと体制を整えて配布させていただくことを検討すべきだとは思いますが、基本的には日頃から各戸や個人さらに各地域で避難所に指定されている集会施設等に、一定の備蓄品を用意していただく対応をぜひお願いをしたいと思います。また先ほどのご質問の続きの中でこまめな気象情報ですとか土砂災害の警戒情報告知というお話がございました。ここは非常に難しいです。実際に災害が起きるかどうかの判断って非常に

難しいですので、ぜひ県の防災情報ステーションもございます。これは1キロごと5キロごとという中で、気象の状況ですとか土砂災害の危険度が出ておりますので、そういうものを日頃から確認をしていただいで、いざというときに自己ですべて判断しろというわけではないんですが、情報を集めていただくということもぜひお願いをしてまいりたいと思います。以上です。

○瀬戸（4番）

はい。本当にこの避難所と親戚の家が近くにあって高台にあるから、水害の場合はその家に避難しようということで、まずはね1日、2日くらいのこう食料とかは皆さん用意している事だろうと想定して私も質問させてもらってるんですけども、やはりそういう準備は必要だと思いますが、やはりそうはいつでも何食も持っていくわけにはいかないのですね、ぜひ今もね課長の方から答弁いただきましたが、支え合いマップ、本当にこれ重要になってくると思います。地域の皆さんの情報、公にはできないとしてもその地域のなかではわかっているこの支え合いマップ、ここにやはり個人住宅を避難所として設置した場合は、ぜひね区の方ともねその時本当に避難した避難状況、もう避難する状況になったときは町からの避難物資はもう本当に長期にならない限りは難しいと思いますので、そういう場合に区の方とね、区の方からもらえるようなそういうルートを作っとくということも大切なのかなあと思って、今課長の方の答弁からもお聞きしましたが、ただやはりそういう場合もあるということ、町側もね知っていただきたいということも大事な、知っている必要があるかなと思いますので、ぜひねそういう場合でも、今も区の方にも支援物資のね町の方から平常時の支援はあると思います。そういう時にこう区の方へもそういうことをぜひ伝えていただければと思います。そうですねこのじゃあ次の質問に移りたいと思いますが、8月の大雨では避難所開設が5地区、自主避難所開設が4地区あったと私たち議員の方にも報告されています。そこで質問ですが指定避難所となっている地域の公民館などは、避難行動要支援者、災害時の要援護者ですねなどが利用できるバリアフリー化されているのか、町として情報は把握しているのかお聞かせください。

○総務課長

お答えいたします。町では平成25年度に避難所の調査を行っております。トイレや炊事場などの設備、どの程度避難の方を受け入れ可能なのかデータにしまして、各区にもご提供し共有をしているところであります。実際の状況であります、国の介

護保険事業等の採択を受け、近年整備をされました集会施設につきましては、それぞれバリアフリー化を意識して整備しておりますので進んでいるかと思えますけれども、議員ご指摘のとおりすべての施設でバリアフリー化されているわけではございません。実際に改修となりますと地元にも負担をしていただくことがあります。今回新型コロナウイルスの関係で合わせてトイレ等整備していただいたところもございませけれども、そういった中で避難所としての目的もご理解いただく中で地域のご協力をいただき、また町としても有利な事業がありましたらご案内をしながら、徐々に改善を進めてまいりたいと思います。以上です。

○瀬戸（４番）

はい。本当に今回コロナ禍の中でエアコン設置ですね、赤羽区も設置をしました、今年度。今回赤羽区は自主避難所という形で7名の方が避難されていたんですけども、涼しかったってのもあるんですけども、やはりエアコンがあることでこうムシムシしなくて本当に快適、快適っていう言い方は変なんですけれども、この夏場お盆の時に本当に助かったという声はいただいています。なので本当にねこのバリアフリー化やエアコンだけではなくてやはりトイレが一番ねこのやはり避難されてきた方、特にトイレって男性用、女性用しかなくて多目的トイレってなかなかないんですよ。数年前です。ある集会所で私たち議員、福祉教育常任委員だった頃なんですけどバリアフリーで車いすでも利用できるトイレを作ったということで、そこへ議員で決算の審査に伺いました。その時に議員ある一人に車いすに乗ってもらって、本当に入れるんかねってやったらとんでもない、もう入ったはいいけどもトイレの戸は閉められないし立てないし、これは一体どういうことなんだろうっていうようなね経験を私たち議員もしています。本当に設計段階で何かあったのかなあと思ってるんですけど、やはりそういう近年作られたものでもそういうものが機能しないものもある、やはりねちゃんと調べていただいて、やはり今回ほかの地域で避難された方の中でトイレの問題があって、車の中で避難していたっていうことも私お聞きしています。やはりトイレっていうのはねすごくやはり人として大切な部分だと思いますので、ぜひこの部分ねいろんな支援、区の方でお金を出さなければならないと思います。大きい区小さい区あると思います。宮木区なんかはたくさん集会所持っています。その中でこうどうやっていくのかっていうところもあるとは思いますが、できるだけ町の方も支援していただいてそういう整備が進んでいくようにぜひ要望したいと思います。次にこの大雨災害で住宅が

被害にあった方から私の方へ、仮住まいを町が早急に手配してくれたこと、御礼の電話が来ました。そこで質問です。現在災害時に提供できる町営住宅など、どのくらいあるのかお答えください。

○総務課長

お答えしたいと思います。被災者の方が一時仮住まいをされる住宅につきましては、町としましては町営住宅などの公営住宅の空き物件、またそれに限らず教員住宅など各課で用意ができる町が管理する施設の中から、なるべく早期に入居いただけるような場所を準備してるようにしております。そういった対応をしておりますので、空いている物件といった形ですから数字や件数は時々変わってまいります。また町でということでもありますけれども、大規模災害などでもし入居できない世帯がたくさん生じた場合につきましては、他県の例等をみますと仮設住宅って考え方もあるんですが、場合によっては民間の賃貸住宅を借り上げるというような、検討もしていかなくてはいけないかなと思います。今回の災害の中の例なんですけれども、ご本人の方のご希望もありまして、一時滞在型の農園施設の移住体験用の施設が空きがございましたので、そちらの入居も含めて調整しましたが、最終的にはご本人の希望もございましたので、空き家バンクに登録されている物件の方をご紹介した例もございますので、実数としては常に変動してまいりますけれども、町が持つてる情報を活用しながら柔軟に対応してまいりたいと思います。以上です。

○瀬戸（4番）

はい。町営住宅ですとか医師住宅、教員住宅、たくさん町がね公営としてやっているというものがあると思うんですが、やはりそんなに多くは空けておくわけにはいかないと思います。そんな中でやはりこう多くではなくても、すぐにね入居ができるように掃除をしておくとか、そういうことはぜひねやっておいていただきたいと思います。それはやっぱり平常時に管理徹底をしていただいて、必要になったときに少なからず使うことができるような体制をとっておいていただけるように要望して、次の質問に移りたいと思います。8月15日の朝5時過ぎ老人福祉センターとボランティアセンターは閉まっていた。町民の方からその当時のお話をお聞きしました。福祉避難所となっているはずの老人福祉センターにも職員はいない、どうしての声。災害ボランティアセンターが設置されたのは、議員への災害状況報告での設置要望が出された次の日の8月18日でした。災害ボランティアセンター設置と避難所としての利用

を考えて今回はコロナワクチン接種会場となったぬくもりの里を総合防災拠点施設としてはどうかという提案の要望の質問です。武居町長の4年前の公約でもありますが、その中で辰野町の現在抱えている大きな問題の5項目というものの一つに、ぬくもりの里1階利用スペース活用の問題というものがあります。私も今まで議会で2回一般質問において、利用方法の提案要望をしながら質問を行ってまいりました。今回の大雨災害を経験して防災に関する学習や訓練、物資の備蓄等を兼ね備えた総合防災拠点施設としても使えるのではないかというように考えるようになりました。そこで質問です。このぬくもりの里、総合防災拠点施設などに利用する考えはあるかお聞かせください。

○町 長

はい。防災拠点となります防災センターの設置は検討したいと考えておりますが、具体的な内容はまだ白紙の状態でございます。提案いただきましたぬくもりの里を活用とした場合、メリットとしては耐震性のある建物であること、ネットワーク環境も整っておりまして浴室や炊事場等もあり現在先ほどもお話ございましたが、ワクチン接種会場としてもあるいは各種の検診会場にも利用されておりまして、医療関係の拠点としても活用できる点が挙げられます。ただし一方で浸水想定区域内であることと、防災拠点施設として利用するためには非常電源装置あるいは防災無線等の設備、あるいは備蓄品・資機材等の収納場所を新たに設ける必要があります。更に他の応援機関の待機場所が少ない等、他市町村が近年整備している施設と比べますと、少し広さが足りないようにも感じられます。いずれにしても先ほど瀬戸議員おっしゃいましたが、4年前も私もぬくもりの里の活用については掲げましたが、いろいろな事情等もございましてですね、ちょっと進んでないのが現実でございますが、第一候補として考えてまいる所存でございます。よろしく申し上げます。

○瀬 戸 (4 番)

はい。本当にこのぬくもりの里、町長が就任してから平成30年3月からですね、もう3年半たちます。これ空いたまま、今回はワクチン接種でね利用できたということで、これは良かったというふうに思うんですけども、やはり防災施設というこの拠点施設というのもそうなんですけど、これケアマネージャーさんたちのね職能団体の災害対応研修というのものもあるそうです。そういうところにやはり防災拠点施設というところを使っての学習、そういうものもできるということで本当に福祉と防災が一

緒に連携して図れる場所なのかなと思います。ただやはり水浸想定区域ということで本当にその部分がねちょっとネックにはなるんですけども、ぬくもりの里防災拠点施設としての利用でなくても何かね、やはりこうあんまり開けとくというのはどうなんでしょうかっていう町民の皆さんの声たくさんあります。ぜひ早急にねこの利用方法考えていただいて利用できるよというように要望したいと思います。次の質問に移りたいと思います。町営住宅申し込み時の提出書類には住民票、所得証明書、完納証明書、納税証明書が必要とされています。辰野町民が町営住宅へ入居したい場合は、役場からお金を払い町長印のある証明書を購入し、町長へ提出するという仕組みになっています。辰野町町長の町長印のあるものを辰野町長へお金をかけて提出する、おかしな話です。調べてみました。町内でもリフォーム補助金申請には納税証明ではなく、納税の調査を町に委託する承諾書があります。また辰野町定住促進奨励金の申請には、納税状況を調査することに同意する承諾書の提出があれば納税証明は必要ないことになっています。現在は役場庁舎内などの部署でも所得や課税状況を検索できるシステムが導入されているはずですが、町営住宅も補助金や支援を必要とするからこそこの申請であって、少しでもお金をかけない優しい申請方法を考えるべきではないかと私は考えます。この例をあげさせていただきますが、北海道十勝郡浦幌町というところがあります。ここは本当に住民票ですとか生活保護台帳、収入状況、納税状況、町民税課税台帳の確認に同意する同意書を提出すれば、それが証明になって入居申請へのお金をかけたものはいらないというようになってます。ここは特別です。本当に特別ですが、ぜひねこの町営住宅に入居する町民に町長印のあるものを、お金を払ってこう求めさせるっていうようなことがあっていいのだろうかというふうに私は思います。そこで質問させていただきます。調査確認への同意書などを提出することでこの納税証などの購入が必要ないような手続きに変更することは可能なのか、そして町の考えをお聞かせください。

#### ○建設水道課長

今、議員がおっしゃりましたとおり違うものに関しては、同意書を求めてやっている事例があります。同じ建設水道課内でも同じことをやっておりますので、今後のことにつきましてですけども、調査し対応できるような方法で考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○瀬戸（4番）

はい。ぜひすべてのねこう申請する書類の中に、本当に同意書があれば済むものつていうものを調べていただいて、ここの部分お金をかけなくても申請できるように、本当に町民の皆さんに優しい町政、ぜひお願いしたい要望して次の質問に移りたいと思います。町営住宅の入居を希望しても保証人が二人以上必要になるということで、保証人を頼める人がいないなどの声をお聞きしています。住まいのセーフティーネットの最後の砦と言われる公営住宅入居、保証人確保が壁になっていると国も認めています。2018年3月には国土交通省が、公営住宅入居に関する保証人確保を前提とする方針を転換し、保証人確保を条件から外すような通知を出しています。しかし今年4月の改正民法が施行されて保証人が負う上限額の設定が義務付けられ、負う金額があらかじめ具体的に示されることで返って保証人になることを避ける動きも考えられ、今後一層保証人の確保が難しくなると言われています。今年4月時点では全国の自治体で23%の自治体が保証人を不要とするように変わってきております。そこで質問です。町営住宅の入居条件から保証人規定を廃止する考えがあるかお聞かせください。

○建設水道課長

議員のおっしゃるとおりですね、公営住宅の入居に関して保証人の条件につきまして、特段の配慮をするようにという指示もきて対応しているような状況でございます。ただ保証人につきましてはご本人の緊急事態への対応が主な目的としてお願いしております。保証人を免除する場合にしてでも、入居者に支障が生じない方法をちょっと今後考えていかなきゃいけないという状況は理解をしております。他市町村の例を参考にしましたところ、長野県上伊那の近隣市町村については、まだ保証人の条件を不要とする自治体はみられておりません。ただ伊那の管内につきましては、県の社協のあんしん創造ねっととか、こちらの方を含めて保証人の対応をしているところがございますので、今後辰野町もそういうことを勉強しながら対応していきたいと思っております。以上です。

○瀬戸(4番)

はい。今勉強しながらということ長野県の社協のあんしんねっとですね、これも一部の方たちだけです、これを受けられるのはね。それもお金を払ってその保証を買うという形になっているので、本当に生活に大変な方たちに対してみればこのネットを使うことさえもこうハードルになっているっていうのが事実です。本当にこの保証人の役目が滞納家賃の回収だけではなくて、今課長も答弁されました緊急事態の対応

ですとか見守り、特に高齢者の方ですね見守りが必要だということで保証人を残しているという市町村もかなりあるということはお聞きしています。けれどこの本当に見守りの部分ですね、これはもうずっとずっといろんな方が質問しています。地域包括システムの中で解決すべきものであって、この保証人の中で解決する問題ではないと私は考えます。ぜひともこれから調査・研究していただきながらこの保証人規定の廃止、ぜひ要望して質問を次に移りたいと思います。次は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々な支援がこの当町でもされてきています。私は1点全町民への平等な支援としての全町民に対しての生活応援商品券の配布を要望し質問していきます。昨日も辰野町プレミアム付商品券ですね、発行するという今後発行するという答弁もありました。そんな中で昨年実施されたプレミアム商品券、確かに購入者や登録事業者からは、本当にありがたかったという声を私もたくさんお聞きしています。けれどその反面、低所得者の方や高齢者、こう申し込み方が分からなかったという高齢者からなどは、購入できた人だけを得する利用してもらった事業者だけが得をする、これは不公平な事業ではないかという声をお聞きしています。きっと町へもそういう声は届いていると思います。覚えているでしょうか。令和元年度消費税が10%になり低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するために、プレミアム付商品券を発行・販売しました。購入対象者の27%辰野町は27%の購入にとどまって、町もその原因を低所得者の方は4,000円でも購入が難しい方がいたと考えられると常任委員会で答弁され、私たち議会も今後低所得者や高齢者への支援としての、商品券事業を行う場合は配布をすべきだという要望を出しました。昨年販売したプレミアム商品券も1セット1万円、2万セット販売で上限10セット10万円まで購入できる形になりました。今回も1セット1万円です。そしてこのプレミアム商品券、町内の全事業者が潤ったわけではなく、やはり偏ったことは事実だと考えます。コロナ禍のプレミアム商品券は町内の企業、事業者を応援するもの本当に応援です。苦しい本当に事業者の皆さん本当に救う方法はやはり国による直接支援だと実感しています。ぜひとも町としても国に対して直接支援を要望していただきたいと思います。質問に戻りますが上伊那郡内では中川村、南箕輪村で生活応援商品券として全町民へ配布が行われました。これは行政らしい平等な事業だということで評価の声をお聞きしています。私はコロナ禍の生活支援として一部の町民だけが得をするのではなく、申請方法が分からなかった高齢者や低所得者やコロナ禍で収入が減少してしまった方々への支援を行うことも

できる、町民に対して平等な支援をすることがコロナ禍の支援の大前提だと考えます。そこで質問です。全町民に対して商品券の配布の考えについて、町長の考えをお聞かせください。

○総務課長

お答えいたします。収束の兆しが見えない新型コロナウイルスの影響を受けまして、議員ご指摘のとおり地域経済が疲弊しております。そうした中で先日商工会等からプレミアム付商品券事業の強い実施要望をいただきました。町民の生活支援の観点では、商品券の配布も有効な手段だと思いますけれども、付加価値が付くプレミアム付商品券の方が消費喚起を促すこととなりますので、経済対策と生活支援の両面での効果が期待できます。こうした事情から今回は県の経済対策の交付金と地方創生臨時交付金の財源を集めて、昨年度実施して大変好評でありましたので、プレミアム付商品券とほたるマイカードのポイント還元事業を組み合わせた形で、集中して取り組ませていただくことといたしました。そうした事情がございますので、議員ご提案の全町民に対する商品券の配布事業は今回は実施する考えはありません。以上です。

○瀬戸（4番）

はい。今回はするつもりはないという答弁いただきました。これから先コロナ禍がどんな形になっていくのかわかりません。本当にその部分についてもなんですが、生活支援どんな方への生活支援なのかって考えた時に、やはりね購入できた方の生活支援ということですかね。やはりこの部分についてですね、プレミアム付商品券がいけないとは私思っておりません。それとは別にやはりねそういう困窮している方、そして仕事なくなった方や高齢者の方に対しての、やはりそういう支援も私は大事だと思います。自治体によっては両方を一緒に組み合わせたり、期間を分けたりしてその支援の仕方の金額はとても少ないです。やはり全町民を対象にするということは、それだけの金額やはり必要になります。少ない金額の中でもそれでも助かったという声、それは実際に確かに中川村でも南箕輪村でもあったということは事実です。ぜひ生活支援としてのね商品券、今後ぜひまだまだこれが続くようでしたらね考えていただきたい、ここが一番基本だと思います。やはり業者への支援は本当に私事にもなっていますが、実質本当に減収への補填です。もうそれしかありません。ぜひともね町長からも何か機会があるたびに、ぜひとも国へもそういうものを要望していただきたいと思います。次は6月議会において私が川島

小学校統廃合に関する、川島小学校児童への説明及び意見を聞く機会を、持つべきだという要望・質問をさしていただきました。今回この部分でも質問があるかなと思っていたんですが、ちょっと今まで聞いた中でこの小学校の児童への説明を行ったのか、それとも行ってないのならばこれからいつ行うのかという答弁がなかったと思うので、ぜひその部分についてお聞かせいただければと思います。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。6月の定例議会後、6月28日に川島小学校にね子どもを通わせている保護者7世帯、9名と懇談会をもったってことはもうご承知だろうと思います。様々な意見が出されて率直な意見交換ができて、私だけじゃあなく保護者の皆さんも大変良かったところ言っておりました。通う子どもたちの意見は聞いたのかということでございますけど、直接子どもたちと面と向かって聞く機会は持っておりませんでした。保護者からいただいたそのメッセージだとか録音された声は聞かせていただきました。今後は先ほども話させていただきましたけど、この9月の議会が終了後予定をさせていただきたいと思います。保護者との懇談会でございますけれど、子どもとの懇談するのは特に考えておりません。

○瀬戸(4番)

はい。本当に私直接聞いていただけるものだと思って、前回議会で質問したときにね。子どもの意見は聞くのは当たり前ということを教育長の方から答弁いただいています。それがメッセージだったりビデオメッセージだったり文章だったり、それだけで本当にいいんでしょうか。私本当に子どもの率直な意見それをぜひ聞いてね、そしてから保護者の方の意見もそうです。様々な方の特に今回私質問は子どもの声をしっかり聞いて、そしてそれも含めてこれから町としてこの川島小学校統廃合、どんな方向でいくのかそれ方針を出すべきだと私は考えます。子どもはこのあとの質問にもなります。子どもの権利について、本当にね子どもは参加する権利もあるんです。意見を表す権利もあるんです。表現の自由、本当に子どもだからといってそこが制限されてはならない。私はぜひとも町、教育委員会、教育長、町長、全職員の皆さん、ぜひねこの部分尊重していただきたいと要望したいと思います。今教育長の方から直接聞くつもりはないというふうに答弁いただいたと思うんですけども、これぜひね直接聞いてほしいんです。そこについてもう一度質問させていただきます。そういう要望はあります、強い要望があります。子どもの意見を聞いてもらいたいということについて

の教育長、町長でもいいです、答弁いただければと思います。

○教育長

はい。子どものね川島小学校を残していただきたいという思いは私もよくわかります。できれば残したいと。だけれどそこに学ぶ子どもの将来まで見据えた時に、果たしてその子どもの気持ちだけでね判断してくってことがいいかどうかということ、そこで子どもの第一義的な責任者である保護者の意見を聞いていくとふうに考えております。子どもたちもね川島は楽しいからとかみんな仲がいいからとかね、そういうような話をしているわけですが、それだけでは学校の果たす役割っていうのはじゃないわけですのでね、子どもの学びってこともありますのでね、保護者との懇談を考えていきたいと思っております。

○瀬戸(4番)

はい。子どもと児童と話す機会を作るつもりはないということで、2回質問させていただいたんですけども、町側はそういう思いでいるということですね。この次の質問にもなります。子どもの権利についての質問です。本当に今このSDGsについての一般質問は、この場でも数多く行われる中で、この子どもの権利条約っていうものが1989年に国連で発行されて、1994年には日本が批准してます。日本中でも現在多くの多くとってはいけません、市町村自治体でこの権利条約を作ろうということでゆっくりですがその権利に関する基本条例を作ろうということで研究や検討が進められています。この川島小学校統廃合問題やコロナ禍での子どもたちの生活から見えてきた、聞こえてきた。子どもの意見はこれから先の事に対して責任が持てないから聞く必要はないとか、大人のいうことを聞いていけばいいとか、障がいや国籍、性別や疾病などに対する心無い大人の言葉、虐待や貧困、子どもの権利を守り子どもも社会の一員として尊重される社会環境が、この辰野町にはないのかしらとつくづくこのところ考えます。そしてこの社会環境を整えていくことで、子どもに優しい町は誰にでも優しい町になる。辰野町がより良い町となると私は考えます。そこで質問です。子どもの権利に関する条例制定についての考えをお聞かせください。

○こども課長

はい。子どもの権利に関する条例についてでございますけれども、議員ご紹介いただいたように制定している先進事例を見ますと、この条例は日本国憲法や子ども条約が保障する子どもの権利を、より具体的にわかりやすく定めるとともに、その市町村

の実情に合った独自の取り組みについて定めております。辰野町におきましても、町全体で子どもの権利を守っていくためには、子どもの権利という概念を一般にも理解してもらい、広く知ってもらうことが大変大切であると考えておりますが、現段階では条例化、明文化といったことについては検討を行っていないところでございます。ただし子どもの権利条約等に掲げられた子どもの意見の尊重等につきましては、当然尊重すべきものと考えておりますけれども、改めてすべての子どもが安全に安心して暮らす町づくりを実現するためには、町の行政機関だけでなく保護者や住民、学校関係者、事業者など地域全体で子どもの育ちを支えていくといった環境を整備していくこと、これは大変重要なことであると考えているところでございます。以上です。

○瀬戸（4番）

はい。今のところ現段階では検討を行っていないということで、しないということでしたが、ぜひね今先の答弁でもありました、子どもたちの直接の声聞くことは考えていない。私本当にちょっとがっかりです。子どもたちのこの子どもの権利条約、4つの原則あります。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。本当に人として子どもたち、子どもということをつくってしまうとあれかもしれません、人としての権利も子どもたちにもあると思います。今当町でもこの部分について真剣に考える時がきていると思います。辰野の大人そして当事者が権利に対する意識を高く持つように、そしてこの研究調査を始めて子どもの権利に関する条例制定に向けて、未来の町づくりへの大きな財産となる条例になると思いますので、ぜひ調査研究は続けていっていただきたいと要望して、質問を終わりにさせていただきます。

○議長

ただ今より、暫時休憩といたします。再開時間は11時55分、55分といたしますので時間までにご集合ください。

休憩開始 11時 42分

再開時間 11時 55分

○議長

再開いたします。質問順位10番、議席11番、向山 光議員。

【質問順位10番 議席11番 向山 光 議員】

○向山（11番）

通告に従って質問いたします。まず湖周行政事務組合による板沢地区への最終処分

場建設計画についてです。この問題が明らかになって5年目に入ろうとしています。この秋にはボウリング調査、地下水の流動調査等の結果が明らかになります。この間1年以上、建設阻止期成同盟会もこの調査の推移を見守るという形で、町を通じて三者会の状況に関する報告を受けることが活動の中心でした。これからは調査の結果がどのように明らかにされるのか、そして湖周行政事務組合がその調査結果をふまえてどのような方向を出してくるのか、きわめて重要な局面を迎えることとなります。5年目を迎えます。そこで私たちも建設反対の原点を確認し、これに従って対応していくことが重要であると考えます。そこでお聞きします。辰野町、町長が板沢地区への建設に反対しているその理由、根拠についてお聞きします。

○町 長

この問題も5年目に入りました。長い時間を費やしてまいりましたが、いよいよ板沢地区で行われた現地調査の結果報告書がまとまることとなりました。平成28年10月の建設計画の発表以来、建設反対期成同盟会と一枚岩で計画の白紙撤回を勝ち取る活動を進めてまいりました。さて議員ご質問の反対の理由・根拠でございますが、町にとって譲れない点は最終処分場の建設場所であり、板沢地区の予定地にあります。町は町民の暮らしの安心と安全を将来にわたり守っていく使命がございます。下流域で暮らす辰野町民が、悪影響を及ぼす恐れがあると不安に感じている施設の建設計画を進めることについて、反対するものであります。以上です。

○向 山 (11 番)

何回も繰り返し質問をしてきたことでございますけども、かなり明確に整理をして答弁いただいたものというふうに思います。さて先般の前線停滞による大雨では町内各地で大きな被害が発生しています。すでに多くの議員から述べられておりますけれども、亡くなられた方、被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、地域の役員、住民あげて復旧にあたりるとともに、多くの人々が災害ボランティアとして活動されたことに感謝と敬意を表したいと思っております。辰野町では近隣の大きな災害といえば15年前の平成18年の豪雨災害です。その時と同じようなところで、同じような災害が発生していると多くの方が指摘しており、2度までは許されても3度目はダメだという方もおられます。事実、18年災害後に大きな対策がされた小野中村や小野下雨沢、沢底などでは今回、前回ほどの大きな被害にはなりませんでした。優先順位をつけながらも早急な対策が求められるところであります。18年の時に下辰野公民

館で信州大学の名誉教授、森林土木の中村秋司先生がされた話が記憶に残っています。

「伊那谷、上伊那では南部の特に田切地形での山林崩壊、河川氾濫が続いてきたが、ほぼそこでは削られるべきところは削られてきている。これからは伊那谷北部の辰野町等で、まだ削られていない地表に表層土がたまっている山が崩れることが多くなる」というような内容であったと思います。今回期成同盟会の林会長から、18年の岡谷市港地区の災害について、様々な資料をいただきました。今の北沢先生の論文をはじめ信州大学理学部、国土地理院、天竜川上流河川事務所など様々な論文、報告などにおいて、塩嶺累層が関与していることが指摘されています。今回、川岸で辰野町平出の方が犠牲になりました。その土石流の原因について国土交通省の専門家が行った調査では、塩嶺累層と呼ばれる火山堆積物の部分で崩壊が起きていると、これはたつの新聞岡谷市ニュースであります。長野日報統合版等でも同様の記事になっています。18年での指摘と全く同じであります。そして小野から竜東に至る辰野町の北部、東部の山、更に諏訪地方の山地は塩嶺累層の上に成り立っています。そこで今回の災害と塩嶺累層との関係、特に最終処分場の予定地についてどのように考えているかお聞きします。

○町 長

今回の豪雨災害に関しまして、本当に平成18年災害と重ねてみると共通点が多いのに驚かされます。同じ岡谷市川岸地区で起きた土石流は、辰野町平出地区でも同様に被害が出ました。どちらも中央自動車道が防波堤となって高速道路東側の土砂崩落を一時的に食い止め、下流の集落への直撃を防いでいますが、上流から下流域へ流れ出た共通の被害でありました。平成18年当時から長野県下の地質学者、特にこの諏訪湖周辺の専門の先生から、塩嶺累層の上に堆積した土が予想を超えた降雨に耐えきれない所から流れ出た、局地的災害と考えるべきとの見解を多く目にしてまいりました。おりしもこの9月2日朝刊の朝日新聞に掲載されました、きっかけは小規模地滑りの記事に、信州大学地域防災減災センターの地質学を専門とする大塚勉特任教授が、今回の発生の土石流災害のメカニズムを細かく解析しておりまして、塩嶺累層との因果関係がある災害という内容が書かれています。今回指摘された塩嶺累層における災害の危険性については、強い関心をもって今後注目していきたいと考えているところでもあります。

○向 山 (11番)

今も町長からも朝日新聞の記事を引用されておりますけれども、塩嶺累層についてはもう異論のない定説というふうに考えていいというふうに思います。これから明らかにされるボウリング調査・電気探査・地下水流動調査等の結果も、科学的なデータとして尊重すべきものと考えますが、しかしその科学的データをどのように取るのか、発注時の発注者の意思が反映されているものでありますし、その分析結果も発注者の意思が反映されたものになります。いわば山の頂は一つでもどちらから登るかによって、見える景色や頂にたどり着くまでの苦労も異なってきます。例えば今回の調査でも、最終処分場予定地のボウリングは僅か25メートルまでしか行われていませんし、全体の調査が明らかになる前から担当者から最適地だという声が出ているわけです。科学的分析には第三者の関与が非常に重要であると考えます。長野県も三者会に入っただけで助言をしていただいているところでもあります。このことはきちりとやっていただかなければなりません。それだけでなく今、町長からもありました大塚先生ほか、さまざまな学部、先生が信州大学の中におられるわけでありまして、信州大学のそれぞれの分野の先生にも協力をしていただくことが重要である、湖周組合においてもそうあるべきだと考えますがいかがでしょうか。

○住民税務課長

向山議員の質問にお答えします。今後調査結果の報告が提出されることとなります。現地調査の実施に同意するまでの約束に調査内容の共有化、包み隠さず基礎データの内容を共有するとした重要な約束がなされています。議員指摘の科学的なデータであっても発注者の意志が反映された報告書にならないかとの指摘には、当然報告書の科学的総合的に第三者の評価を盛り込む要望を湖周行政組合に伝えてあります。湖周行政組合も当方の意向に沿って、信大の先生をはじめとする学識経験者の意見をお聞きいただくことになっています。町も期成同盟会と公表される基礎データを公平な立場の専門家に鑑定いただく準備をしています。そこには地質学の専門、生物環境学の専門の方をお願いするつもりであります。また三者会に出席いただいている長野県環境部の専門官等の意見も伺う予定であります。以上です。

○向山（11番）

私の指摘ですね、科学的データについて客観的な評価が必要だということ、以前から申し上げてきましたが、そういう対応がされていることでということ安心をしてくださる所でございます。今年の秋には調査の結果が明らかにされます。そのあとどのよ

うに進んでいくというふうに想定しているのか、湖周行政事務組合の最終判断に向けて町としてどのように対応していくのかについてお聞きします。

○住民税務課長

向山議員の質問にお答えします。湖周行政事務組合からはこの秋に、調査結果の報告があります。この調査結果が建設反対期成同盟会や辰野町にとって良い内容となり、計画立案の湖周行政事務組合の考えを変化させる内容となることを信じています。辰野町はこれからも建設反対の立場を鮮明に、期成同盟会と意思を一つに白紙撤回の道とともに進んでまいりたいと考えております。以上です。

○向 山 (11 番)

6月の一般質問で申し上げましたが、諏訪市の前渡辺副市長が退任のあいさつ、同盟会へ来られた時に「隣同士で、行政も住民も対立するような不幸な事態は避けなければならない」と言い残されました。そのとおりであり、この調査結果が出るタイミングをふまえて白紙撤回されることを強く願っています。そもそも山の最上流部に土地を切り盛りして最終処分場を造るなど、今どき考えられないことだと思います。クローズド型といえども同じことでもあります。そこの狭い土地からいけば切り盛りをせざるを得ないわけで、この切り盛りによる災害については熱海でも最近大きな事故がありました。このタイミングで解決できなければ問題は長期化し、泥沼に入っていく恐れがあります。4年前最初の説明会で示された住民の大きな怒りの声、それを目の当たりにした担当者が諏訪市側からも事務組合側からもいなくなってしまう。かつて警察まで介入しなければならなくなったという不幸な事態まで至らないよう、今この時こそ辰野町の行政のトップがきちんと諏訪市、あるいは湖周行政事務組合へ申し入れていくということが重要であると考えます。町長に所見をお聞きします。

○町 長

はい。隣接する自治体と対立するようなことはしたくはございませんが、辰野町にとって大切なものを守る考えはしっかりと伝え、建設阻止期成同盟会の皆さんとともに、計画の白紙撤回に粘り強く取り組んでいく姿勢だけは取っていきたいと思っております。以上です。

○向 山 (11 番)

町長選挙もあります。町長の大きな課題として昨日の答弁の中に板沢最終処分場の問題、三つの中のひとつとして入れていただいております。どうかその町長の思いが

相手側に伝わるようお願いをしたいと思います。次の質問に移ります。再生可能エネルギーとして辰野町では太陽光発電が主力であり多く普及しています。晴天確率のこともあって長野県では多く普及しているわけではありますが、その太陽光発電施設の設置について、昨年9月辰野町では県下でもかなり厳しい条例を制定しました。しかし依然として住民からは不安の声が多く聞かれます。課題は何でありどのように解決していくのかについて質問していきたいと思います。まず条例制定の前後からつまり条例制定前の申請であっても、条例制定後に着工するものについては条例が適用される仕組みになっています。従って条例制定の前後から申請があったり、事前の相談、問い合わせ等があったりしたもので許可に至らず、保留や審査中のものはどのくらいあるのか、その場合どんなことが課題になっているのかお聞きします。

#### ○住民税務課長

それでは向山議員の質問にお答え申し上げます。令和2年9月の運用開始以来、8月末現在の条例施行後の設置許可申請件数は14件、許可件数が14件でございます。一案件が地区と合意に至っておらず、添付書類が整わないため申請に至らず保留となっています。ほかに事業者からの申請の進め方に関する問い合わせや地元区への説明会を行う段階である、農業委員会からの情報、地区の方などからの情報で把握している案件は7件であります。保留になっている案件で課題になっているのは、低圧分割案件と判断されるものです。規制の少ない発電出力が50キロワット未満の複数の発電所を、事業者が異なるごとに小分けに申請するケースです。申請が容易で投資目的で設置される場合があり、事業の権利移転が行われ設置責任が曖昧になる、事業途中または事業終了後に施設が撤去されず、放置されることなどを地元では危惧しています。また森林伐採を伴う開発の場合、森林の保水能力が低下し災害を誘発する可能性があるとした心配や、そもそもふるさとの景観にそぐわないなどの声があります。町の条例では発電出力が30キロワット以上の場合、周辺住民や関係区への説明会を業者に義務付けていますが、住民側に十分な理解が得られず本申請に至っていない案件があります。以上であります。

#### ○向山（11番）

分割案件50キロワット未満の問題ですね。経済産業省でもこの問題を課題について問題視し制度の改正もされていますが、その前に経産省の許可を得たものについては適用になっていないという課題があるかと思います。これは大変大きな問題であり

まして、過日信濃毎日新聞でですね、この保留になっている案件というふうに思いますけれども、大きく新聞で取り上げられました。隣接する区長の考え方が異なっている対立ってわけじゃないんですが異なっている。これはですね元々この土地はかつてからいろいろな開発計画が持ち上がって、土地の所有者もですねもう20年にわたるこういうものに関わってくる中で、疲れている部分もあるだろうと思います。これは全く私の想像でありますからあたっていたら申し訳ないと、あたっていなかったら申し訳ないと思いますが。現地はもう牧草を刈り取る予定だったところですが、そういう利用もされていない所ですね。20年来のそういうところありますから、手放した人はもう手放したやっだから早く何とか金が入る、開発してくれっていうことになるのは当然のことではありますが、一方でこれは明らかな分割案件だというふうに思っています。業者の説明もそれに近いような説明もありました。ですから将来にわたって所有権が移っていった場合に、厳しい条例を作ってもそれがすり抜けられてしまう恐れがあるということでもあります。そういうわけで区長の同意がなければ進まないという、この条例の仕組みからいくと大変これは前へ進みにくい、一方で早く進めてくれという希望もあるわけで、これ担当者が非常に苦悩しているんだろうと思います。今、その問題をどう解決するかでなくてこういう問題が起きないようにするには、一つの方法としては所有権の移転前にきちんと町で承認をすとか、そういう仕組みが必要だろうというふうに思います。農業委員会でのチェックに期待したいところではありますがなかなかチェックがしきれない部分、あるいは農地でなければチェックがかからないわけですから、この点についてはやはり検討が必要ではないかと思います。それから雨水の保水力の問題ですね。これもですねある地区での業者の申請は10年に一度の確率で計算されてたということで、とても今の大きな降雨があるときにそれで話をすること自体がもう無理ではないかというふうに思います。こういうような課題があるわけで、ひとつはですね職員の皆さんが業者と地元と板挟みになるっていう状態になっているんじゃないかと思うんですが、これは条例できちんと決めれば板挟みになる必要はないわけです。今も課長からも答弁のあったような課題について、条例でもっていくというような考えはないのかどうかお聞きしたいと思います。

#### ○住民税務課長

向山議員のご質問にお答えいたします。低圧分割案件につきましては条例に具体的判断が示されておりませんが、この点につきましては審議会でも議論をしているとこ

ろであります。先ほどの課題に対する町の対応としましては、再生可能エネルギー推進室の2021年4月1日改定の「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」の分割の判断に基づいた運用を同様にしていくところでもあります。雨水排水施設については設置場所の個々の事象を考慮し、環境審議会において意見をまとめ、業者の申請に対し意見を付す対応をしているところでもあります。昨年9月に条例を施行し1年が経過いたしました。住民の方にも事業者の方にも条例の考え方が浸透し始めてきたところであると感じているところでもあります。町はあくまで中立の立場であることを前提に、事業者には住民に十分な理解を得た中で発電施設を設置され、維持管理が適正に行われていくことをまずは現条例により引き続き求めていきたいと考えております。しかしながら他県や他市町村の条例など様々な考え方や取り組みがある中で、住民の不安を解消するための研究は常に進めていきたいと考えています。以上であります。

○向 山（11番）

他県、他市町村の例もってことで今答弁がありました。山梨県は条例改正をして、森林に関しては一切もう太陽光発電の設置を認めていない、認めない規制区域に指定をしました。麻績村もですね条例によってその規制区域を指定をするということで、ほぼ村内の全域にわたって規制がかかるような条例を作りました。この再生可能エネルギーに直接かかわらない部分でいうと、富士見町は先日朝日新聞に出ておりましたけれども、環境保全条例で3,000平方メートル以上の土地について、権利を取得するような場合については、あらかじめ町長と協議しなければならないという規定になっています。これと再生可能のエネルギーの条例、再生可能エネルギーの条例はおそらく辰野町がお手本にしたところだろうと思うんですが、実は別立てでこの環境保全条例があったんですね。このそのあらかじめ町長と協議をする、契約の締結の前についていう部分を外すっていうのが今回の9月の富士見町定例会へ上程をされるというようなことで、論議が出ているというような新聞報道であります。どういう経過であったかはつまびらかではありませんけれども、私はむしろ外すんでなくて辰野町はこれをお手本にしていくということが、先ほど言ったように土地の先行取得をしたからということが、どうしても地元住民との話し合いの中で出てくるんですね。3月の議会では竹村当時の課長がですね、そういった問題で保障問題になったらどうするんだって言ったら、町が許可にするんだから町が全面的に出て対応しますよというふうに言っ

てはくれています。でも地元の町民の皆さんにしてみればですね、もう土地買ってその保障どうしてくれるんだって言われちゃったらなかなか反対しにくいわけです。ですから予防措置としてこういうような事前取得についての協議ってというようなことも、条例に組み込んでいく必要があるんじゃないかというふうに思います。ここについては他県や他市町村のものを参考にしついでいうふうに先ほど課長からの答弁ありましたから、その中に富士見町の例もひとつ参考にさせていただければというふうに思います。三つ目の質問に移ってまいりたいと思います。法定相続人がいなかったり、相続人が不明であったりする空き家や空き地が増えて、管理責任が明確でないために放置されています。このような状況について、またそこから生じる問題について町としてどのように捉えているかお聞きします。

○まちづくり政策課長

空き家、空き地につきましては、まず第一義的な責任を有するのはその所有者等でありまして、できる限り所有者が自主的に管理不要な状態を解消するように対応しなければなりませんし、私ども行政はその助言指導を行うということ等、必要な情報を提供しながら指導していくという立場にあるかと思いますが、しかし所有者が不明である場合、また所有者が死亡しておりその相続人が全員相続放棄をして不存在である場合、こういった場合には空き家などの適切な管理のための措置を求める相手が存在せず、通常の方法では問題を解決することができないわけでございます。それに対してこれまで取られた方策としましては、行政代執行でありますとか財産管理人制度の活用などが考えられてまいりました。以上です。

○向 山（11番）

この空き地、空き家が増えていることについては国も問題視してきておりまして、平成30年度に国では所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法っていうのを制定しました。簡単に私の方で申し上げておきたいと思います。公共事業をやっていくうえで土地の相続人等がいなくて、その土地を利用することができないような場合に、県が一定の手続きをとってその土地を利用することができるというような制度であると私は理解をしています。しかしですからこれがですね国土の0.4%くらいに、この所有者が不明であったりする土地があるっていうふうに言われてますけれども、そうすると香川県よりも少し狭い面積になります。その国の問題意識と私がこれから申し上げる問題意識とはかなりずれています。今課長から答弁があったように地域の

管理責任どうしていかってという視点で、相続人がいない場合には管理責任放置されていってしまうわけですね。行政代執行だとかいうことも言われたわけでありましてけれども、先例としてですね辰野町でもそういうようなことで処理をされた案件があります。議会へも報告されていたかと思いますが、経過について個人情報にも係わる部分ありますから、概略で結構ですが説明をいただければと思います。

○まちづくり政策課長

一例事案を申し上げますと、財産管理人制度による手続きを経て町が土地の寄付を受けた事案でございます。死亡により相続人のいない者の利害関係者である縁故者が家庭裁判所へ申し立てをしまして、そこで選任された相続財産管理人の弁護士が相続人捜査の公告を経て、特別縁故者または国庫に帰属させるかの判断手続きを行うというその過程の中で、亡くなられた方の身の周りの世話をしてくられた利害関係人の意向を尊重する形で、町に寄付の申し入れの可否を求めてきたことから、町でも検討した結果立地条件等ふまえて活用の道を選択した事例でございます。相続財産の寄付は家庭裁判所への町からの上申手続きを経て許可され、町への所有権移転登記に至ったという経緯でございます。以上です。

○向 山 (11 番)

空き地、空き家がそのまま放置されますとですね、防災・防火・防犯・衛生・景観維持等の様々な問題が生じまして、住民の不安の下になるわけでありまして。相続人がいないあるいは所有者が不明であるという土地や建物を放置していくと、今指摘したような問題が顕在化してくるわけでありましてけれども、町として今説明のあったような例を参考にしてですね、その負の遺産にならないうちに有効活用すべく積極的に今のこのような制度を対応すべきと考えますが考えをお聞きします。

○まちづくり政策課長

ここで施行されました所有者不明土地法、省略して申し上げますが、こちらにつきましては、財産管理制度に係る民法の特例で地方公共団体の長などが、家庭裁判所に対して財産管理人の選任などを請求可能にする制度が創設されております。この財産管理人制度の活用によりまして、所有者不明などの空き家の解消につながればと思っておりますし、議員ご指摘のとおり土地や建物を放置していきますと、防災・衛生また景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。この財産管理人制度につきましては、一方でその公費の支出が伴いますので、その対象となる土地・

建物の費用対効果の課題もありますが、活用が見込まれるつまり放置しておりますとその価値がですねだいぶ減少してまいりますので、活用が見込まれるという早期対応のために、そのためには町が介入することが必要であるとの認識をもっております。以上です。

#### ○向山（11番）

実は私の近くにもですね不幸にして法定相続人のいない方が亡くなられて、そのまま放置されているっていう案件があります。その案件から町内を回るときにですね意識してみると、どうもそれっぽい物件てのがやっぱあるわけですね。費用対効果という話ありました。それは十分にわかります。従って町中全部あるいは山まで町で引き受けるのかっていうことについては、課題があるのは十分わかりますけれども、やっぱり住宅地だとかいうところは放置しとくと、先ほどから言うデメリットが大きくなっていくということで治安上も問題になってくる可能性ありますから、ぜひ前向きな検討をしていくことが必要であるというふうに指摘しておきたいと思います。そのような土地について当然のことながら自助というのが成り立たないわけでありまして、互助や公助で対応しなくてはなりません。生活環境上の課題、雑草・雑木の繁茂、枝が隣地や公道にはみ出てくる等に対して、地域との連携はどのように考えているか、地域に何を求めていくのか、これまでも質問をされてきていることでもありますけども改めてお聞きします。

#### ○まちづくり政策課長

はい。一般的に周辺に悪影響を及ぼすような空き家につきましては、行政が介入すべき事案と判断した場合についてはですね、所有者へのアプローチ次第で状況が改善するかしないかについては、多くの時間を要する場合もございますが最近あった事例ではですね、雑草が繁茂してきて近隣に迷惑をかけているということで区の方から相談がありまして、住民税務課の生活環境係が対応いたしました。県外の所有者でありましたので、指導をしたところその所有者が見つかりまして、辰野町のシルバー人材センターへ依頼をして環境整備を実施し、一方ではまちづくり政策課では空き家の解体または活用としては空き家バンク、そういったものも説明をしながら今現在その所有者の判断に任しているところでございます。一方、今年度町内各地の空き家などの実態を把握するため、この10月から建物の全棟調査を開始いたします。調査員が建物や敷地の状態などを外観で調査し写真撮影をします。空き家などの課題の整理や今後

の利活用の方策を検討する際の基礎資料とすると同時に、各区とも情報共有を図ってまいりたいと思っております。実態調査の協力につきましては8月の区長会でご依頼したところでございますが、この9月末には回覧文書で全戸に周知をする予定でございます。この調査により空き家の実態把握を進める中で、個々の物件に対する対応策も検討の俎上に上げられてくるものと考えております。以上です。

○向山（11番）

わかりました。一つひとつ点検をしていくってということであるというふうに理解をしました。併せて地元との情報共有をしていくということでもあります。この情報共有の部分がですね、やはり個人情報であったりして、区の方でもなかなか連絡先が分からないというようなことがあるわけで、今のお話の中ではそういう案件については相談すれば対応してもらえるものというふうに理解をしましたので、ここの項についての質問は終わりたいと思います。四つ目、会計年度任用職員についてであります。会計年度任用職員制度が始まって2年目になります。いわゆる正規職員以外の臨時職員とかパートとか嘱託等々いわれ、様々な雇用形態であった非正規職員の皆さんの待遇が大きく変わるものであります。時間の関係でございます。いくつか細かい質問をお願いをしておりますけれども、まとめてですね改めてこの制度の趣旨、目的は何であったのか。そしてこの趣旨の達成について総務省から通達が令和元年、令和2年の12月にそれぞれ出ているかと思っておりますが、こういった通達に沿ったような形つまり国の創設したこの制度に沿ってですね、制度が運用されているものかどうかについてお聞きします。

○総務課長

お答えいたします。会計年度任用職員制度は行政需要の多様化に柔軟に対応し、業務の能率的で適正な運用を図るため、多くの自治体で増加しております臨時職員や非常勤職員の適正な任用勤務条件を確保するために、令和2年度から新たに設けられた制度であります。制度開始以前は各自治体でバラバラであった取り扱いを統一的にするといったものになります。辰野町での状況でありますけれども、基本的には通達の中で適切な募集、任用の実施、勤務時間、休暇等の設定等指示されておりますけれども、概ね制度の趣旨に沿った運用をしていると思っておりますけれども、給与水準ですとかまた一部には長年同一の方を会計年度任用職員に雇用した例がございますので、そういった部分では趣旨から少し外れている部分はあるかなと思っております。

## ○向 山 (11 番)

私もですね総務省の通達を見ると、概ねこの通達どおり運用されているのかなど。ただ達成基準というのが示されていないので、そういう意味では上限がないわけですし、いわゆる非正規職員の部分でもですね優秀な人材を確保して、安定的な業務を執行をしていくべきだというのが趣旨の大きなもののひとつであるかと思えます。そういう意味では処遇の改善というのが一番基本であると思えます。総務省の通達にクリアしてるからということではなくてですね、なお一層の改善を求めていきたいというふうに思います。最後の質問に移りたいと思います。二期目を目指す町長の基本姿勢ということで、公約をどうするのかということではなくてですね、大きく変わる今の社会情勢の中でですね、町長はどのような基本姿勢、理念をもって町政に臨もうとしているのかということで、お聞きしたいというふうに思っています。大きく変わる社会情勢というのは、まだウィズコロナの時代っていうふうに言われてて、コロナの収束っていうのはなかなか見えないし、これはずっと長いお付き合いになっていくんじゃないかというふうに、変異を繰り返していますしねいうふうに言われています。14 世紀のペストだとか 100 年前のスペイン風邪の流行によって、社会の有り様は大きく変わりました。コロナの状況がどうなるかわかりませんが、ことによるとそういう時代の変化の中にこのコロナがあるのかもしれないし、もっといえば最初から申し上げている異常気象の問題ですね。これは SDGs の問題が出てくるきっかけにもなっておりますし、そのことによって産業構造も大きく変わろうとしています。いわゆる脱炭素ということで化石燃料を使わないエネルギーの開発、水素エネルギーだけでなくアンモニアのエネルギーなんてことも新聞報道されておりますけれども、その産業構造の変動っていうのは町内の企業にも大きく影響してくるってふうに思います。そういう意味では本当に様々な要素で時代の分かれ目に立っている、その中でですね町長はどのような理念をもって町政に臨もうとしているのかお聞きしたいと思います。

## ○町 長

はい。町政における私の基本姿勢は 4 年前の公約で掲げた「辰野の町民の幸せのために」また「辰野の未来を創る」でありまして、その思いは一貫して変わりません。二期目を目指す中でその考えを発展させ、第 6 次総合計画の基本構想に掲げた町の将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現に向け、町民や行政をはじめ町に関係する、みんなで創る協働・共創のまちづくりを進めていきたいと

思っております。ただし地域の成長・発展には安心・安全な基盤があることが大前提となります。一期目の4年間では令和元年台風19号による災害、今回の大雨災害などがありました。今後最大震度6弱が想定される南海トラフ大地震などの発生も、念頭においておかねばならないと思っております。友好都市の千葉県鋸南町については令和元年台風15号により大きな被害が出て、辰野町からも職員の派遣など支援も行いましたが、復旧には長い期間を要しております。被災後の速やかな復旧・復興に取り組むとともに、防災体制の整備、町民同士でつくる安全な地域づくりに取り組みたいと考えております。新型コロナウイルスにつきましても収束までにはまだまだ時間を要するものと考えておまして、長期戦で臨む必要があります。感染防止対策の徹底とワクチン接種事業の着実な推進とともに、様々な影響を受けている地域経済の下支えや生活支援にも取り組みます。更にコロナ禍や自然災害の多発で世の中の価値観、仕組みも急速に変化しまして、人口減少も予想以上に進んでおります。このため地方の各自治体には今後こうした変化を敏感に捉えて、従来の制度や仕組みを大胆に改革していきける柔軟な発想と強い体力が求められております。そのためにはデジタル技術を活用して町民の目線で行政の手続き、仕組み、地域社会を再構築する自治体DX、デジタルトランスフォーメーションについても積極的に取り組んでまいります。更に地域経営の考え方をこれからのまちづくりに取り入れて、運営という考え方から経営的視点に立った政策を展開していきたいと考えておるところであります。

○議長

はい、向山議員、時間が来ました

○向山(11番)

かなり各論にふれるような答弁をいただきましたけれども、ぜひこの時代の変革っていうものをどう捉え、職員と共有していくのかそのところに新しい課題って全部結びついてくるというふうに思っています。期待をしておきたいと思えます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

ただ今より、昼食のため暫時休憩といたします。再開時間は13時30分、1時半ですので時間までにお集まりください。

休憩開始 12時 45分

再開時間 13時 30分

○議 長

再開いたします。質問順位 11 番、議席 1 番、吉澤光雄議員。

【質問順位 11 番 議席 1 番 吉澤 光雄 議員】

○吉 澤 (1 番)

失礼しました。通告した大項目 4 つについて順番に質問させていただきます。始めに今回被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。昼夜にわたり災害対策にあたってこられた関係各位に、感謝と敬意の気持ちを心からあらわさせていただきたいと思えます。大雨災害、気候危機を打開するために地球温暖化を止める政策への転換が、急務であることは明らかなと思います。今回の災害の教訓を生かして進める立場で災害の質問を行います。一番、被害概要と見通しはすでに何人か質問、答弁ありますので割愛します。二番、高齢者等避難の情報の意図と意味について質問します。8 月 15 日 17 時に町の方から「雨は小康状態ですが、町内全域に高齢者等避難を発令します。避難を行う方はご案内しますので役場までご連絡ください。」という通知が私の方にはメールで入りました。昼過ぎから雨がほとんど治まって、小野地区以外の避難指示が解除されたあとでのことでした。避難するかしないか迷った町民の方も多かったようで我が家もそうでした。町のマニュアルを改めて確認しますと、高齢者等避難は危険な場所から高齢者等は避難開始と書かれています。それで今後のためにお聞きします。今回の高齢者等避難に対して避難したいがという相談はどのくらいあったのでしょうか。またどう対応したらいいかというような、戸惑ったような問い合わせなどはどのくらいあったのでしょうか。概数でいいです。今回の高齢者避難の発令の目的と意図はどういうものであったのか、結果論かもしれませんが教えてください。最後は一番大事なんですけれども、今後も高齢者等発令に対しては避難するかどうかは各自の判断で良いということになるのでしょうか。お答えください。

○町 長

はい。今回の災害におきましてはすべての区において避難所の開設準備また各所の被害状況の把握、応急対応にご尽力いただきました。改めて感謝申し上げます。ご質問の高齢者等避難の発令の意味は、先ほども議員の方からも説明していただきましたけれども、高齢の方や障がいのある方など避難に時間のかかる方や、その支援者の方には安全な場所への避難を促し、それ以外の方は避難の準備をお願いするものであります。国は災害警戒レベル 3 相当で、大雨警報や洪水警報が出されたときを発令のタ

イミングとしており、そのまま運用すれば頻繁に発令することになりますので、実効性が下がる心配もあるため、実際の町内の状況や今後の気象情報等の見込みをふまえて、災害の恐れがあり危険が迫っている場合に限り発令する方針で運用しております。今回、町では8月15日正確に言いますと16時58分に全町に発令しましたが、直後に問い合わせも複数あり災害広報の難しさを実感いたしました。詳しい経緯等は担当課長からお答えさせていただきます。

#### ○総務課長

それでは詳しい経緯について私の方からお答えいたします。当日は議員お話があったとおりようやく雨が小康状態となりまして、直ちに災害が起きる可能性は低くなりましたけれども、夜を迎えるにあたりまして不安に感じ、避難所への避難を希望される方がいるのではないかと、そういった方には明るいうちに移動していただけるよう、このタイミングで発令したものであります。その際、地元区の準備も考慮しまして必要な避難所を開設するため、時間がかかる場合については役場へ連絡いただくように広報をしたところであります。さて、問い合わせの件数また戸惑った方はいなかったかというご質問ですが、直後に10件程度の問い合わせがありました。それぞれ「必ず避難所に行かなければならないのか」「家族がいるが高齢者だけ避難すればいいのか」といった内容でありまして、10件とも内容に戸惑われたのかなと思います。それぞれの状況をお伺いし職員がご案内しましたけれども、実際には避難所に移っていただく方はいらっしゃいませんでした。今後直ちに判断をすべきかどうかということなのですが、今回県から直前に避難指示等については積極的に発令をするように強く求められたこともありましたけれども、現実には流してみると混乱が招きやすいつてことが、奇しくも実証された形となりました。ですのでもう少しわかりやすい内容で、それぞれの状況を的確にお伝えできるように研究したいと思います。ですので実際にすぐに避難をしていただかなくてはいけない状況なのか、それとも念のため避難をご検討の方は連絡をしてくれとか、準備をしてくれっていうような内容に、少し告知文については研究して改めてまいりたいと思います。以上です。

#### ○吉澤（1番）

避難発令は本当に難しいと思います。今の答弁をぜひ活かしてよりの確な避難指示になるようにお願いします。次にいきます。災害の応急対応への補償・支援、事前協定についてです。深夜未明から役場や消防だけでなく、区・町内役員や近くの住民

の方が地元の重機をもつ業者さんや住民の方を頼んで、災害に対応して災害の拡大を防いだ危機一髪だったと、本当に既のところだったと話をいくつか聞きました。バックホーやトラックをもっている地元業者や、町民の皆さんのありがたさを痛感した次第です。ただ被災直後ですね、区の役員の方から「町がこの頼んだ重機の費用を見てくれるかどうか分からないけれども必要なのでとにかく頼んだ。区には金がない」というお話とか「昨日に続いて今日も重機で地元の業者さんに片付けを頼んでいるんだが、片づけて応急対応を頼んでいるんだが、費用が折り合わなくて作業が止まっているんだ」という話も聞いたわけです。今回については、区が頼んだ災害応急対応の重機代は町が費用負担するとお聞きしました。平成18年災害の時もそうしたとお聞きしていますが質問です。災害時の応急対応のために区や町内や住民が重機を頼んだ場合には、その費用を町が負担するというルールを、明文化してはっきりした方がいいと思いますけど明文化されているのでしょうか。これが一つです。二つ目、この災害時応急対応について重機を持つ事業者や個人と町が、費用負担を含めた事前協定を結んだ方がいいのではないかと思いますけども、この点はどのようなのでしょうか質問します。

#### ○総務課長

お答えいたします。各区などでそれぞれ依頼していただいた重機使用料等の経費を、町が負担するといった明文化されたルールはございません。今回の災害では被害が広範囲に及ぶ中で、それぞれ迅速な対応が求められる状況でありましたので、各区に自主的な災害応急対策工事の手配をお願いし、町がその費用を全額負担させていただくこととしたものです。ただし個人が個人的に依頼をする場合はこれにあたりません。ルール化については受益者負担の原則がありますので、今後研究をさせていただきたいと思います。それから業者の皆さんとの協定の関係であります。すでに町の建設協会とは災害時の協定を結ばせていただいております。また県主導ではありますが、長野県建設業協会との協定締結も進めておりまして、この17日に事前打ち合わせが予定されているところであります。今後も町としましては様々な業種の事業者と、積極的に協定締結を進めていきたいと考えております。そのほかに各区でも独自に協定等を結んでいただいている地区もあるようですので、議員各位におかれましても、ぜひ地域でそういうような相談ありましたらご協力をお願いをしたいと思います。以上です。

○吉 澤 (1 番)

建設業協会に入っておられない事業者さんもおります。それと現実に先ほど私が二つ例を挙げたような戸惑いもあるわけですので、協定はぜひクリアなものができるだけ幅広く結ぶ方がより迅速で効率的な対応につながる、しかも公平な対応にもつながるんじゃないかと思っておりますので更に進めていただきたいと思います。災害の4番目、河川災害対策予算の獲得と増額、町の防災工事予算の増額の件です。具体的な場所になります。宮木桜ヶ丘の上の梨洞は沢筋が削られてきていまして、土砂が出やすくなって今回もかなりの土砂が出ました。その沢筋に何本もの倒木が沢にかかっている状態です。倒木が絡む鉄砲水や土石流も心配される状況かと思っております。横川川や小横川は近年浚渫が行われまして、今回の大雨でも氾濫防止の効果があつたと、ありがたかったなと思っておりますが、残念ながら今回また大量の土砂が堆積してしまっております。河川、水路、治山砂防予算を増やすように引き続き国、県に、町の方では求めていると思います。ここで関連になりますが、砂防堰堤に土砂などが溜まって砂防機能が落ちているので浚渫ができないだろうか、浚渫してほしいという声を現地で何人かからお聞きしました。岡谷の川岸地区では5基の砂防堰堤にやはり土砂などが堆積して機能が落ちているので、これから県が撤去作業をするというふうに先日報道がありました。そこで質問です。砂防堰堤の浚渫は必要で有効な方法だと思うんですけども、県に要望しているのでしょうか。見通し等が分かれば教えてください。

○建設水道課長

砂防堰堤につきましては管轄が県の方でやっております。県の方に確認しましたところ、砂防堰堤の仕組みとしてですね砂防堰堤はまず第一に土砂、流木を止める施設という目的があるそうです。流れる水については考えてないそうですが、土砂、流木が下流行って氾濫しないために作っているものでございます。砂防堰堤ダム等についてのたまり状況っていうか堆積状況につきましては、県の担当者の方で判断しているそうでございます。いっぱいになったときにはそういう行為もしなきゃいけないこともありますけれども、常に一応砂防堰堤については県の担当者の方で確認している状況をお聞きしております。以上です。

○吉 澤 (1 番)

ぜひ、県には浚渫必要な箇所が浚渫を進めるように要望を続けていただきたいと思います。話の内容は変わります。今回被災した住宅地でその宅地内の水路の拡幅改良

が下流で止まってしまっていて、上流まで進んでいないという場所があります。この水路改良が進めばある程度被害を軽減できるっていうお声を聞きました。町の対処工事になると思います。そこで質問です。今回被災した住宅地内の側溝や水路の改修を、予算を増やして町で進める考えはないでしょうか。

○建設水道課長

建設水道課の方で管理しているのは側溝関係でございます。水路関係につきましては産業振興課の方で用水等の管理をしております。今回の災害の状況の中で多種多様な被害があったことは承知しておりますが、箇所をまず把握して状況等を把握しながら今後の予算の獲得について努力していきたいと思っております。以上です。

○吉澤（1番）

5番目です。地域防災体制強化への支援についてです。「投光器やバッテリー、発電機が足りない」とか「遠くまで土嚢を取りに行っては間に合わない。近くに土嚢置き場を作りたいけれども町は支援してくれるのか」という声を聞きました。また大雨や台風の災害について気象や川の水位情報に応じた避難等の防災行動計画、タイムラインに基づいた訓練が必要だという声を区の役員の方からも聞いております。そこで質問です。区や町内の自主防災組織が整備する一定の防災用資材や機材に対して、町が補助する制度がありますけれども、例示されているものの中にはない投光器やバッテリー、発電機、砂、土嚢袋、スコップなどあるいは土嚢袋を直射日光から防ぐような箱とかですね、自主防災に必要な資材、機材がこの補助制度の対象に幅広くなるのかどうかこれが1点です。2点目、2019年12月の議会で私が横川、小横川等天竜川以外の一級河川についても、タイムライン作りを進める必要があるんじゃないかという質問に対して、当時は今年度から県が計画着手しますという説明でした。ですけれどもこの1級河川のタイムライン作りの現状と見通しはどうなんでしょうか。

○総務課長

ではお答えいたします。町独自の制度で自主防災組織防災資機材整備補助金がございます。予算の範囲内で補助対象経費の3分の2を町が支援するものでございますが、その中に議員おっしゃられました土嚢袋ですとか投光器などの整備が費用が対象になりますので、ぜひご活用いただきたいと思っております。また2点目の河川のタイムラインについてですが、令和4年度に1級河川の浸水想定区域の見直しが県により行われる予定でございます。千曲川の災害を受け現在は北信、東信を優先し予算配分してき

たことから、来年度の着手ということで以前答弁させていただいた内容よりもずれ込んでおりますけれども、浸水想定区域の見直しが終わったのちにタイムラインが作成されることになっております。以上です。

○吉 澤 (1 番)

区や町内の自主防災組織を強めるためにですね、区の意見を聞きながらぜひ支援を強めていただきたいと思います。防災関係の最後になります。被災者への情報提供、支援の強化について。まず情報提供についてです。被災された皆様から「誰に相談すればいいのか」「宅地に流れ込んだ大量の土砂や泥は役場が片付けてくれるのか」とか「床下消毒はやってもらえるのか、消毒器は私が使えるのか」とか「社協にボランティアを頼めることは知らなかった」などの声をお聞きしました。災害は繰り返されてはいますが、当事者になった住民にとっては慣れたことではないわけです。被害が初めてという方やこれだけの被害は経験ないという方も多いと思います。私も分からないことが多くありました。町は8月19日の臨時区長会で災害の応急対応に関する様々な情報と方針を示しました。けれどもこれを知らない被災者が何人もいたわけです。区や町内も災害時の緊急膨大な課題を抱えて、区をとおして被災者に伝達するというには限界があるということではないかと思います。一昨年の千曲川の氾濫で、ある民間が設置したボランティアセンターは、災害応急対応についてのチラシを作って配りとても喜ばれました。これがその実物なんですけど住宅のこと、災害ごみのこと、ボランティアの依頼、健康・介護のこと、家計のこと、罹災証明等のこと、特に災害ごみの処理が問題でしたので。これを被災者に配りながら状況を聞いたりして支援したそうです。そこで質問、提案しながら質問になります。災害時に区長会等に示す方針や情報で、被災住民に直接係わるものは伝達を区任せにせずに、チラシを作って該当地域の全住民に直接届くようにしてはどうでしょうか。

○総務課長

それではお答えします。まず一般の町民の方を対象としました災害相談の総合窓口ですが、住民税務課が担っております。罹災証明ですとかまた消毒の関係ですねそういった部分について対応したり、必要があれば社協また福祉、県への橋渡しも行ってきたところであります。議員ご指摘のとおり災害はほとんどの方が初めてのことで、不安や恐怖心がある中、立ち上がっていくのは本当に大変なことだと思います。町としても様々な支援を行なわせていただいております。見守り世帯については保健

福祉課から民生児童委員の皆さんに巡回をお願いし、困りごとがないか確認もしていただいたところです。こういった災害の対応については実は町も当然慣れているといわけではございません。いろいろな訓練はやりますが、都度都度新たな課題もあるのかなと思っております。現在、町長、副町長の方から指示がございまして、今回対応に困ったことまた問い合わせが多かったことなどを取りまとめて、後年の対応に活かしていくように、記録するよという指示をいただいております。ですのでそういったものをまとめましてチラシという形がいいのか、それともホームページみたいなところにある程度のボリュームのある内容にした方がいいのか、検討しなくてはいいかと思っておりますけれども、いざというときに一目で窓口等が分かる仕組みについては検討してまいりたいと思っております。以上です。

○吉 澤 (1 番)

住民に提供する情報は例えば床下消毒器についてですけども、今回は希望を聞く回覧が回ったわけですけども、消毒器の写真や使い方も示す、つまりご自分で簡単に使えるよということが分かるような、町民目線でわかるような情報を提供に心掛けていただきたい。あと他の議員も質問しましたが、チラシだけじゃあなくて当然、情報告知システムや町のメールなど、あらゆる方法の検討は引き続きお願いしたいと思っております。次、被災者への支援の強化の点について質問します。宅地の復旧は暮らしには欠かせないわけですけども、宅地に入った大量の土砂の片付けは自力ではできません。また土砂が少量でも自力でできない家庭もあります。わたくし道、私道でも多くの住民が利用して生活に欠かせない道もあります。それは今回、私有地の斜面が崩落してこのまま放置すれば更に崩れて町道をふさぐ可能性があるという被災地もあります。しかし災害復旧の大原則として道路や河川は町で復旧しますが、宅地や私道、床下消毒はご自分でというのが町のルールだというふうに説明を受けました。ただですね宅地や私道を良くしてくれって言っているわけではないんです。災害にあって困っているののでできるだけ支援してくれないかというふうに言っているわけです。事実、町には農地の災害復旧事業ちゅうのは町単独ではあるんですよ。だけど宅地や私道の災害復旧への補助制度はない状況です。果たしてこれで良いのでしょうか。「奥さん申し訳ないが、宅地の復旧はご自分でということですよ」と私が伝えたら「だったら水害が起きないように水路をちゃんと直してほしい、今までだって溢れたことがあるんだから」という住民の方の話を聞きました。住民が自力でできない重機などを使った

復旧作業などを、町ができるだけ支援をすることを検討するべきではないでしょうか。床下消毒についていえば、岡谷市は今回役場の職員と委託業者が全部やったと新聞報道されていました。そこで提案と質問になります。区が依頼した災害復旧の重機代については、宅地や私道に関するものでも町が一定の負担をするということをルール化できないでしょうか。また区が頼まないものでもですね被災地が宅地や私道でも一定の条件を満たす場合、生活に欠かせない道だとか非常に利用の頻度が高い私道だとか、そういう条件を満たす場合は、町が復旧費用の一部を支援するという制度を作ることにはできないでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

議員ご指摘のとおり、民地である以上は自己負担をしていただくのが、残念ながら原則です。普段権利として他人の関与から守られている個人の財産に対して、公費負担で支援することについては、やはり議論があり制度化は難しいものと思います。それに代わる形としては、災害によって運ばれた土砂や流木等により日常生活に著しい支障を及ぼしており、個人で対応が困難なようなケースについては、災害ボランティアなどの作業も協力いただきながら撤去をさせていただくことはあります。また区が依頼したものについてというご提案ですけれども、その場合にかなり区のご負担、対応が出てくるものだと思いますので、これについても慎重に考えていかななくてはならないかなと思います。残念ながら現時点では、災害見舞金また義援金等活用した配分というのを、またこのあと全協でもお話ししますが、そういった部分が限度ではないかなと考えているところです。以上です。

○吉 澤（1番）

今、話が出ました見舞金のお話を最後に質問します。14年前につくられた町の災害見舞金支給要綱では、今回35、40棟を過ぎたんでしたっけ、床下浸水家庭への見舞金規定がありません。それから県から見舞金を受ける世帯には支給しないという規定になってます。見舞金額が床上浸水で5,000円、住居でない場合は3,000円ですね。全壊が3万円ということで社会状況に合わないのではないかと思います。箕輪町は先日町長らが見舞金の支給を始めましたけれども、これは床下浸水家庭も支給対象としております。県の見舞金を受けている世帯へも町からの見舞金として出しております。金額は床下浸水で5,000円で上限は10万円だそうです。そこで提案と質問です。床下浸水世帯や県の見舞金を支給を受けた世帯にも、町として見舞金を支給するという

ふうに対象とすること、金額を引き上げるようにこの見舞金要綱を至急改定して、今回の災害から適用するように考えられないでしょうか。

○総務課長

お答えいたします。見舞金の制度の金額ですとか他との制度との重なった場合の対応などの見直しというご提案でございますが、現時点ではすぐに改正は難しいものだと思います。金額がいくらが妥当であるのかまたどういった制度が適当であるかっていう部分については、まだまだ研究不足だと思いますので近隣の市町村の状況を見ながら、今後については検討をしてみたいと思います。今回についてはここで制度を変えるといったことの考えはございません。以上です。

○吉澤（1番）

大項目の2番目に移ります。新型コロナ感染症対策です。まず必要な医療体制確保に関わっての質問になります。感染が拡大して医療崩壊を招いて、助かる命が自宅で次々奪われる非常事態になっています。原則自宅療養の方針を撤回してワクチン接種と一体に医療・検査・補償を抜本的に強化する政策が求められていると思います。県内の状況を見ますと8月29日現在の数字ですが、コロナ感染者の4割が自宅療養、入院できている人は4分の1だけ、宿泊施設への入居者を含めても感染者全体の半分以上が自宅療養あるいは入所措置待機です。感染しても入院・入所できない事態が現に起き、あるいは今後も起きる可能性があると思います。そこで質問です。上伊那の新型コロナ感染者用の入院病床数、宿泊療養施設の入所可能数はどのくらいかその利用状況はどうでしょうか。

○辰野病院事務長

はい。吉澤議員からは昨年12月議会の折りにも同様の質問をされておりますが、この件に関しましては県で行うことでありまして、町とか私たち病院の方では状況を知ることはできません。こちらの方も新聞報道を見て知るという状況です。昨日、今日の新聞を見ましても、一応県の見解としては峠は越えたというところで、40%以下になっているというところでございますので、申し訳ありませんがこれ以上の回答ということとはできないということをお願いいたします。

○吉澤（1番）

私はそれを変えてもらって、町としても把握する必要があると思ったもので、あえて質問しました。状況変わってないということです。残念です。次の質問ですけれど

も、医療提供体制を強めること、町としても取り組む必要があるんじゃないかというところで具体的に1点。南箕輪村にある低所得の高齢者の方が入居する養護老人ホーム、これの1棟30床が丸々空いて、壊すのかどうするのか検討をしているという話を聞きました。このコロナの収束、ピークは越したといってもまたいつ増えるかわかりませんので、これを臨時の医療施設に転用するなどですね、この上伊那の広域でコロナ感染の対策の医療施設を増やすことを検討する、そういうことを進めてはどうかと思いますけどいかがでしょうか。

○副町長

はい。南箕輪にある養護老人ホームにつきましては生活が一人ではできない、ただまだ介護まではいかないような高齢者の方たちを収容する、収容といいますか生活をさせている施設であります。議員ご指摘のようにですねこの施設につきましては現在空きがあるわけなんですけれど、やはりそこにいらっしゃる方たちは高齢者ということですので、その施設にそういうコロナの患者をですね、同じような場所でもって1棟入れるということは、それはまたそれで危険性もあるんじゃないかなと私は感じます。これにつきましては、広域といいますか上伊那の福祉協会の方で管理しておりますので、またそんな質問があったということはお伝えしたいと思います。

○吉澤（1番）

次にPCR検査等の拡大の件です。新型コロナの感染源の半分は無症状の感染者です。これを見つけて隔離しないと感染は収められない。しかし見つけるには大規模検査しかないわけです。しかし日本の人口当たりPCR件数は世界143位と異常に低いままです。この改善が必要だと思います。8月下旬時点で人口当たりの感染者数を見ますと、東京、上伊那の10倍なんですよ。感染経路を見ても首都圏など感染拡大地域から大きな感染源になっていることは明らかだと思います。しかしそれでも法事だとか仕事だとか就職、学業、家族の介護等でどうしても往来が必要な場合があります。往来が行われています。そこで質問です。町が今回2回目として行っております里帰り等へのPCR検査への補助、検査キットの配布は大変いい事業だと思います。ほかの町村からも辰野町はやってるのかっていうことで、驚かれたりお褒めをいただいておりますが、この利用状況はどうでしょうか。2点目、感染拡大地域からの感染を防ぐという意味でこのPCR検査等への補助や検査キットの配布について必要なら何回でも受けられるように拡充してはどうでしょうか。現在は来年3月末まで2回までということに

なっていますが、この回数制限を取っ払ってはどうかと。3番目です。県は検査キットの無料配布を拡大する予算を専決したとふうに報道で見ました。これも活かしてですね町での無料検査を拡大するお考えはないでしょうか。お願いします。

○まちづくり政策課長

まず始めに助成及びキットの配布の利用状況の方をご説明申し上げます。町の独自事業として実施しております新型コロナウイルス検査費用助成事業は、7月1日から開始し利用状況は補助金77件、PCR検査キットの配布76件となっております。予算の執行率で見ますと、補助金及び検査キット合わせて700万の予算に対して概ね25%程度となっております。この事業はご案内のとおり来年3月31日までを対象期間とし、助成回数を2回までとして運用しております。引き続き年末年始の帰省ですとか、仕事や進学それから冠婚葬祭などで町外県外を行き来される方の感染と拡大防止のための助成を継続してまいりたいと思いますので、この件2回を3回にするっていうものにつきましては、予算の執行状況をふまえ感染の拡大状況をふまえないと判断がつかないところでございますので、その推移を見守ってまいります。なお新たな取り組みにつきましては保健福祉課長からご説明を申し上げます。お願いします。

○保健福祉課長

ただ今の町の事業に加えまして、議員ご指摘いただきました県の事業であります、新型コロナウイルス抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業、これが行われることとなりました。9月中旬から下旬にかけて県から参加市町村に対し抗原簡易キットが配布されてまいりますので、町内在住の方で症状が軽症の場合、医療機関を受診するかどうか迷われてる方に対しまして使用をいただくものとなります。軽症による医療機関への受診遅れを防ぎ、また陽性者の早期発見を行うことにより、感染拡大を防ぐものということになってございます。辰野町におきましてもこの事業に参加してまいります。

○吉澤（1番）

ぜひ有効に進めていただきたいと思います。大項目の3番目、川島小学校の廃校問題、通告の三つの点を柱にこれまでの質疑をふまえて何点か質問させてもらいます。まず廃校のメリット、目的についてです。先日保護者からこういうお声を聞きました。「小学校はインフラ。スクールバスの通学では結局親の送迎が必要になって私が働けなくなる。小規模だから学力テストの成績が悪いとかダメな事実があるのか。親や子

どもがそう言ったのか。大きなお世話ではないか。川島小を卒業した上の子は立派に成長している。川島小をなくす話はもうやめてもらいたい。学校は普通にならないでしょう」という言葉です。住民として当然の声だと思います。町長は1月に示した私案で「川島小学校においては自然に囲まれた学校でわが子を学ばせたい、あるいは小規模校ゆえのきめ細やかな教育を望む親の願いから選ばれている。希望にかなう学校という側面と、悩み苦しんでいる家庭の救いの受け皿となっている側面がある。町内の他の小学校とは明確に異なる点である」と川島小の価値を高く評価していました。一方教育委員会は3年前の見解で、川島小は少人数であるために「子どもの学びにとって好ましい状況ではない」「いたずらに存続することは適切でない」と述べています。そこで教育長に質問させていただきます。前議会でも質問しましたが明確な回答がなかったので改めての質問になります。川島小の廃校の準備を進める理由は3年前の教育委員会見解と変わらないのでしょうか。

○教育長

はい。これにつきましては何回もね話をさせていただいておりますけれど、3年前の教育委員会の見解それは今も生きている、今もそう思っております。以上です。

○吉澤(1番)

この教育委員会はまた町長が最近言われた廃校の理由を、私は理不尽だと思うんです。現に川島小に通っている児童や保護者は楽しくて良い学校だと言っています。卒業生も愛着を持っていて、川島小を残してくれと大学生の息子が言っていますとお話も聞きました。子どもが喜んで通うちゅうことは学校にとっては最も大事なことはないでしょうか。ダメな学校だっというのは事実と違って実態する当事者、住民には受け入れられないと思います。川島小の教育に責任を負っている教育委員会がいわば自分で責任が果たせてないと言っているに等しい、天に唾するようなものでありますけれども、これはですね子どもや学校を大事に考えて一生懸命やっている町、教育委員会の、日ごろの基本姿勢と合わないことだと思います。どうしても変な気がするんですよ。また教育委員会がこういうことを言い続けることがですね、川島小の児童や卒業生はダメな子どもだ、そういう偏見や差別を生み始めているという重大な事実も注目すべきだと思います。町や川島区のマイナスイメージを広げることにもなっていますので、この点で廃校のための誤った評価は早く改めるべきではないかと思います。時間がないので、財政問題を聞きたかったのですが止めまして、2と3に関わ

る今後の進め方、希望ある計画をどう作るかということできたいと思います。前議会以降この問題での最も大きな動きは、川島区で地区別説明会が行われたことと川島小の存続を求める会が、世帯全員の77.2%から存続を求める署名を集めて提出したことだと思います。そこで町長に質問させていただきたいと思います。地区別説明会で川島小を統合対象にして検討を進めるという町長と教育委員会の方針は、住民の合意を得たというふうに受け止めておられるのでしょうか。地区別説明会での住民の反応をどのように受け止めておられるのでしょうか。

○町 長

はい。正直申し上げましてまだまだいろんなご意見があるということで認識しております。ただ私もですね、大きな考え方の変更もさせていただきましたけれども、自分自身が考えるのはやはり、一人ひとりの子どもの未来であり将来である、その点に軸足をおいてですね、やはり子どもたちの明るい未来を描きたいという思いは変わらないつもりでございます。今後はやはり教育委員会と一緒にですね、町全体の学校教育の今後のあり方を考えて、保護者の皆さんの声も丁寧に聞いて方向性を探していきたいと考えております。

○吉 澤 (1 番)

納得は得られていないと思うんです。なぜなら地区別説明会は説明への質問だけを受けて、意見は聞いてないんですよ。意見を聞いて話し合わない限り合意は生まれません。質問についても納得していない立場からのものが多かったと聞きます。私が傍聴させてもらった説明会もそうでした。まさにこれからだということだと思います。今後の進め方で希望がある計画にしていくために、大事なことが二つあると思います。一つは川島小と地域振興は切り離せないという現実を認めて、そこに立つことだと思います。町長は1月の私案で恐縮ですがたびたび引用して、「川島小学校は地域コミュニティーの最後の砦。小学校を失った地域に子育て世代が戻ることは難しく、過疎化が加速される。人が減れば地域もなくなる。教育どころではない」と深い結びつきを指定してました。それはそのとおりだと思うんです。無理に離そうとすることがまずいのではないかと思います。二つ目は、住民の信頼を得る民主的で丁寧な検討と話し合いが、今後求められるのではないかと思います。6月議会では教育長は教育委員会の立場として、小学校廃校決めたということは一言もないと私に答弁しました。その意味の説明を前の議員にはありましたけれども決めてない。町長

も6月議会では川島小を統合対象にするとは明言されませんでしたね。お二人とも共通してたのが川島小の統廃合についてはこれから保護者、子ども、地元住民の声を聞いて検討していく、これからだということを強調されたことです。ところがその後の保護者や川島区の地区説明会では、意見を聞く前に考え方が示されたんです、統合対象にして検討を進めるという。これ議会のときの答弁と私は順序が逆ではないかと思うわけです。当事者に関わることは当事者の意見を聞いてそして尊重して決めていくちゅうのが、町政の基本であるべきではないでしょうか。あり方検討委員会もですね提言の中で、学校の統廃合については地域住民との合意形成を丁寧に行うよう、町長、教育長に求めますとはっきり書いてありますので、そのことをこれからやることは否定してないし、やるっては思うんですけどもね、その意味で今回、川島区の住民世帯の8割から川島小学校を残してほしいという要望が、町長と教育長あてに出されたということは大きな意味があると思うんです。区民の意見は分かれているんじゃないかと、大方が存続を求めている、そういう認識が必要ではないでしょうか。そのうえでですね、ちょっと大胆な提案になるかもしれませんが町長に質問します。川島小を統合対象に検討を進めるちゅう方針をですね一旦白紙に戻して、まずこれから当事者、地元の声をも十分聞いて。そのうえで考えを作り直していくというふうに進める、その方が住民の納得も得て前に進めていけるんじゃないかと思えますけどいかがでしょうか。

○町 長

はい。私の考えはですね従来と変わりはございません。私も悩みに悩んで苦しみに苦しんで私自身の結論に至りました。以降は私の考え、思いをやはり丁寧にお話しする中で、かといって教育委員会の立場といいますか教育委員の皆さんの意見もございしますので、一緒になってやはりこれから対応していきたいなと考えておるところであります。

○吉 澤 (1 番)

4年前に話を戻すんじゃないかとですね、コロナもあります。環境の変化や教育の変化に対応して子どもが生き生きと学べる辰野町の小中学校を、どうつくっていくかという議論をして、そのうえでじゃあ統廃合が必要なのかどうするのかと、そうふうに検討を進めていくべきだと思います。辰野町に来て講演したという教育専門家のビデオをこの間見ました。その方はこう言っていましたね。「これまでの教育・学校像

のままでの統廃合ではどんどん悪くなる。外からも魅力を感じず移住者も来ない。先進的で個別最適な小規模校を辰野町がぜひつくってほしい」そういうことを言っておられたと私は理解しました。このことは大事なことだということを指摘して、次の質問に移りますが、1分30秒だで上伊那の高校再編についてです。町や生徒、保護者へのマイナス影響をどう考えるかということです。商業科の半分の生徒は辰野町の町民、辰中卒業生の5人に一人が辰高行ってます。再編で商業科がなくなれば身近に通える高校の枠が減るわけです。通学代などの負担が増えて電車が止まれば支障も出ます。また商業科は町や町内の事業者と協力して商品開発や地域振興をしてきました。ほたる祭り、じもとイチも商業科の生徒の協力で成功しています。商業科がなくなれば町のダメージは少なくない、辰高の魅力のマイナスにもなるかと思います。再編案のとおりだと学校が減るわけです。新しい総合技術教育学科校はいろんな課題も指摘されています。今のところ再編案のメリットは絵に書いた餅です、具体案が示されてませんので。時間がないので最後に私の意見だけ言っただけの終わりになります。今の高校を残してその充実を図ることこそが、町や子どもたちにとって良くなる最も確かな高校再編の道だと考えますので、こうした立場で県に働きかける、対応していくということを求めて私の質問を終わります。

○議 長

以上で一般質問は、全部終了いたしました。本日の日程はすべて終了しました。よって、本日はこれにて散会といたします。長時間大変ご苦労様でした。

## 9. 散会の時期

9月9日 午後 14時21分 散会